

老人福祉専門分科会	
R 3 . 2 . 1	資料 3

あんしんいきいき プラン 2 1

第九次長野市高齢者福祉計画
第八期長野市介護保険事業計画

(案)

 2021-2023
（令和 3 年度-令和 5 年度）

目 次

第1部	総論	1
第1章	計画策定に当たって	2
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の基本的性格	3
3	計画の期間	3
4	計画の位置付け	4
5	計画の進捗管理	5
6	計画の推進のための基本姿勢	5
第2章	高齢者を取り巻く現状と将来の見通し	7
第1節	人口の状況及び推計	7
1	人口の状況	7
2	計画期間における人口推計	9
第2節	高齢者世帯の状況	10
第3節	要支援・要介護認定者の状況及び推計	11
1	要支援・要介護認定者数の推移	11
2	要支援・要介護認定者の状況	13
3	要支援・要介護認定者数の推計	14
第4節	高齢者の疾病等の状況	15
1	疾病構造	15
2	自宅死の状況	17
第5節	高齢者の意識等	18
1	健康・介護予防について	18
2	社会参加・地域活動について	22
3	地域での支え合いについて	24
4	認知症について	25
5	在宅介護について	26
6	介護サービスについて	29
7	地域包括支援センターについて	33

第6節	日常生活圏域の状況	35
1	日常生活圏域の設定	35
2	日常生活圏域ごとの高齢者の状況	36
第7節	高齢者施策推進における課題の整理	40
第3章	基本理念、重点項目及び基本的な政策目標	42
1	基本理念	42
2	重点項目	44
3	基本的な政策目標	46
4	SDGsの達成に向けて	47
5	施策体系	48
6	指標の設定	49
第2部 各論		51
第1章	生きがいつくりと健康づくりの推進	52
第1節	生きがいつくりと社会参加	52
1-1-1	生きがいつくりの促進	53
1-1-2	活躍の場の拡充	61
1-1-3	高齢者への就労支援	66
第2節	健康づくりの推進	69
1-2-1	疾病予防と重症化予防	70
1-2-2	保健事業と介護予防の一体的実施	84
第2章	住み慣れた地域で暮らし続けるための支援	87
第1節	質の高い総合相談の体制づくり	87
2-1-1	地域包括支援センターの体制の充実と機能強化	88
2-1-2	介護認定申請時等のニーズに即した総合相談の実施	89
2-1-3	ケアマネジメント支援の充実	91
第2節	高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保	92
2-2-1	高齢者の権利擁護の推進	93
2-2-2	高齢者福祉サービスの提供	98
第3節	高齢者を支える地域の体制づくり	109

2-3-1	住民の支え合い活動の強化・再編	110
2-3-2	介護予防・日常生活支援総合事業による自立支援	112
2-3-3	生活支援体制整備の充実	118
2-3-4	インフォーマルサービスの活用促進	120
第4節	在宅医療と介護の連携	126
2-4-1	在宅医療・介護連携支援センターの充実・強化	127
2-4-2	人生会議（ACP アドバンス・ケア・プランニング）の啓発	128
2-4-3	認知症診断前後の医療と介護の連携	129
2-4-4	多職種が連携できるICTプラットフォームの構築	131
第5節	住みよいまちづくりの推進	133
2-5-1	バリアフリー化の推進	134
2-5-2	安全・安心のゆとりある住生活の確保	138
2-5-3	生活環境の安全対策の推進	144
第3章	安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進	149
第1節	安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進	149
3-1-1	介護人材の確保と育成	150
3-1-2	サービスの円滑な提供	152
3-1-3	介護サービス等の質の向上と適正化の推進	157
3-1-4	市民・利用者からの意見への対応	160
第2節	災害や感染症対策に係る体制整備	161
3-2-1	災害への対策	161
3-2-2	感染症への対策	162
第4章	適切な介護サービス等を提供するための基盤整備	163
第1節	介護保険サービス基盤の整備	163
4-1-1	在宅サービス基盤	164
4-1-2	施設・居住系サービス基盤	166
第2節	介護保険サービス基盤以外の整備	168
4-2-1	介護保険以外の高齢者福祉施設の整備	169
第3節	高齢者福祉施設等の整備目標	174
4-3-1	高齢者福祉施設等の整備目標	174

第3部 介護サービス量等・給付費等の推計 176

- 1 介護保険等サービスの推計 177
- 2 財政推計 186

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

第3章 基本理念、重点項目及び基本的な政策目標

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

我が国は、世界のどの国も経験したことのない速度で、人生100年時代と言われるような高齢化が進行し、令和元（2019）年10月1日現在、高齢化率は28.4%となっています。また、総人口が減少する中で65歳以上の人口が増加することにより高齢化率は上昇を続け、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22（2040）年に向けて、今後、高齢化が一層進むことが見込まれています。

本市における高齢化率は、令和2（2020）年10月1日現在、29.7%となっています。今後、令和7（2025）年、令和22（2040）年に向けて、特に75歳以上人口の増加が予想されます。

高齢化の急速な進行に伴い、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者などが増加し、不安を抱えながら生活する高齢者の増加や、介護離職の増加、高齢者虐待への対応などが課題となっています。また、災害や感染症などへの新たな対応が求められています。

このため、社会情勢等に対応した総合的な高齢者施策の推進が一層求められています。

一方、団塊の世代が高齢者となり、高齢者数が増加する中、本市の要支援・要介護認定者数は横ばいで推移しており、健康で元気な高齢者も増えています。

趣味や仕事などの社会参加を通じて生きがいのある豊かな生活を営むことができるよう、健康寿命の延伸への取組が必要です。また、豊富な知識と経験を持つ高齢者もまちづくりの貴重な担い手として、地域社会に貢献できる体制を築くことを含め、社会全体で支え合う仕組みの必要性が高まっています。

人生100年時代を見据えた新しい高齢者の定義についての共同宣言

75歳以上を「高齢者」と呼びましょう

65歳からは人生の「全盛期」であり、健康寿命を延伸し、年齢にかかわらず希望と意欲が湧き、自分らしく活躍することができる社会の実現を目指します。

平成30年9月21日

長野市長 加藤 久雄

松本市長 菅谷 昭

(2) 趣旨

前計画では、令和7（2025）年を見据え、基本理念の「住み慣れた地域で支え合い自分らしく健やかで生きがいを持って生活できるまち“ながの”」を実現するため、それまでの方向性を継承しつつ、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、健康づくりや積極的な社会参加を支援するとともに、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指して

きました。

本計画では、いわゆる「団塊の世代」の全ての人が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年のみならず、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22（2040）年を見据えて、高齢者を取り巻く状況等の変化を踏まえ、高齢者が健康でいきいきと生活し、介護が必要となっても安心して生活できるよう「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。さらに、高齢者はもとより、障害者（児）・子ども等の様々な分野の課題について一体的に対応し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくため、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていきます。併せて、高齢者数の推移や長野県医療計画等を踏まえ、中長期的な介護サービス見込量及び保険給付費並びに、介護保険料の水準を推計し、本計画に反映します。

※ 本計画書では、「第八次長野市高齢者福祉計画・第七期長野市介護保険事業計画」を「前計画」といい、「第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画」を「本計画」という。

2 計画の基本的性格

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定し、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画としています。

■第九次長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を示しています。

■第八期長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。なお、本計画に基づき、第1号被保険者の保険料額の算定を行いました。

3 計画の期間

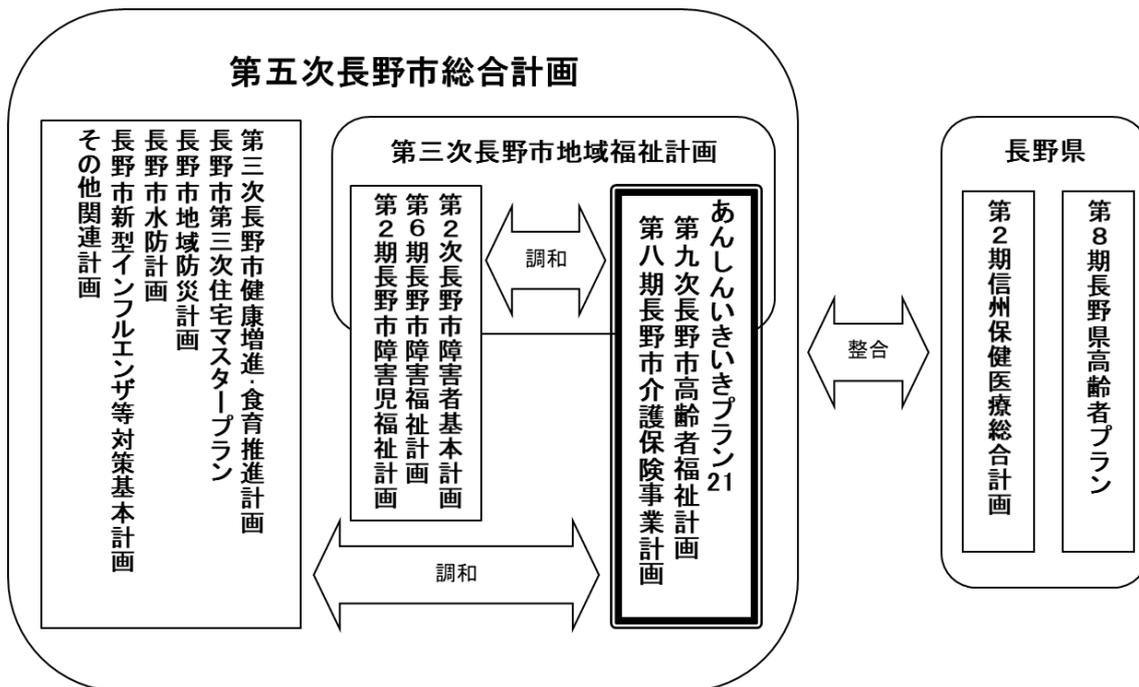
令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据え、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度を目標年度とする3か年計画とします。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第八次・第七期	計画期間					
第九次・第八期				計画期間		

4 計画の位置付け

「福祉都市宣言」を踏まえ、本市のまちづくりの指針である「第五次長野市総合計画」に基づき、地域福祉推進の指針である「第三次長野市地域福祉計画」、健康づくりの指針である「第三次長野市健康増進・食育推進計画（ながの健やかプラン 21）」など様々な計画と連携しながら、本市の財政状況を踏まえて、高齢者が地域で住みやすい社会を築きます。また、新たに策定される「長野県老人福祉計画・第八期介護保険事業支援計画（第8期長野県高齢者プラン）」などとの整合を図ります。

また、本計画では頻発する災害や感染症に対し、「長野市地域防災計画」、「長野市水防計画」、「長野市新型インフルエンザ等対策基本計画」等に基づき対応します。



福祉都市宣言（昭和52年10月9日）

健康で、文化的な生活を営むことのできる明るい福祉社会をだれもが望んでいる。

私たち長野市民は、人間愛に満ちた思いやりと、相互扶助に基づくいたわりの心を養い、豊かで明るい長野市を築くため、ここに福祉都市の宣言をする。

- 1 市民の知恵と、すべての力を集め、人間性豊かな福祉都市の実現に努めよう。
- 1 人と人との触合いを大切にし、一人一人が生きがいを持てる福祉の町づくりに努めよう。
- 1 親切心と、いたわりの心が行き渡る、心の福祉の輪を広めよう。

5 計画の進捗管理

計画の実施状況については、毎年度長野市社会福祉審議会において進捗管理（外部点検）を行うほか、個別の事業について「計画・実行・検証・改善」を繰り返す（PDCAサイクル）という自己点検等を行いながら事業を実施します。また、進捗管理には指標や事業実績はもとより、各種データ等を併せて利活用することで、改善へ向けた取組へ反映することとします。

このことにより、市民ニーズの変化、高齢者を取り巻く社会の動向、高齢者福祉制度及び介護保険制度の改正に応じるとともに、弾力的かつ適正な事業運営に努めます。

6 計画の推進のための基本姿勢

高齢化の進行と多様化する高齢者福祉・介護保険サービス需要に対応するためには、計画推進のための基本姿勢を定め、各種施策を実施していくことが必要です。

様々な場面における連携を強化あるいは充実させ、計画を円滑かつ柔軟に実施していきます。

■保健・医療・福祉の連携強化

本計画は、保健・医療・福祉の密接な連携関係の上に成り立つものです。高齢者の多様なニーズに対応するため、行政にとどまらず各種機関等との連携の強化に努めます。

■地域における連携支援体制の充実

本計画を円滑に実施するため、地域包括支援センターを中核に、保健センター、在宅介護支援センター及び居宅介護支援事業所等による相談・支援体制の充実を図ります。

地域において高齢者が安心して生活を送るのに必要なサービスが、家族をはじめ地域住民、様々なサービス事業者及び地域福祉を支える関係団体（長野市社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体等）の連携・支援の下に提供される体制を充実し、地域共生社会の実現に努めます。

■サービスの質の確保と向上

サービスを利用する高齢者の尊厳を保持するため、介護保険サービスをはじめとする様々なサービスの提供はもとより、その質の確保と向上を図り、充実したサービスが提供されるよう努めます。また、今後ますます拡大する介護需要に対応し、安定的にサービスを提供できる体制を維持するため、県及び関係機関と連携し、介護人材の確保に努めます。

■民間活力、多様なサービス提供主体の参入促進

地域包括ケアシステムを更に推進するためには、多様な主体によるきめ細かなサービス提供が欠かせません。高齢者が安心してサービスを利用できるよう、多様なサービス事業者が保健福祉事業及び介護保険事業に参入できる環境整備を推進するとともに、NPO法人やボランティア団体等によるサービスが提供される体制づくりを推進します。

■情報提供体制の充実と情報の公表と公開

高齢者に関する保健福祉・介護保険サービスについての周知を図るとともに、市民が知りたいときに必要な情報を入手できるように、情報提供体制の充実を図ります。また、介護保険サービス事業者や福祉サービス事業者のサービス内容等については、利用者保護やサービスの適正化を図るため、広く市民への情報の公表と公開を促進します。

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

第1節 人口の状況及び推計

1 人口の状況

本市の総人口は、令和2（2020）年10月1日現在374,273人、このうち65歳以上の高齢者人口は111,337人で、総人口に占める割合（高齢化率）は29.7%となっており、平成27年から5年間で2.1ポイント増加しています。

高齢者人口の推移を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けて比較すると、前期高齢者は平成30年を境に減少に転じている一方、後期高齢者は増加し続けており、高齢者全体に占める割合も上昇しています。

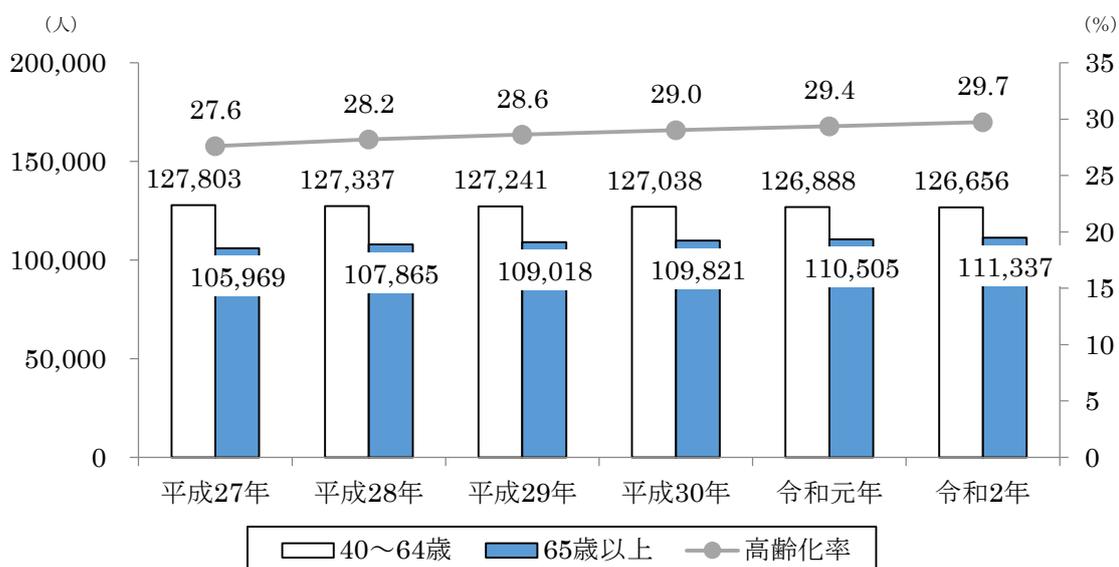
全国・県と比べると、平成27年を1とした場合の令和2（2020）年の第1号被保険者数が全国より低く、県と同程度となっています。

■年齢別人口及び割合の推移

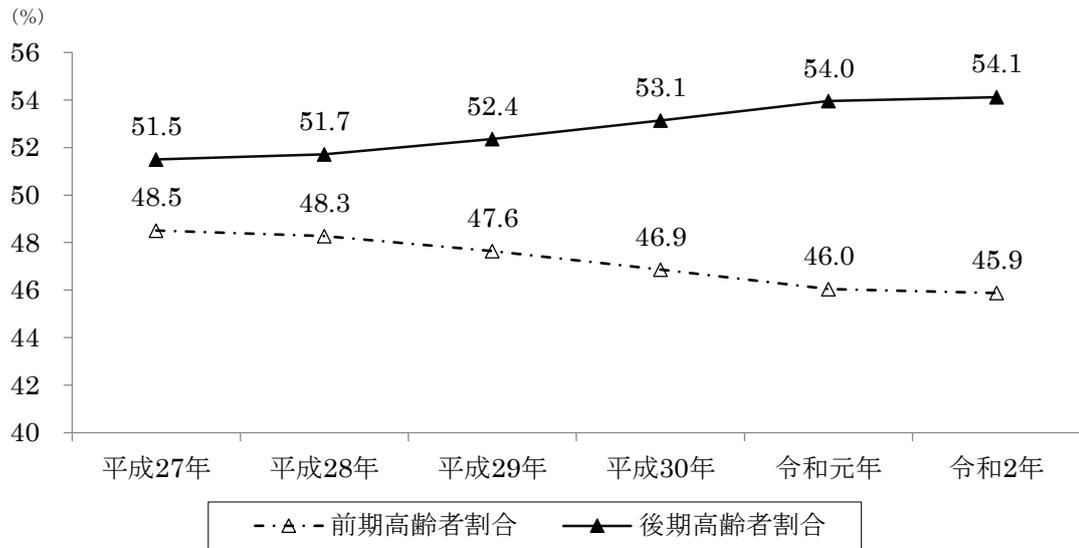
	第七次・第六期			第八次・第七期			増加率 H27-R2
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
総人口（A）	383,639	382,249	380,593	378,351	376,104	374,273	▲2.4%
0～14歳（B）	50,813	49,919	48,995	47,973	46,855	45,838	▲9.8%
割合（B÷A）	13.2	13.1	12.9	12.7	12.5	12.2	▲1.0P
15～64歳（C）	226,857	224,465	222,580	220,557	218,744	217,098	▲4.3%
割合（C÷A）	59.1	58.7	58.5	58.3	58.2	58.0	▲1.1P
40～64歳	127,803	127,337	127,241	127,038	126,888	126,656	▲0.9%
65歳以上（D）	105,969	107,865	109,018	109,821	110,505	111,337	5.1%
割合（D÷A）	27.6	28.2	28.6	29.0	29.4	29.7	2.1P
65歳～74歳（E）	51,402	52,077	51,937	51,461	50,882	51,076	▲0.6%
割合（E÷D）	48.5	48.3	47.6	46.9	46.0	45.9	▲2.6P
75歳以上（F）	54,567	55,788	57,081	58,360	59,623	60,261	10.4%
割合（F÷D）	51.5	51.7	52.4	53.1	54.0	54.1	2.6P

※資料：長野市企画課統計資料より引用（各年10月1日現在）

■40～64歳及び65歳以上人口と高齢化率の推移



■前期・後期高齢者割合の推移

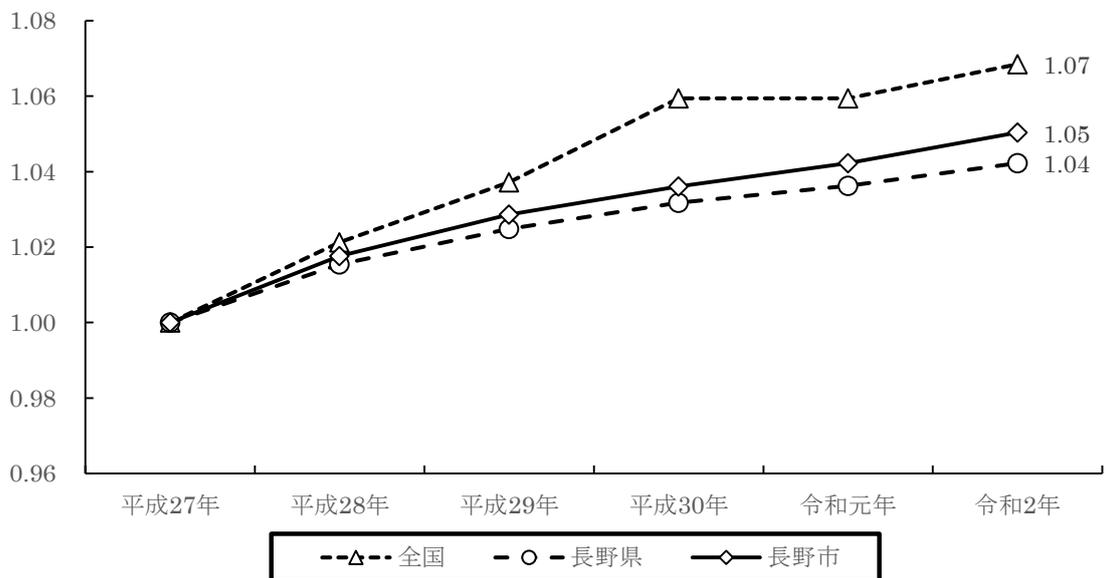


■全国・長野県・長野市の第1号被保険者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	H27-R2 増加率
全国	33,402,429	34,112,872	34,644,274	35,085,304	35,388,434	35,689,398	6.8%
長野県	626,650	636,300	642,223	646,542	649,349	653,117	4.2%
長野市	105,723	107,589	108,752	109,537	110,193	111,044	5.0%

※資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末日現在）

■第1号被保険者数の推移（平成27年=1として計算）



2 計画期間における人口推計

計画期間における人口を推計すると、計画の最終年度である令和5（2023）年には高齢者数が111,821人、高齢化率が30.5%となり、その後も高齢化が一層進んでいくことが見込まれています。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年には、前期高齢者が更に減少する一方で、後期高齢者数が66,900人になると推計されており、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には、前期高齢者が再び増加するとともに、後期高齢者も増加し、高齢化率が4割近くになると推計されています。

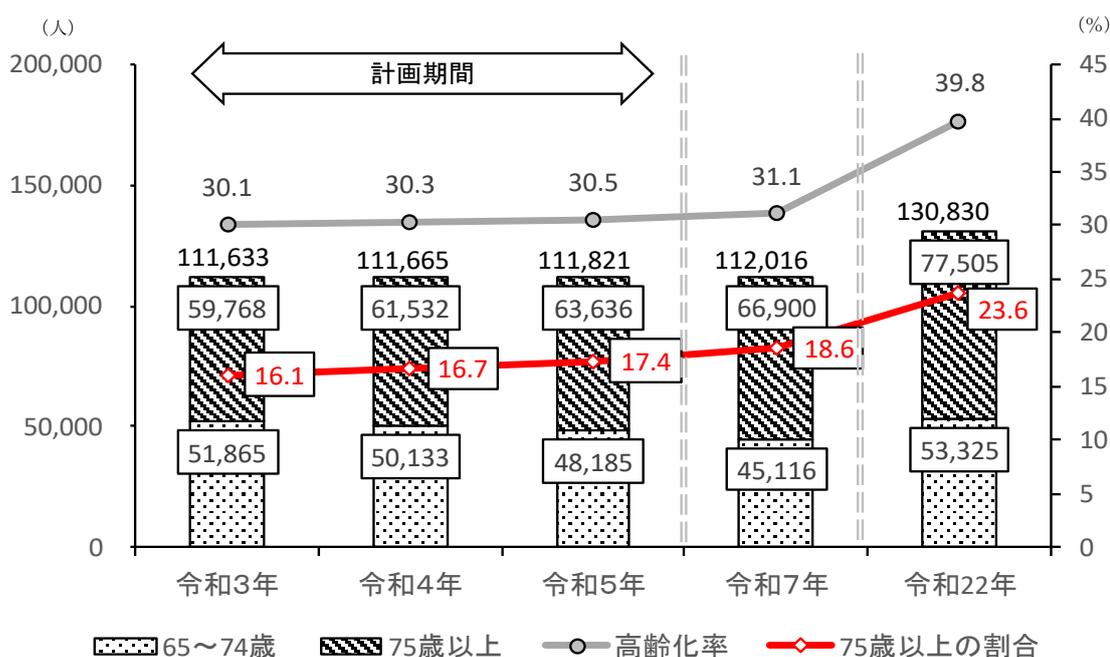
推計方法

- ① 令和3年から令和7年までは、住民基本台帳人口を基にしたコーホート変化率法（性別・1歳ごと）により推計しています。
- ② 令和22年については、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年国勢調査を基に推計（平成30年3月推計）した結果を示しています。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口	371,298	368,715	366,050	360,467	328,937
65～74歳	51,865	50,133	48,185	45,116	53,325
	59,768	61,532	63,636	66,900	77,505
65歳以上 計（第1号被保険者）	111,633	111,665	111,821	112,016	130,830
高齢化率	30.1%	30.3%	30.5%	31.1%	39.8%
40～64歳（第2号被保険者）	125,332	124,900	124,464	124,139	96,209

※各年10月1日現在

■計画期間中の高齢者数（高齢化率）の推計



第2節 高齢者世帯の状況

高齢者の増加に伴い、65歳以上の高齢者の親族がいる世帯（以下、高齢者のいる世帯という）は増加し続け、平成27年度は66,743世帯、一般世帯全体に占める割合は44.5%となっています。

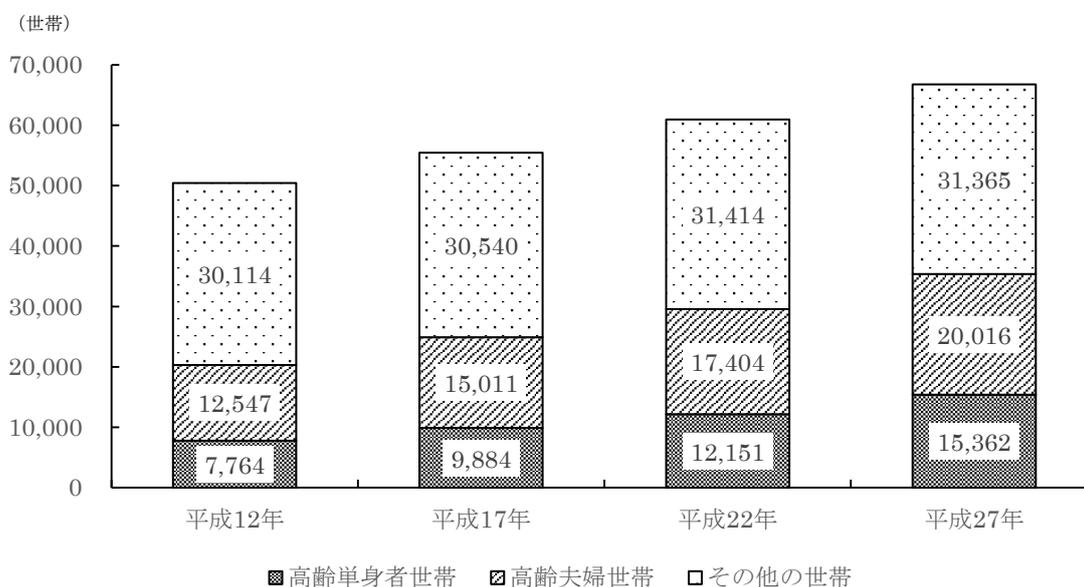
特に高齢者の単身者世帯及び高齢夫婦世帯が大きく増加しており、平成22年から5年間で、高齢単身者世帯で3,211世帯(26.4%)、高齢夫婦世帯で2,612世帯(15.0%)増加し、高齢者のいる世帯の半数以上を占めるまでになっています。

■一般世帯数及び世帯構成別高齢者世帯数と割合の推移

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	139,073	143,858	146,221	150,098
高齢者のいる世帯	50,425	55,435	60,969	66,743
割合 %	36.3	38.5	41.7	44.5
高齢単身者世帯	7,764	9,884	12,151	15,362
割合 %	5.6	6.9	8.3	10.2
高齢夫婦世帯	12,547	15,011	17,404	20,016
割合 %	9.0	10.4	11.9	13.3
その他の世帯	30,114	30,540	31,414	31,365
割合 %	21.7	21.2	21.5	20.9

※ 高齢夫婦世帯：夫65歳以上妻60歳以上の夫婦一組のみの一般世帯

資料：国勢調査（各年10月1日現在）。平成17年以前は、合併前町村分を加えた数値



第3節 要支援・要介護認定者の状況及び推計

1 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は平成27年以降、微増微減を繰り返し、令和2（2020）年7月末日時点の認定者数は20,731人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。第1号被保険者における要支援・要介護認定者数の割合（認定率）はおおむね減少傾向にあり、令和2（2020）年には平成27年から0.6ポイント減少しており、認定率は18.7%となっています。

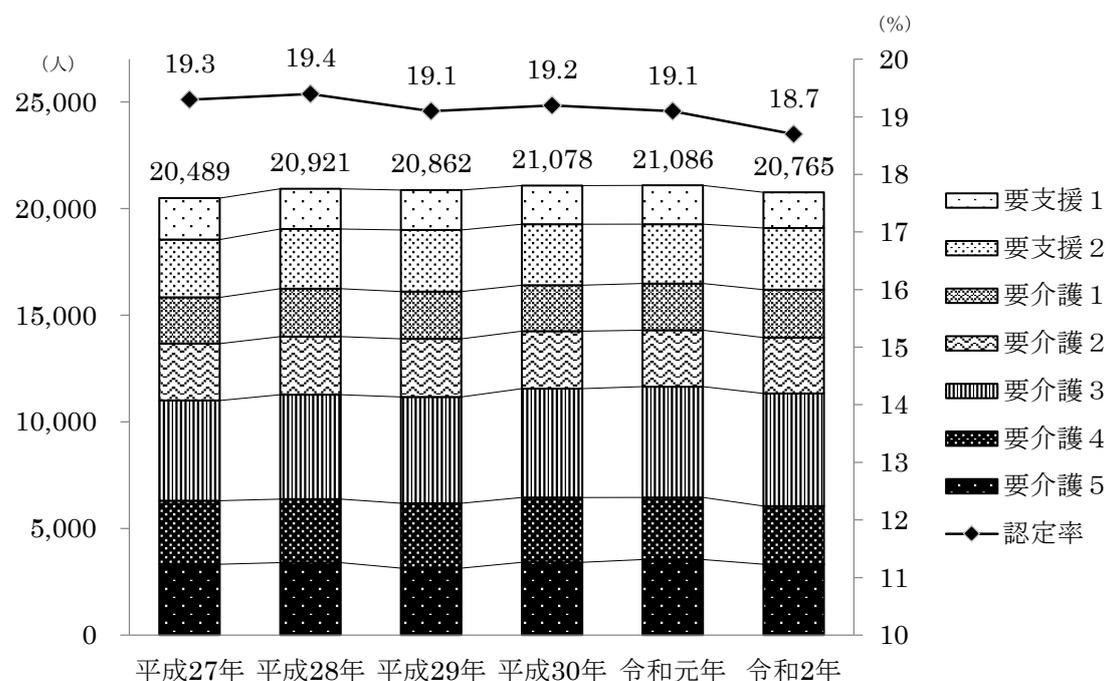
要介護度別にみると、要介護1が最も多く、増加率も高くなっています。一方、要介護5は減少しています。

全国、県と比べると、平成27年を1とした場合の令和2（2020）年の認定者数が1.01となっており、全国、県と比べて低くなっています。

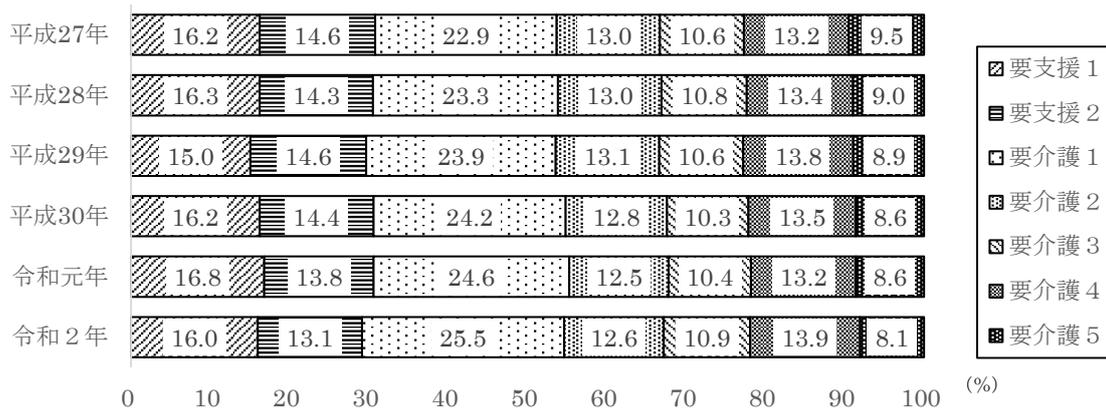
■ 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移

	第七次・第六期			第八次・第七期			増加率
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
要支援・要介護認定者数	20,489	20,921	20,862	21,078	21,086	20,765	1.3%
割合（認定率）	19.3%	19.4%	19.1%	19.2%	19.1%	18.7%	▲0.6P
要支援1	3,323	3,400	3,139	3,418	3,542	3,323	0.0%
要支援2	2,984	2,983	3,049	3,028	2,912	2,728	▲8.6%
要介護1	4,692	4,882	4,983	5,105	5,197	5,285	12.6%
要介護2	2,668	2,729	2,726	2,693	2,645	2,614	▲2.0%
要介護3	2,167	2,251	2,212	2,165	2,190	2,254	4.0%
要介護4	2,712	2,796	2,887	2,855	2,784	2,886	6.4%
要介護5	1,943	1,880	1,866	1,814	1,816	1,675	▲13.8%

※ 資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末日現在）



■要介護度別構成比の推移

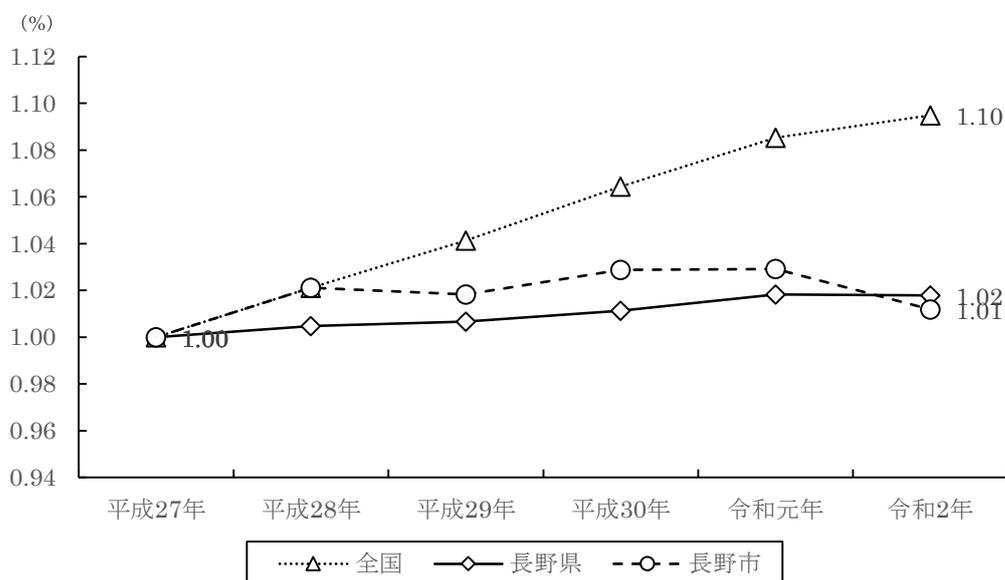


■全国・長野県・長野市の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	H27-R2 増加率
全国	6,025,405	6,152,863	6,274,743	6,413,609	6,539,825	6,630,577	10.0%
長野県	110,185	110,705	110,911	111,429	112,201	112,406	2.0%
長野市	20,489	20,921	20,862	21,078	21,086	20,765	1.3%

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末日現在）

■要支援・要介護認定者数の推移（平成27年=1として計算）



2 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数を年齢別、性別にみると、年齢が高くなるほど認定率が高くなり、90歳代では女性で約8割、男性で6割強が認定を受けています。

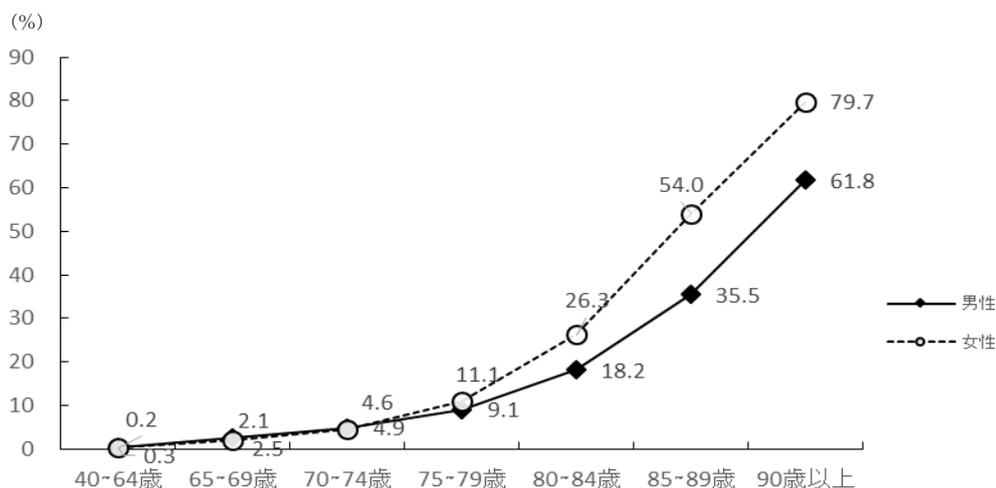
74歳未満では、男性と女性の割合がほぼ同じですが、年齢が高くなるにつれ、女性の割合が高くなっています。

■年齢別・性別 要支援・要介護認定者数

	総数	男性	女性	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	21,093	6,455	14,638	3,368	2,779	5,347	2,669	2,288	2,923	1,719
40~64歳	328	181	147	45	51	62	55	34	37	44
65~69歳	555	289	266	88	85	132	71	71	56	52
70~74歳	1,252	615	637	199	208	304	177	117	150	97
75~79歳	2,196	894	1,302	427	324	576	270	212	230	157
80~84歳	3,836	1,269	2,567	802	561	1,006	429	354	428	256
85~89歳	5,875	1,623	4,252	1,097	843	1,514	712	564	729	416
90歳以上	7,051	1,584	5,467	710	707	1,753	955	936	1,293	697

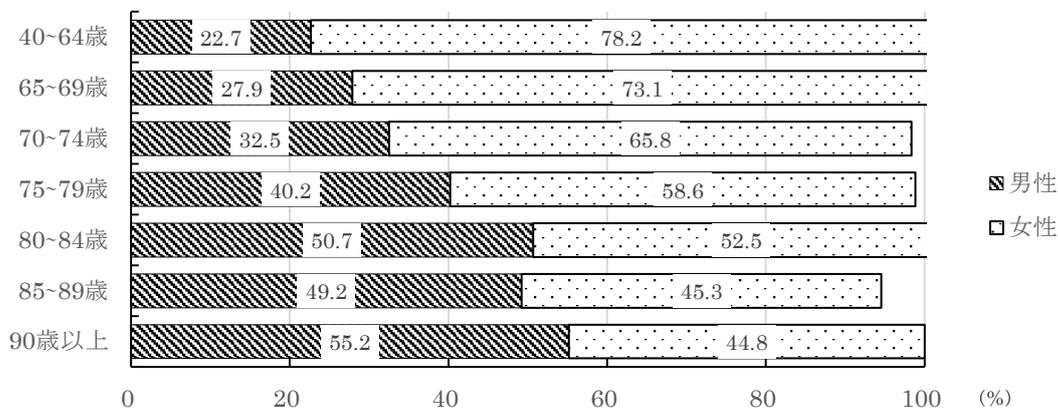
資料：介護保険事業状況報告月報（令和2年9月末日現在）

■年齢別・性別 要支援・要介護認定率



資料：介護保険事業状況報告月報（令和2年9月末日現在）

■年齢別・性別 要支援・要介護認定者の割合



資料：介護保険事業状況報告月報（令和2年9月末日現在）

3 要支援・要介護認定者数の推計

年齢別・男女別の認定率に高齢者数の伸びを加味し、計画期間における要支援・要介護認定者数を推計しました。

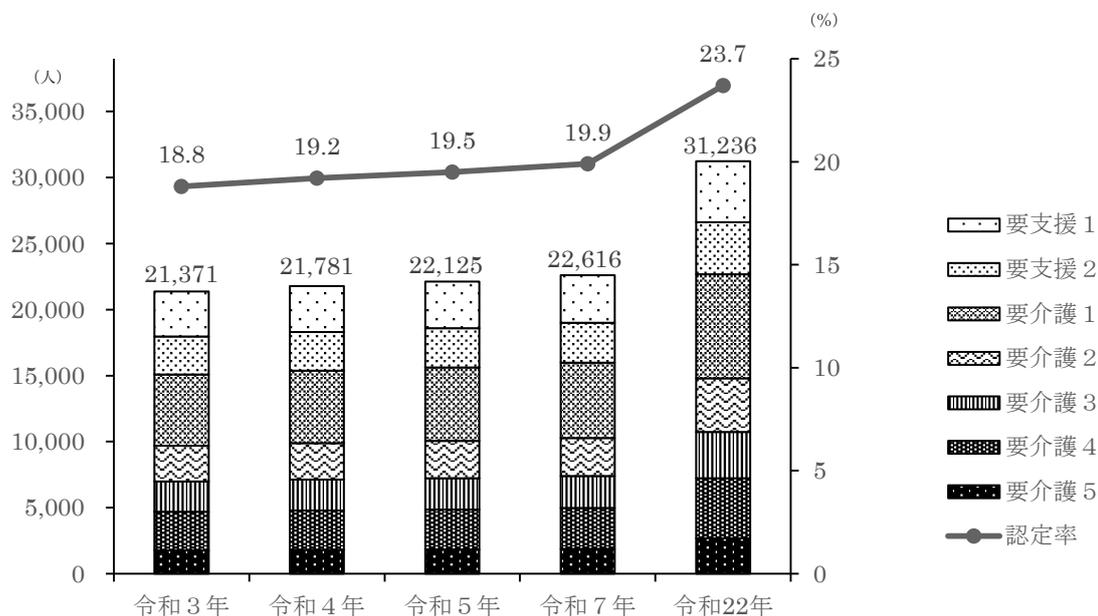
認定率の高い後期高齢者数の増加に伴って要支援・要介護認定者数及び認定率は増加し、令和5（2023）年で22,125人、令和7（2025）年で22,616人となり、令和22（2045）年には3万人を超える認定者数になると推計されています。

■要支援・要介護認定者数の推計

		令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援・要介護認定者数		21,371	21,781	22,125	22,616	31,236
認定率 %		18.8	19.2	19.5	19.9	23.7
第1号被保険者	要支援1	3,376	3,436	3,493	3,571	4,588
	要支援2	2,824	2,873	2,912	2,969	3,887
	要介護1	5,316	5,421	5,511	5,641	7,839
	要介護2	2,663	2,718	2,761	2,825	4,025
	要介護3	2,248	2,291	2,331	2,386	3,473
	要介護4	2,883	2,945	2,991	3,058	4,524
	要介護5	1,730	1,766	1,795	1,836	2,644
第2号被保険者	331	331	331	330	256	

※各年10月1日現在

※認定率は、第1号被保険者における認定率

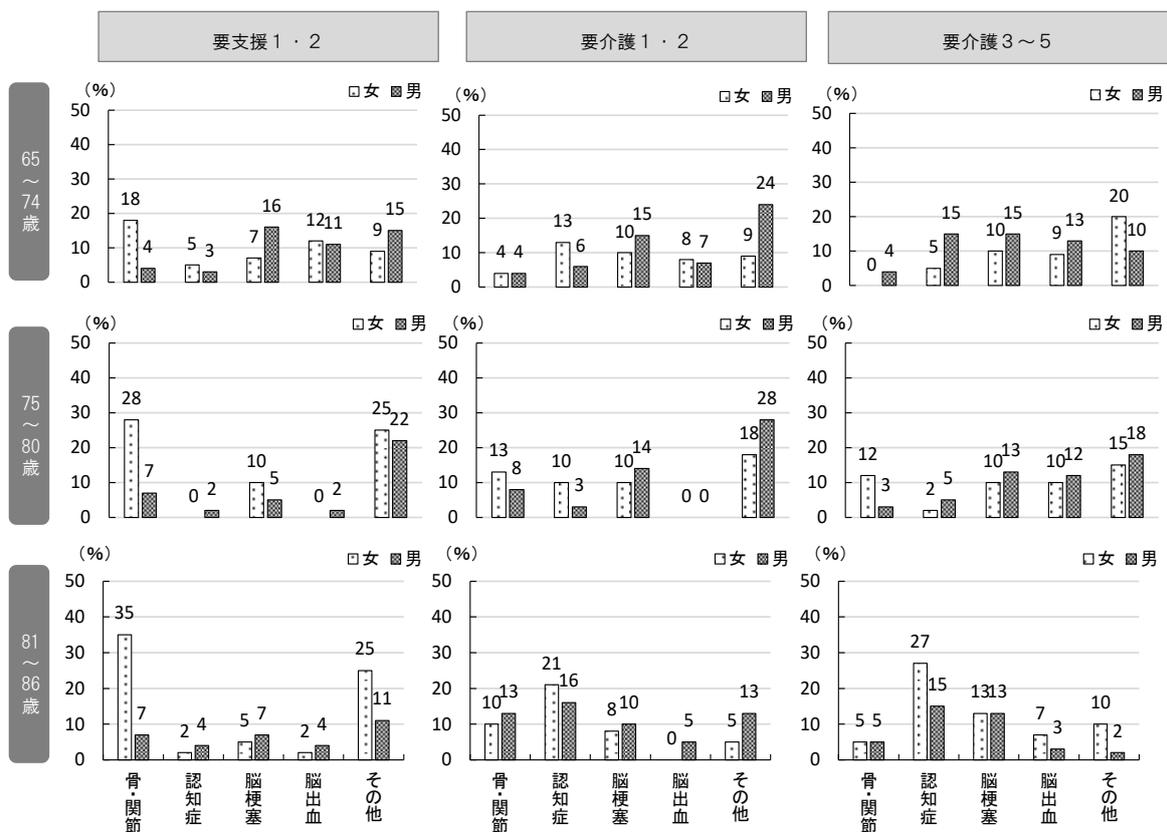


第4節 高齢者の疾病等の状況

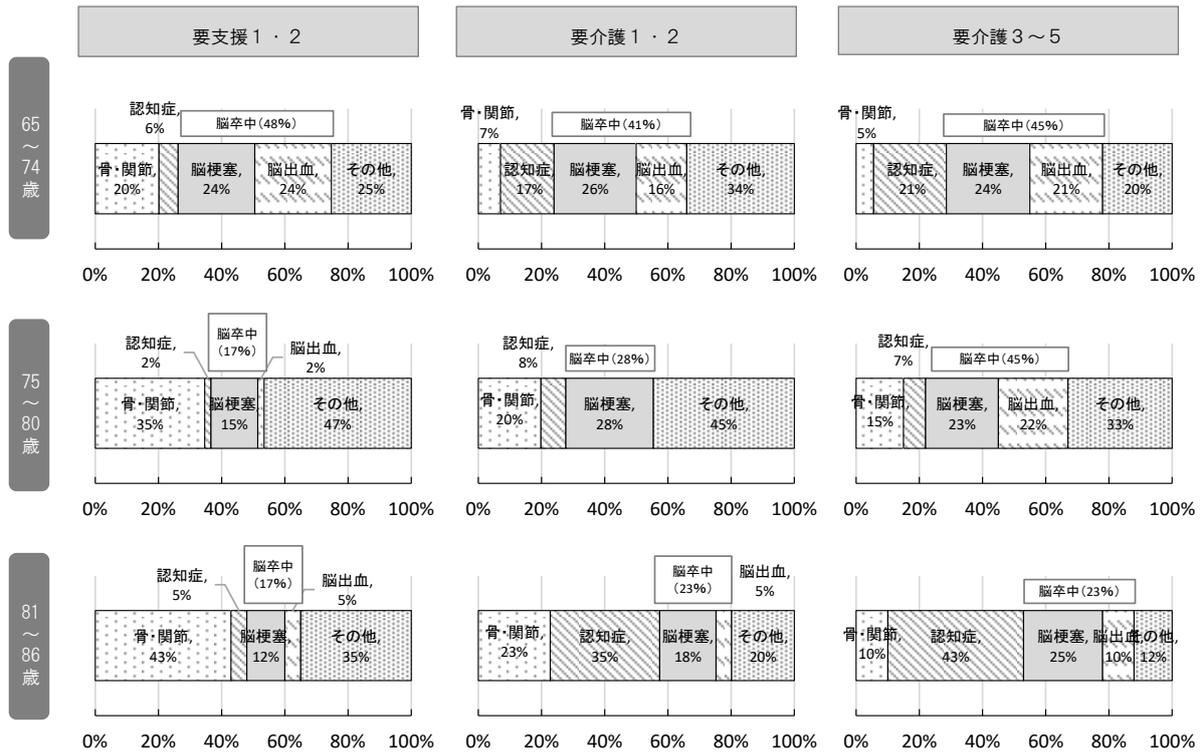
1 疾病構造

長野県がまとめた「医療費適正化推進分析事業 報告書」により、要介護度別、年齢別主病名の割合をみると、どの要介護度においても、65歳から74歳で「脳卒中（脳梗塞・脳出血）」の割合が高くなっています。

また、要支援では、75歳以上で「骨・関節」の割合が高く、特に女性で高い割合となっています。81歳以上では、要介護で「認知症」の割合が高くなっています。



出典：令和2年3月発行 長野県医療費適正化推進分析事業報告書



出典：令和2年3月発行 長野県医療費適正化推進分析事業報告書

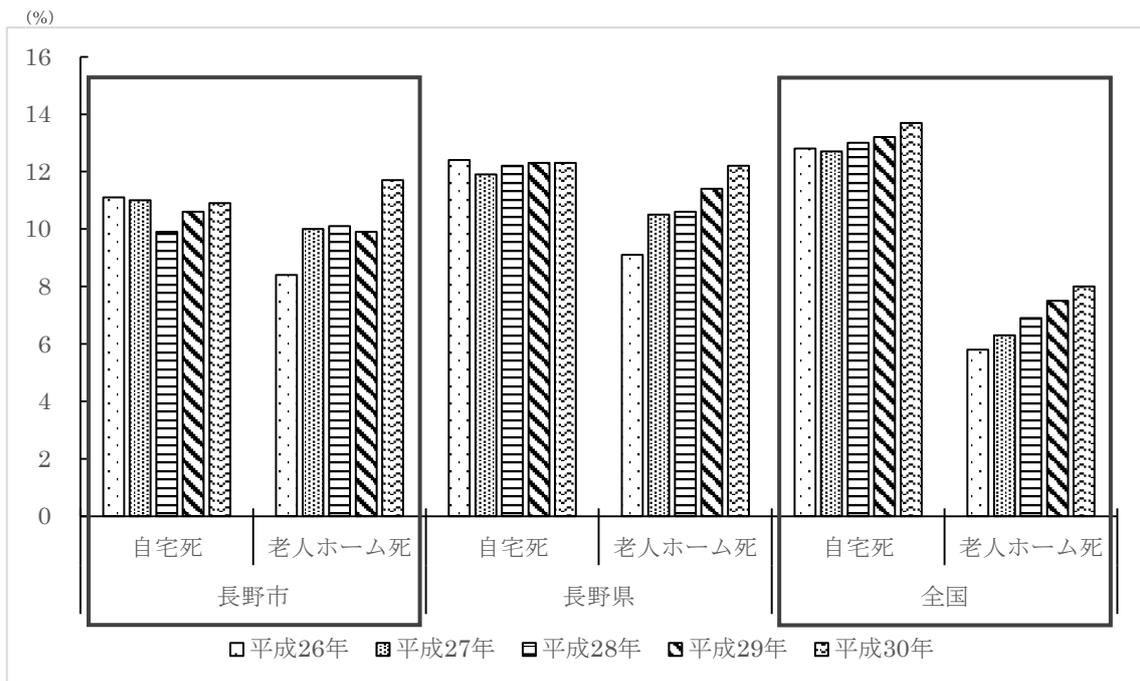
2 自宅死の状況

本市の高齢者の死亡の場所について、平成26年以降、自宅死はおおむね横ばい、老人ホーム死は増加傾向にあり、平成30年で自宅が10.9%、老人ホームが11.7%となっています。

全国平均と比べると、本市では自宅死の割合が低く、老人ホーム死の割合が高くなっています。

■ 自宅死・老人ホーム死の割合の推移 (%)

	長野市		長野県		全国	
	自宅死	老人ホーム死	自宅死	老人ホーム死	自宅死	老人ホーム死
平成26年	11.1	8.4	12.4	9.1	12.8	5.8
平成27年	11.0	10.0	11.9	10.5	12.7	6.3
平成28年	9.9	10.1	12.2	10.6	13.0	6.9
平成29年	10.6	9.9	12.3	11.4	13.2	7.5
平成30年	10.9	11.7	12.3	12.2	13.7	8.0



※ ここでいう「老人ホーム」は厚生労働省の人口動態調査によるもので、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

第5節 高齢者の意識等

1 健康・介護予防について

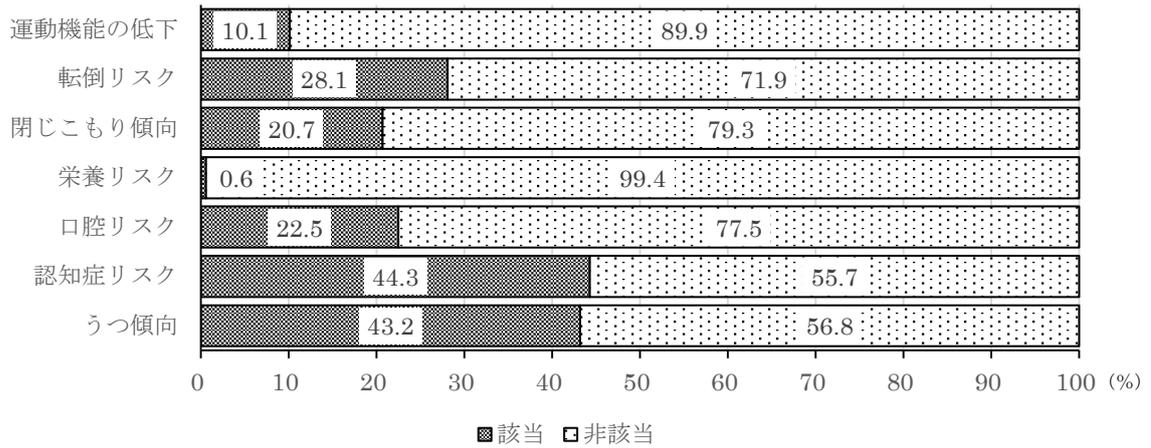
(1) 要介護等のリスクについて

元気高齢者等実態調査における回答結果から、生活機能の各種リスク判定を行ったところ、認知症リスク及びうつ傾向で4割強、転倒リスクで約3割、閉じこもり傾向及び口腔リスクで約2割、運動機能の低下で約1割の高齢者が該当しています。

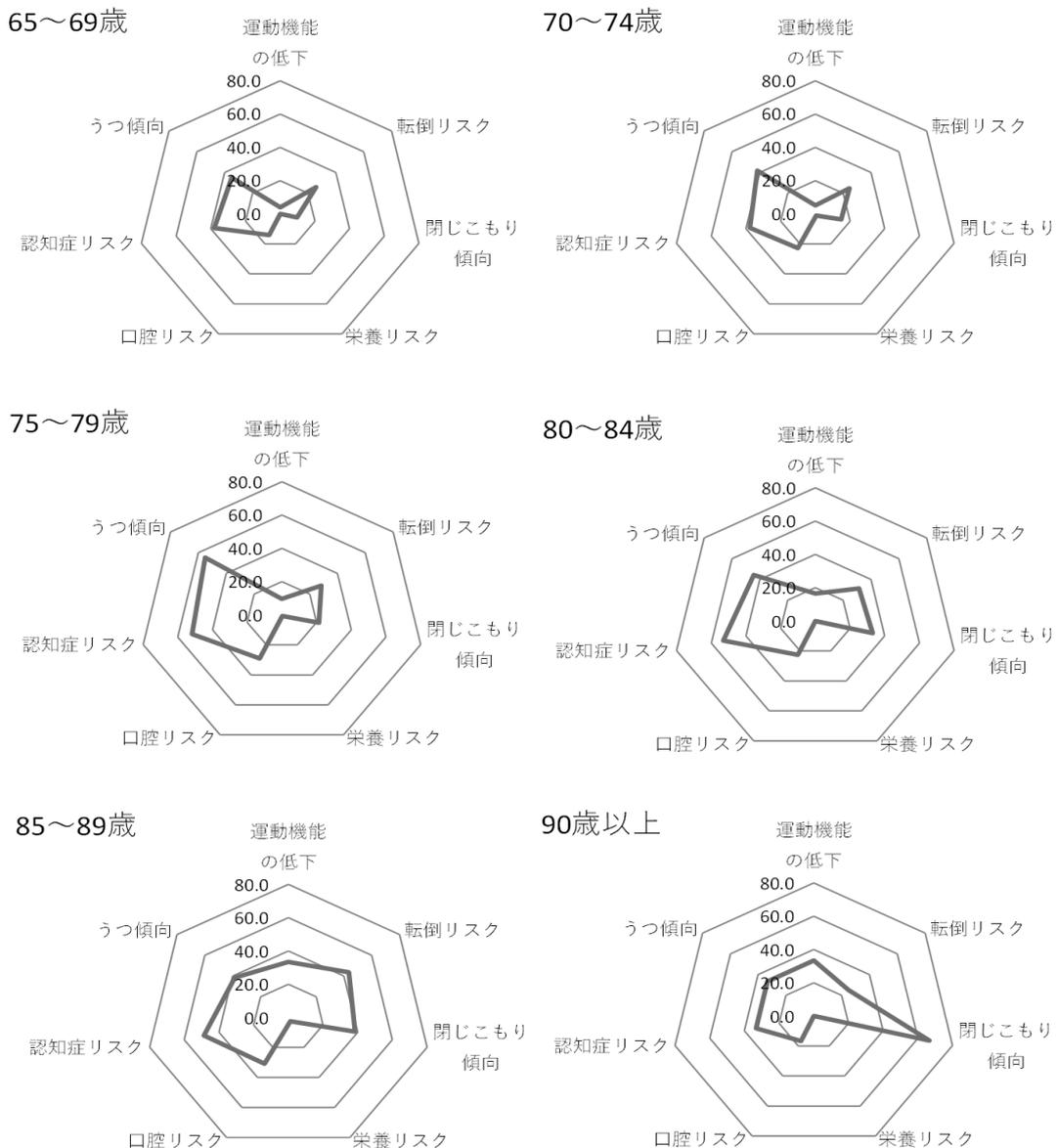
年齢別にみると、75歳以上で認知症リスク及びうつ傾向、85歳以上で運動機能の低下及び転倒リスク、90歳以上で閉じこもり傾向のリスク該当者の割合が増加しています。

リスクの種類	設 問	該当する選択肢	条件
運動器の機能低下	・階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	3 できない	3問以上該当
	・椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	3 できない	
	・15分位続けて歩いていますか。	3 できない	
	・過去1年間に転んだ経験がありますか。	1 何度もある 2 1度ある	
	・転倒に対する不安は大きいですか。	1 とても不安である 2 やや不安である	
転倒リスク	・過去1年間に転んだ経験がありますか。	1 何度もある 2 1度ある	いずれかに該当
閉じこもり傾向	・週に1回以上は外出していますか。	1 ほとんど外出しない 2 週1回	いずれかに該当
	・昨年と比べて外出の回数が減っていますか。	1 とても減っている 2 減っている	いずれかに該当
栄養リスク	・あなたの身長と体重を記入してください。	肥満度（BMI）が18.5未満	両方に該当
	・6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか。	1 はい	
口腔リスク	・半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。	1 はい	2問以上該当
	・お茶や汁物などでむせることがありますか。	1 はい	
	・口の渇きが気になりますか。	1 はい	
認知症リスク	・物忘れが多いと感じますか。	1 はい	1問以上該当
	・自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか。	2 いいえ	
	・今日が何月何日かわからないときがありますか。	1 はい	
うつ傾向	・この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。	1 はい	1問以上該当
	・この1か月間、どうしても物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。	1 はい	

■生活機能評価の判定結果（元気高齢者等実態調査）



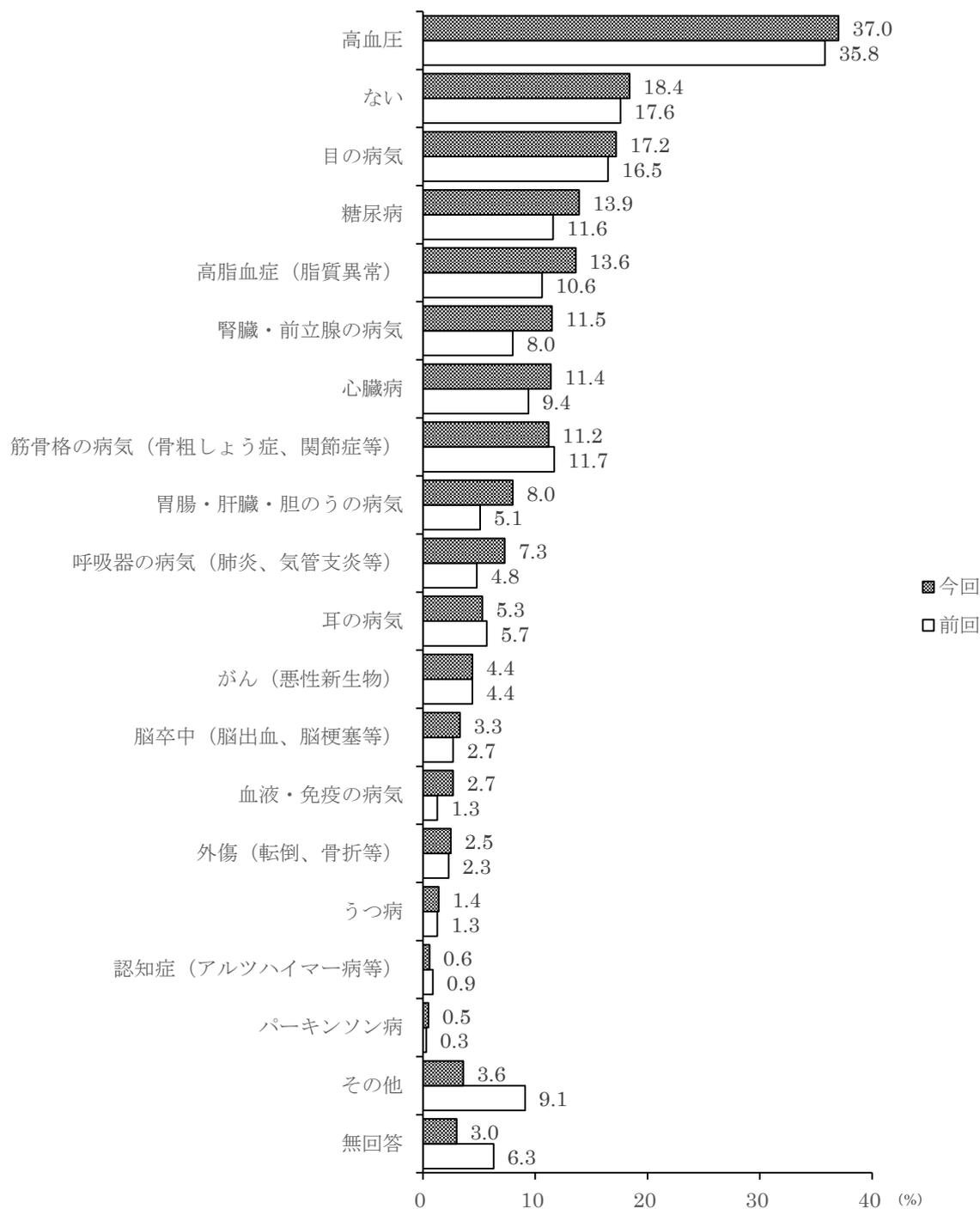
■年齢別_各種リスク該当者の割合（元気高齢者等実態調査）



(2) 疾病の状況について

元気高齢者が現在治療中、または後遺症のある病気の罹患状況については、「高血圧」が4割弱で最も高く、「目の病気」、「糖尿病」、「高脂血症（脂質異常）」の順に高くなっています。「ない」と回答した人は約2割となっています。

■現在治療中、または後遺症のある病気（元気高齢者等実態調査）



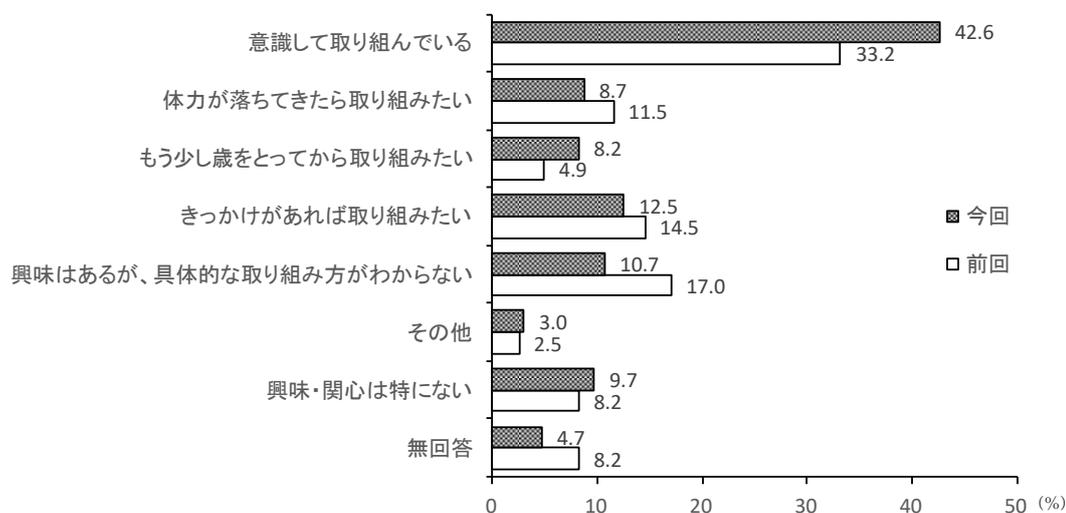
(3) 介護予防への取組

介護予防への取組状況については、「意識して取り組んでいる」の割合が42.6%で最も高く、前回と比べて大幅に増加しています。

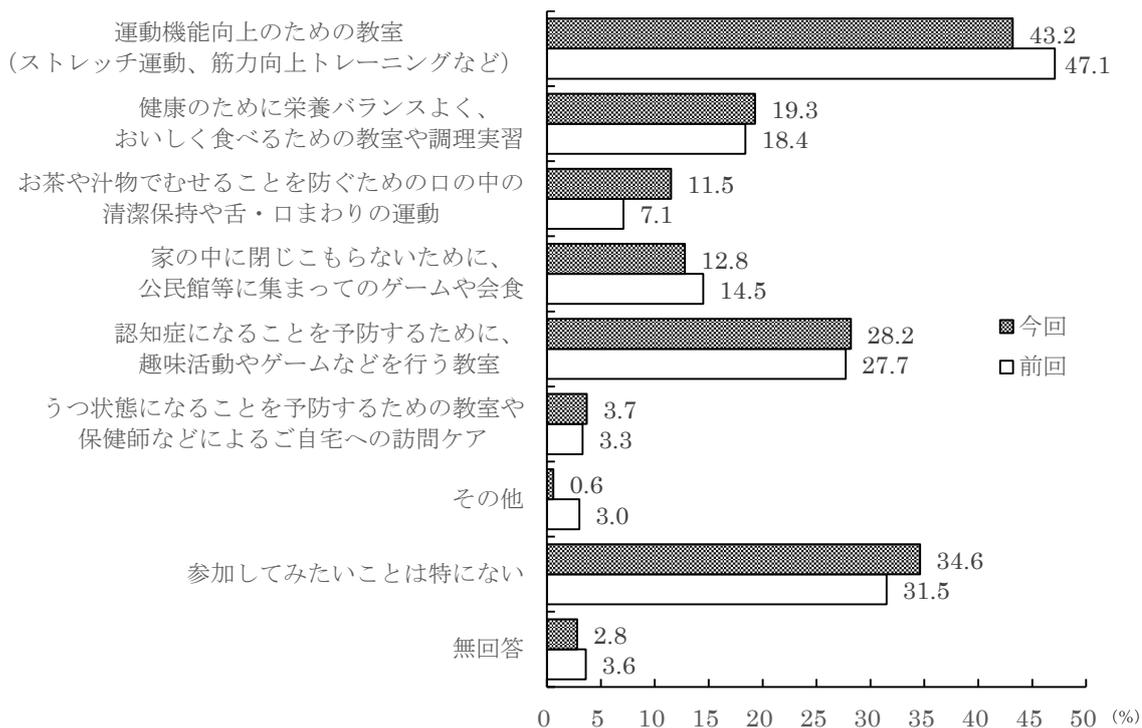
一方、「興味はあるが具体的な取り組み方がわからない」の割合は減少しており、介護予防への意識や取組が浸透してきている状況がうかがえます。

今後、参加してみたい介護予防の取組については、「運動機能向上のための教室」が最も高く、次いで「認知症になることを予防するために、趣味活動やゲームなどを行う教室」、「健康のために栄養バランスよく、おいしく食べるための教室や調理実習」が続いています。

■介護予防への取組について（シニア一般調査）



■今後、参加してみたい介護予防（元気高齢者等実態調査）



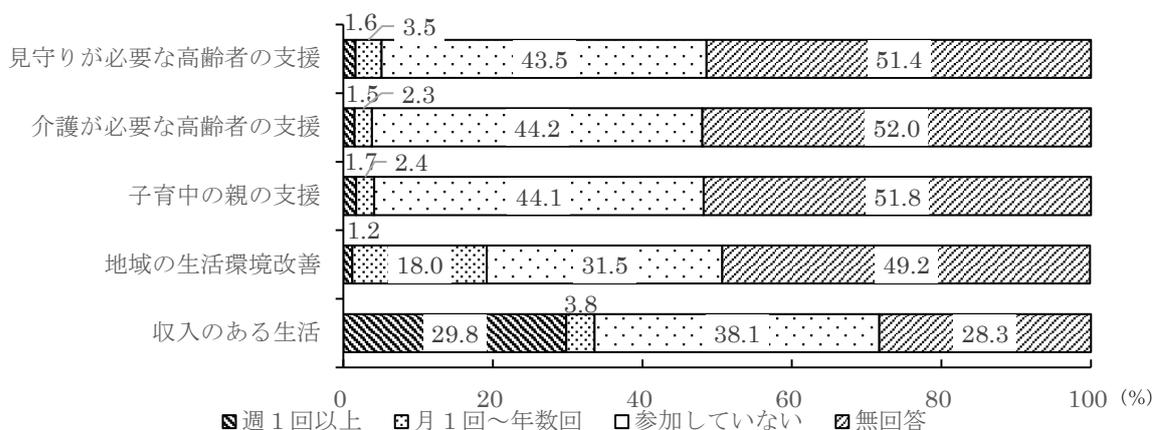
2 社会参加・地域活動について

(1) 社会活動等への参加状況

社会活動等への参加頻度については、「収入のある仕事」を週1日以上している人が29.9%となっており、前回調査と比べて11.6ポイント増加しています。

収入のある仕事をしている人に就労形態をうかがったところ、「パート・アルバイト」が最も高く、次いで「自営業・自由業・家族従業員」、「契約社員・嘱託」と続いています。

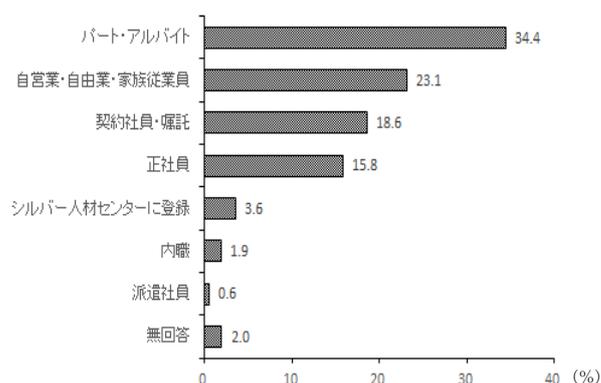
■参加している社会活動等（シニア一般調査）



■収入のある仕事についての前回調査との比較

カテゴリー名	今回 (%)	前回 (%)	増減 (%)
週4回以上	20.5	12.3	8.2P
週2～3回	7.9	5.2	2.7P
週1回	1.5	0.8	0.7P
月1～3回	1.6	1.9	▲0.3P
年に数回	2.2	4.1	▲1.9P
参加していない	38.1	67.4	▲29.3P
無回答	28.3	8.2	20.1P

■就労形態

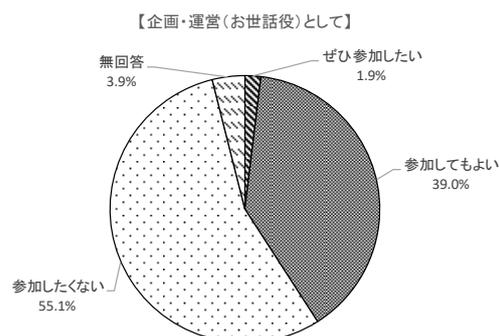
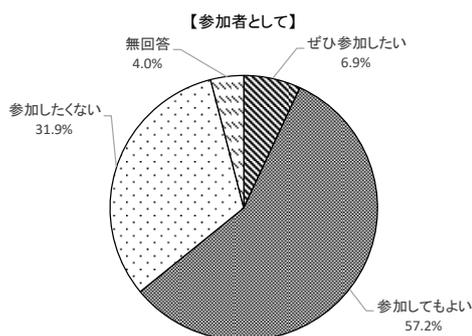


(2) 住民有志による活動への参加意向

地域住民による健康づくり活動や趣味などのグループ活動への参加意向については、「参加者として」では、「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせると、6割強の人が参加意向を示しています。また、「企画・運営（お世話役）として」でも、約4割の人が「参加してもよい」と回答しています。

前回調査の結果と比べると、「参加者として」、「企画・運営（お世話役）として」いずれも「参加してもよい」の割合がやや増加しています。

■ 地域住民の有志による活動への参加意向（シニア一般調査）



(%)

カテゴリ名	今回	前回	増減
ぜひ参加したい	6.9	8.2	▲ 1.3P
参加してもよい	57.2	54.2	3.0P
参加したくない	31.9	32.4	▲ 0.5P
無回答	4.0	5.3	▲ 1.3P

(%)

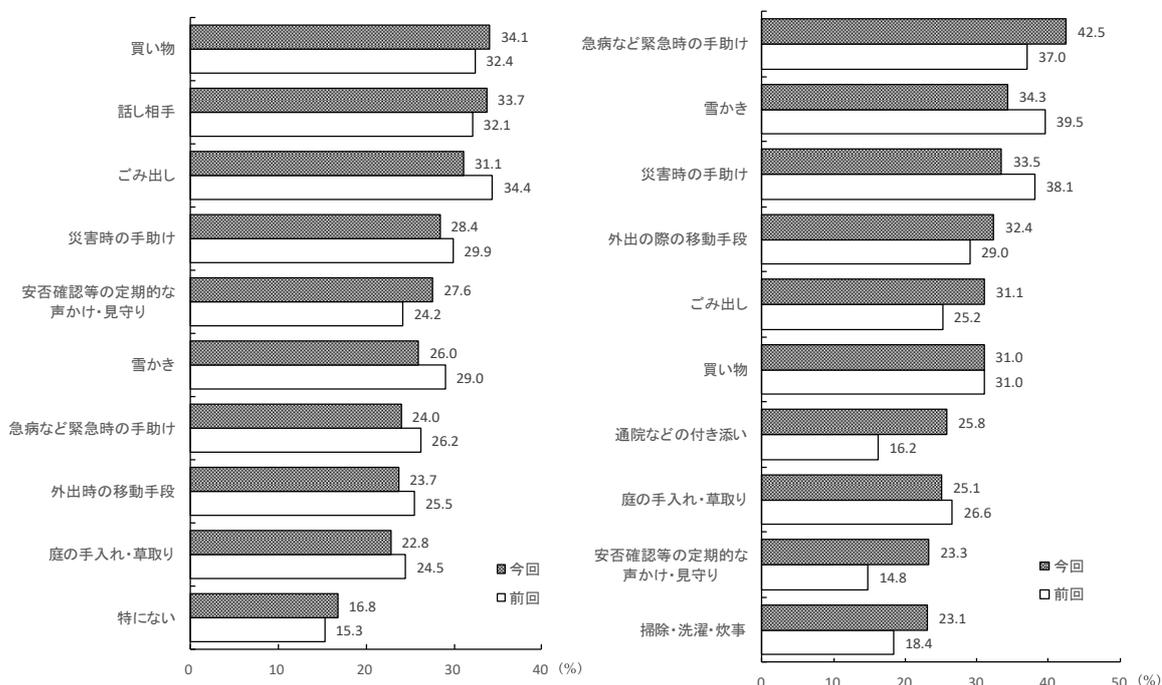
カテゴリ名	今回	前回	増減
ぜひ参加したい	1.9	3.2	▲ 1.3P
参加してもよい	39.0	36.5	2.5P
参加したくない	55.1	54.0	1.1P
無回答	3.9	6.2	▲ 2.3P

3 地域での支え合いについて

60歳以上の市民に、隣近所に高齢や病気・障害などで困っている家庭があった場合、どのような支援ができるかがあったところ、「買い物」、「話し相手」、「ごみ出し」、「災害時の手助け」、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」等が上位にきています。

一方、要支援・要介護認定者に、日常生活上支援が必要になったときに、地域の人に支援してほしいことをうかがったところ、「急病など緊急時の手助け」、「雪かき」、「災害時の手助け」、「外出の際の移動手段」、「ごみ出し」等が上位にきています。

■地域で支援できること（上位10項目）（シニア一般調査） ■支援してほしいこと（上位10項目）（要介護・要支援認定者等実態調査）



4 認知症について

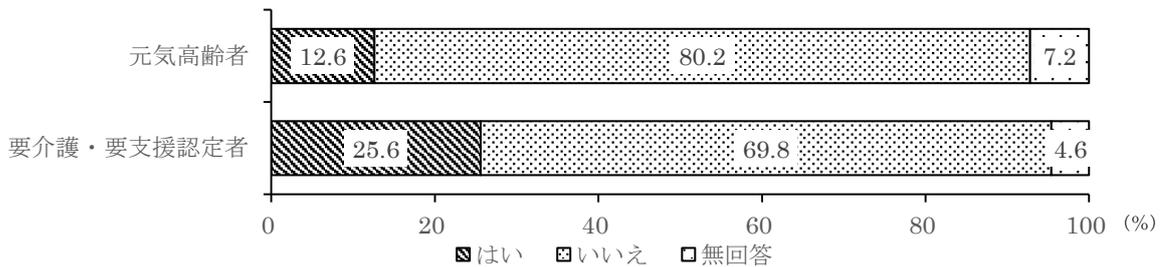
認知症に関する相談窓口を知っているかどうかについては、元気高齢者の約8割、要介護・要支援認定者の約7割の人が「いいえ」と回答しています。

元気高齢者に、認知症サポーター養成講座への参加意向をうかがったところ、約6割の人が参加したい、もしくはすでに参加したことがあると回答しています。

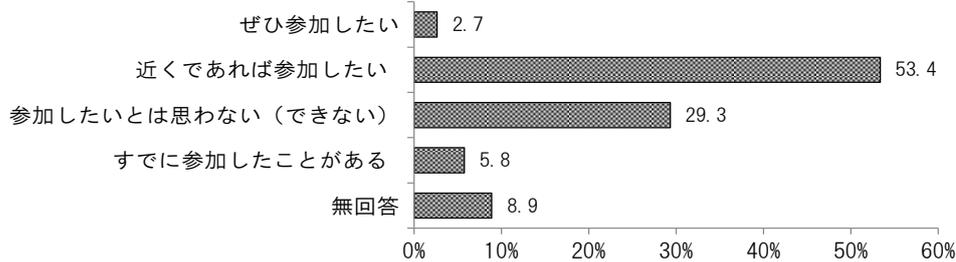
要介護・要支援認定者に、どのようなことが充実すれば、認知症になっても安心して暮らしていくことができるかがあったところ、「入所できる施設」の割合が最も高く、次いで「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」、「認知症の人が利用できる在宅サービス」と続いています。

■ 認知症に関する相談窓口の認知度

(元気高齢者等実態調査、要介護・要支援認定者等実態調査)

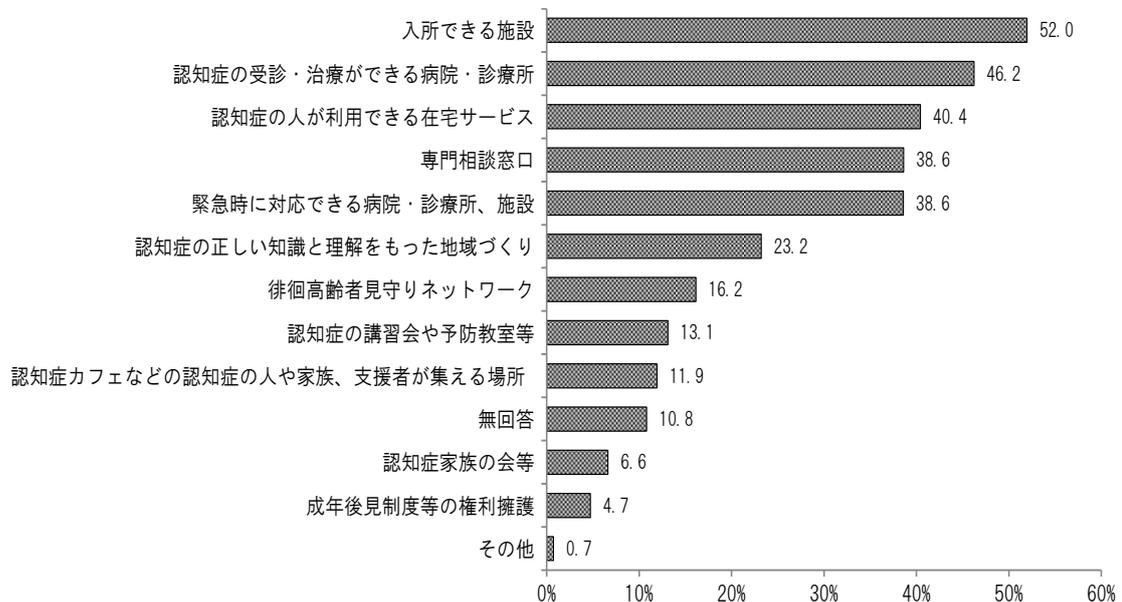


■ 認知症サポーター養成講座への参加意向 (元気高齢者等実態調査)



■ 認知症になっても安心して暮らせるために充実すべきこと

(要介護・要支援高齢者等実態調査)



5 在宅介護について

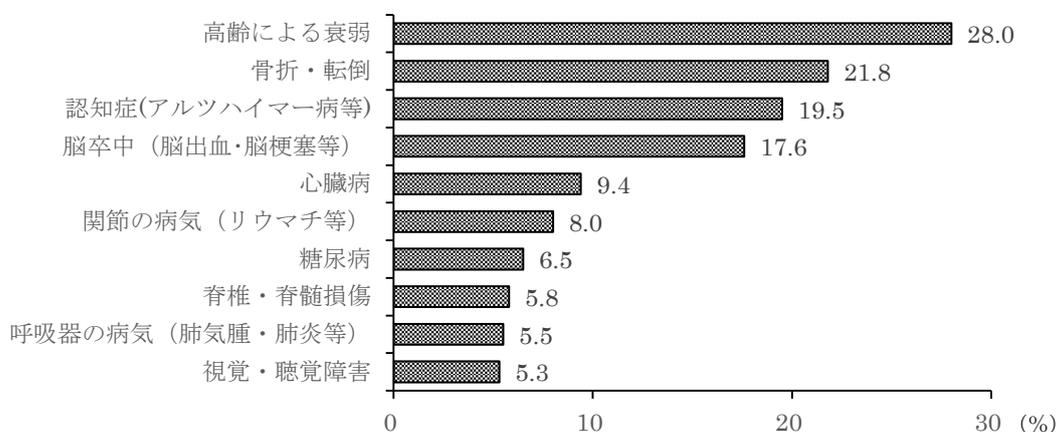
(1) 要介護になった主な原因

要介護・要支援認定者の介護・介助が必要になった主な原因について、「高齢による衰弱」が最も高く、次いで「骨折・転倒」、「認知症（アルツハイマー病等）」、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」と続いています。

性別にみると、男性は「脳卒中」、「心臓病」、「糖尿病」等の割合が高く、女性は、「骨折・転倒」、「関節の病気（リウマチ等）」の割合が高くなっています。また、年齢別にみると、80歳未満では「脳卒中」が最も高く、80歳以上では「高齢による衰弱」、「骨折・転倒」の割合が高くなっています。

■介護・介助が必要になった主な原因【上位10項目】

(要介護・要支援高齢者等実態調査)



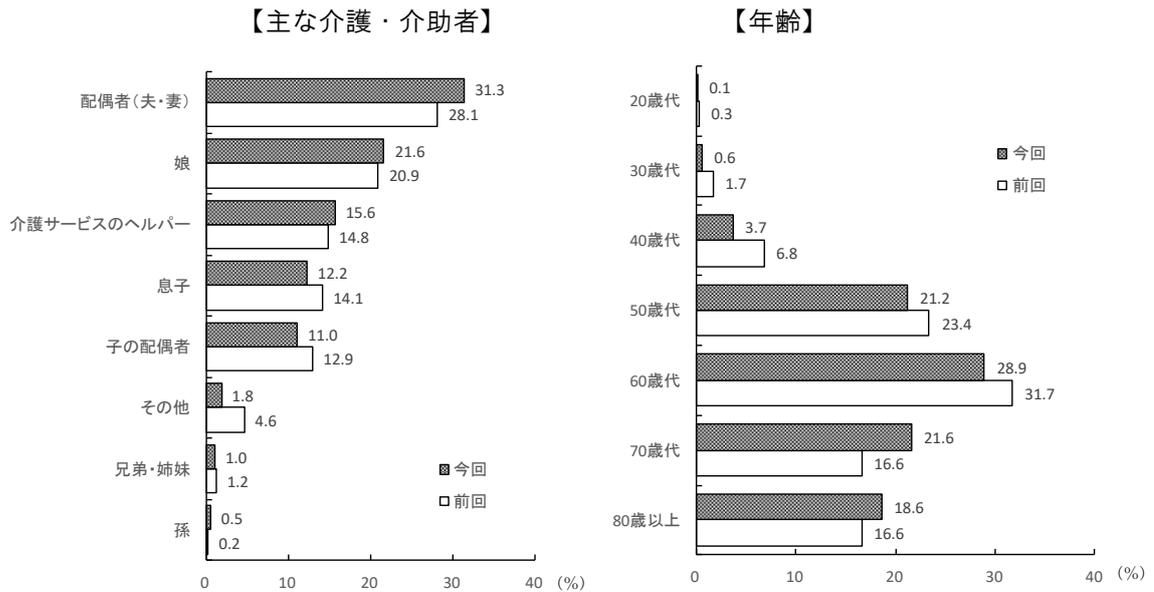
	高齢による衰弱	骨折・転倒	(認知症(アルツハイマー病等))	(脳卒中(脳出血・脳梗塞等))	心臓病	(関節の病気(リウマチ等))	糖尿病	脊椎・脊髄損傷	(呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等))	視覚・聴覚障害
全体	28.0	21.8	19.5	17.6	9.4	8.0	6.5	5.8	5.5	5.3
男性	26.4	13.9	17.3	25.1	12.2	5.1	10.5	6.2	7.9	5.7
女性	28.9	25.8	20.7	13.6	7.9	9.5	4.4	5.5	4.3	5.1
65～69歳	4.7	9.3	7.0	29.1	8.1	8.1	12.8	4.7	4.7	2.3
70～74歳	2.0	12.5	13.8	34.9	9.9	4.6	11.2	7.9	7.2	3.9
75～79歳	10.4	17.3	17.3	23.1	7.7	11.2	8.8	6.2	4.2	2.7
80～84歳	21.5	23.5	17.0	18.3	9.6	9.6	6.2	6.9	6.9	4.0
85～89歳	31.5	24.6	22.6	14.5	10.8	8.5	6.8	6.3	6.2	6.7
90歳以上	46.9	23.9	22.5	11.4	8.6	5.9	3.2	3.9	4.2	6.7

(2) 介護者の状況

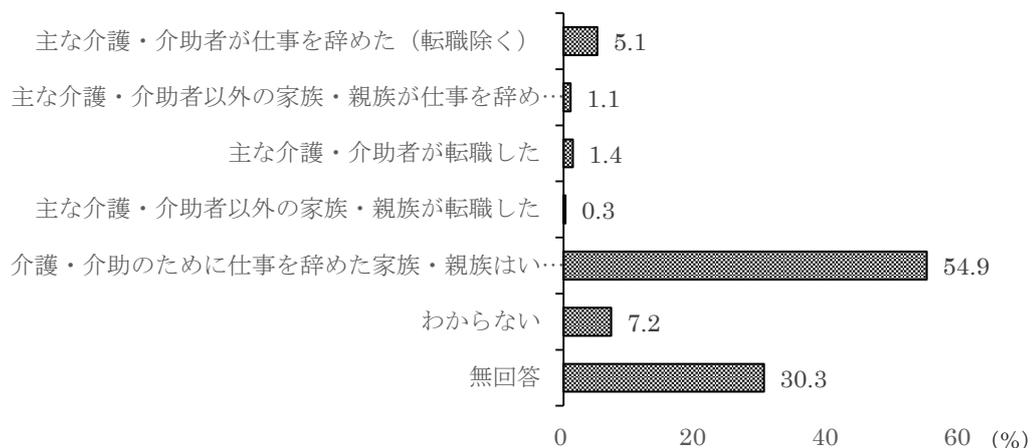
要支援・要介護認定者の主な介護・介助者は、「配偶者（夫・妻）」が最も多く、次いで「娘」、「介護サービスのヘルパー」と続いています。

主な介護・介助者（家族のみ）の年齢は、「60歳代」が最も多くなっています。また、「70歳代」、「80歳代」が合わせて約4割となっており、前回調査と比べて増加しています。

■主な介護・介助者及び年齢（要介護・要支援認定者等実態調査）



■過去1年間に仕事を辞めたり転職したこと（要介護・要支援認定者等実態調査）

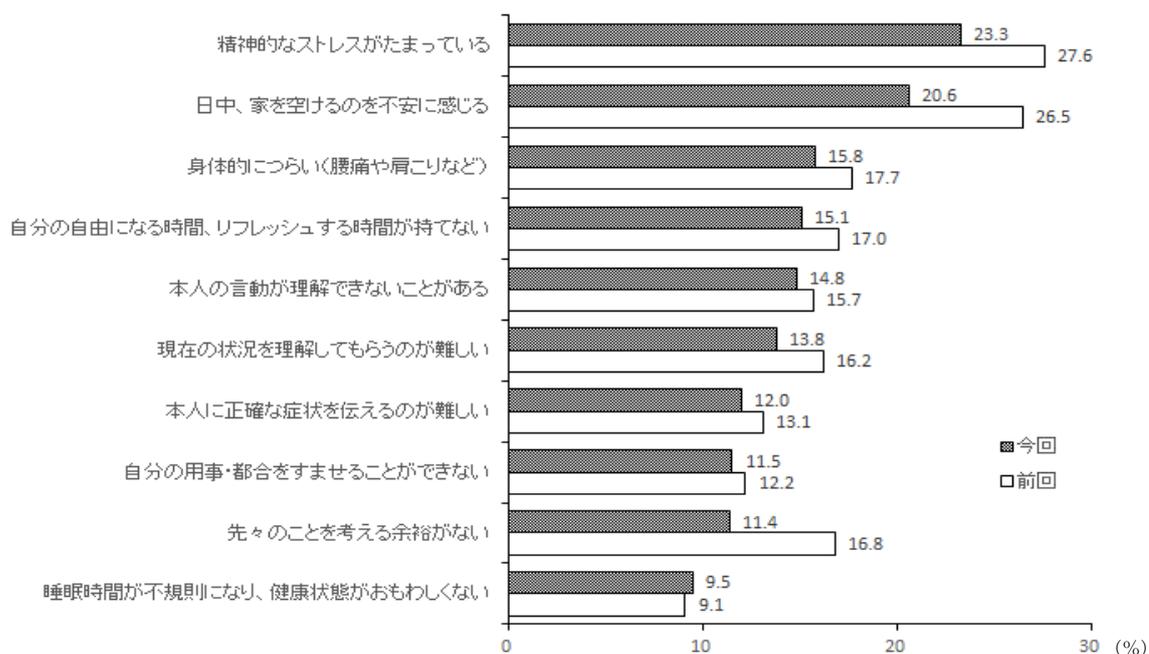


主な介護・介助者に、介護・介助する上で困っていることについてうかがったところ、「精神的なストレスがたまっている」が最も高く、次いで「日中、家を空けるのを不安に感じる」、「身体的につらい」、「自分の自由になる時間、リフレッシュする時間が持てない」と続いています。

前回調査と同様の項目が上位に来ていますが、多くの項目でその割合が減少しています。

■介護・介助する上で困っていること【上位10項目】

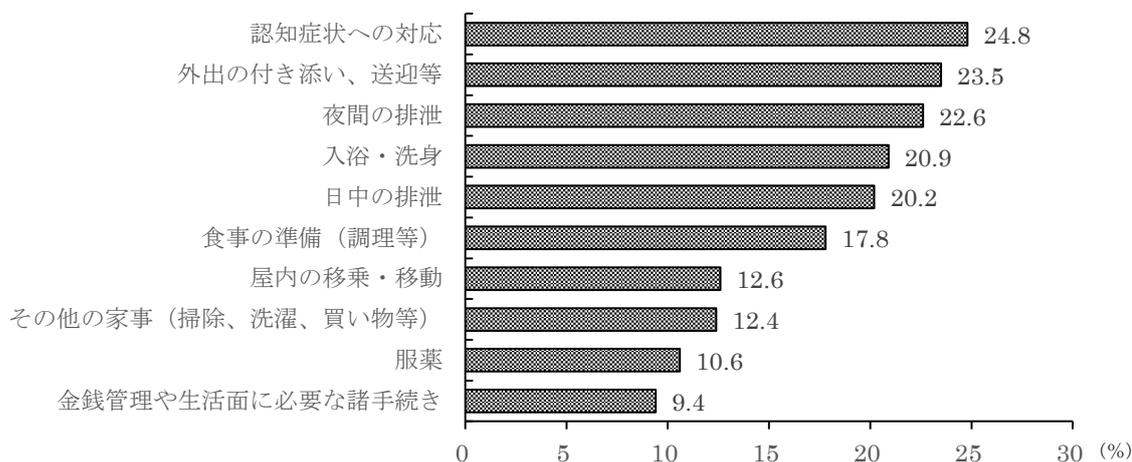
(要介護・要支援認定者等実態調査)



主な介護・介助者に、現在の生活を継続するにあたって不安に感じる介護等についてうかがったところ、「認知症状への対応」が最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」と続いています。

■現在の生活を継続していくにあたって不安に感じる介護等【上位10項目】

(要介護・要支援認定者等実態調査)



6 介護サービスについて

(1) 在宅サービス

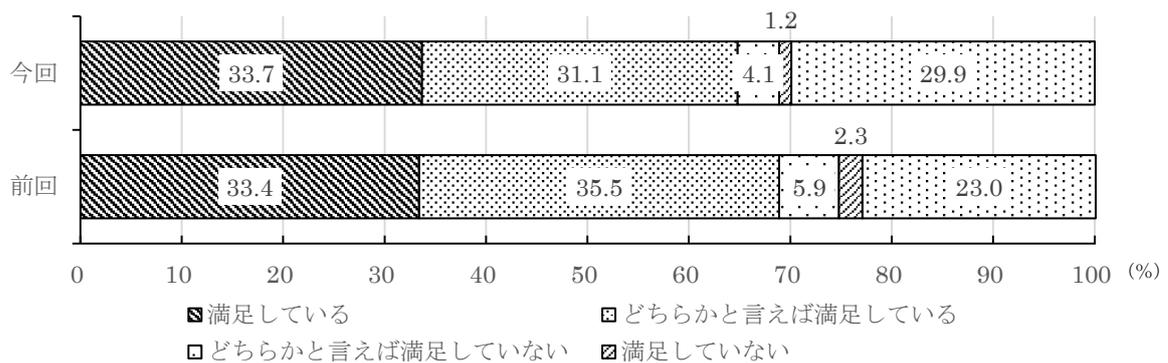
在宅で介護保険サービスを利用している人にサービスの満足度をうかがったところ、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせると6割強の人が満足と回答しています。

前回調査と比べると、「どちらかといえば満足していない」「満足していない」ともに割合が減少しています。

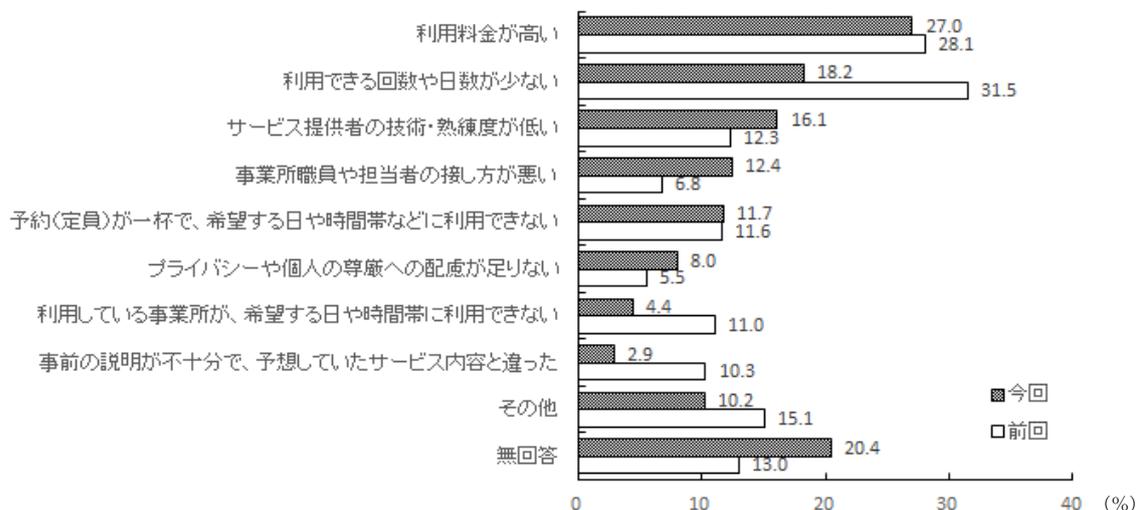
満足していない理由について、「利用料金が高い」が最も高く、次いで「利用できる回数や日数が少ない」、「サービス提供者の技術・熟練度が低い」と続いています。

前回調査と比べると、「利用できる回数や日数が少ない」、「利用している事業所が、希望する日や時間帯に利用できない」など量的な項目の割合が減少し、「サービス提供者の技術・熟練度が低い」、「事務所職員や担当者の接し方が悪い」など質的な項目の割合が増加しています。

■介護保険サービスの満足度（要介護・要支援認定者等実態調査）



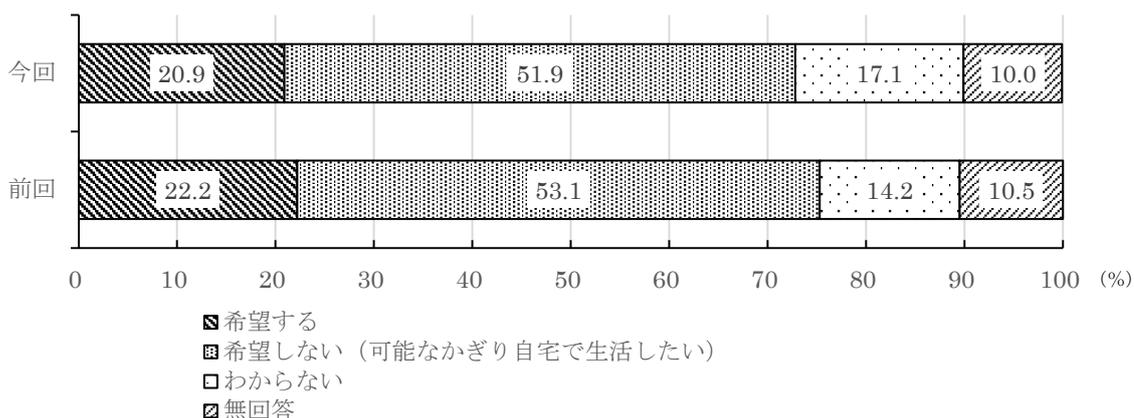
■満足していない理由（要介護・要支援認定者等実態調査）



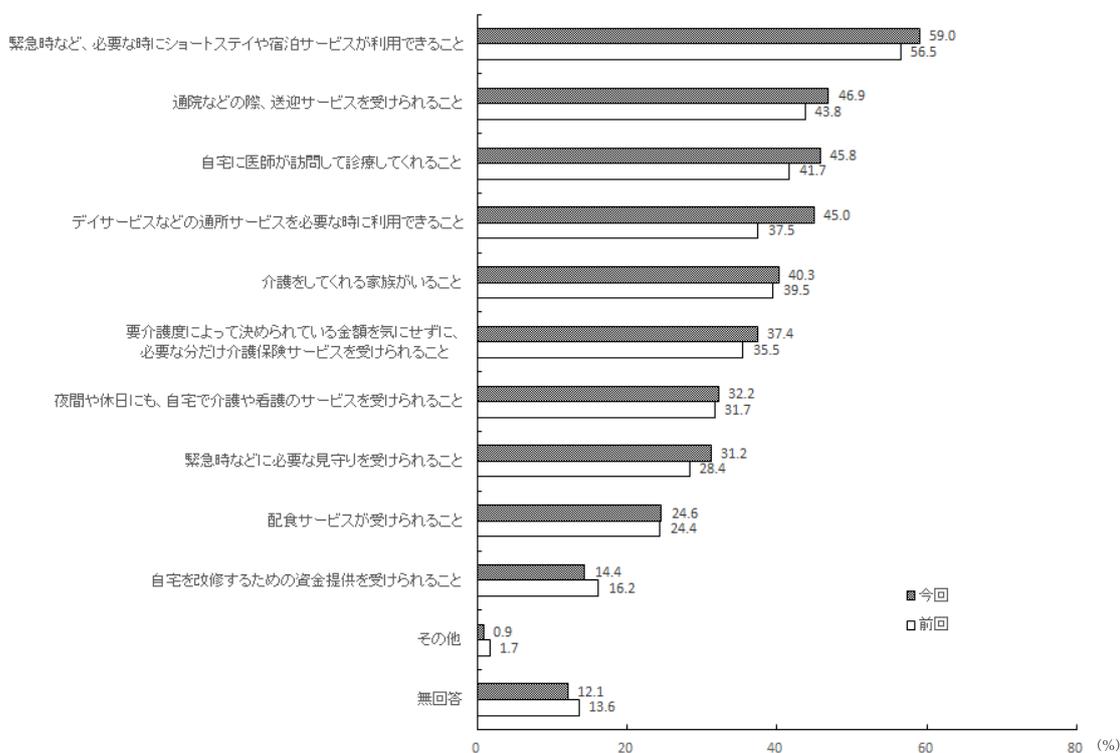
在宅で暮らす要支援・要介護認定者に、施設や高齢者向け住宅への入所希望をうかがったところ、「希望しない（可能な限り自宅で生活したい）」が5割以上で最も高くなっています。

在宅で暮らし続けるために必要な支援について、「緊急時など、必要なときにショートステイや宿泊サービスが利用できること」が最も高く、次いで「通院などの際、送迎サービスを受けられること」、「自宅に医師が訪問して診療してくれること」と続いています。

■施設や高齢者向け住宅への入所希望（要介護・要支援認定者等実態調査）



■在宅で暮らし続けるために必要な支援（要介護・要支援認定者等実態調査）



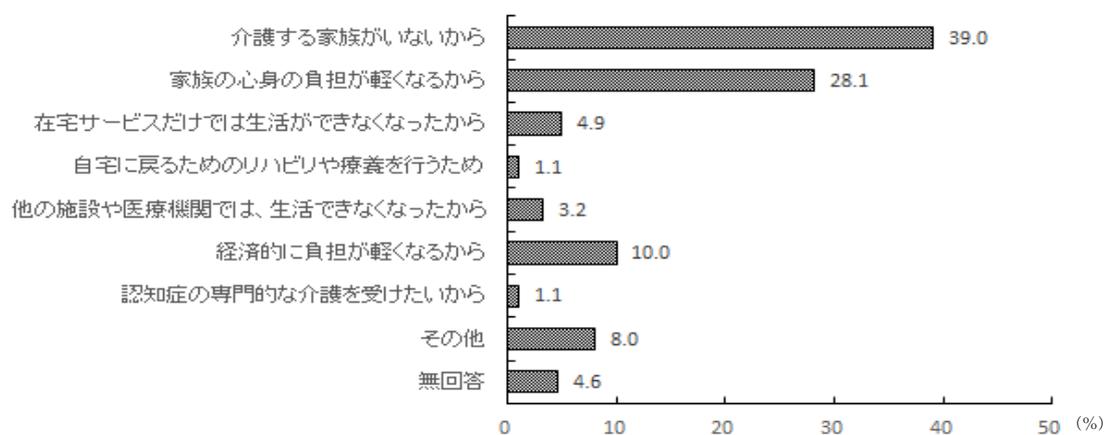
(2) 施設・居住系サービス

施設・居住系サービス利用者に、利用している理由をうかがったところ、「介護する家族がいないから」が約4割、「家族の心身の負担が軽くなるから」が約3割となっており、家族の状況による理由が約7割を占めています。

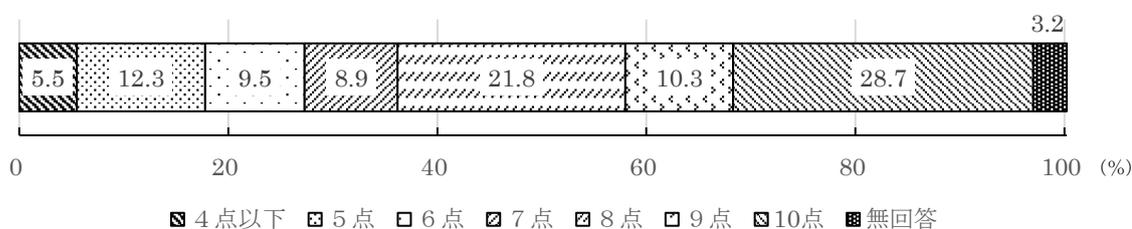
現在の施設の満足度については、約3割の人が「10点」をつけ、8点以上が約6割となっています。

施設での不満を相談する相手について、「家族や身近な人」、「施設の職員」がそれぞれ3割前後と高くなっています。一方で、1割半ばの人が「特に相談はしない」と回答しています。

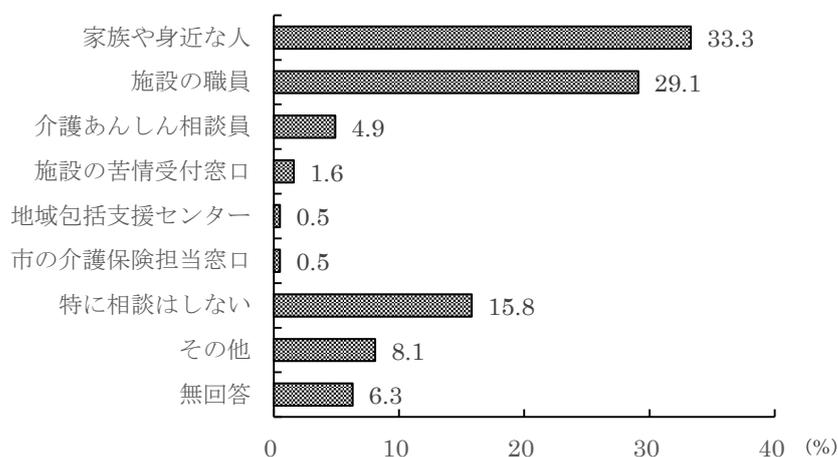
■施設を利用している理由（施設・居住系サービス利用者実態調査）



■現在の施設の満足度（施設・居住系サービス利用者実態調査）



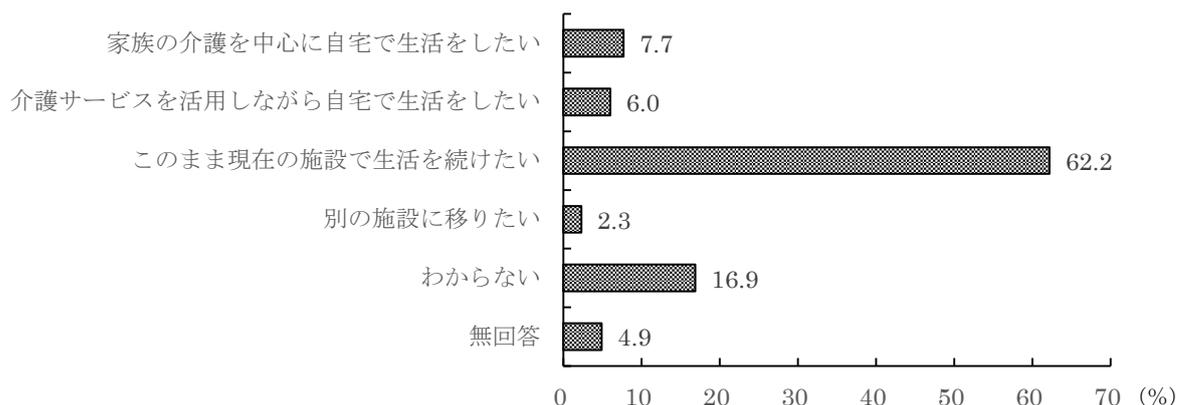
■施設での不満の相談相手（施設・居住系サービス利用者実態調査）



今後、生活したい場所について、「このまま現在の施設で生活を続けたい」が6割以上を占めています。また、1割半ばの人が家族の介護や介護サービスを受けながら「自宅で生活をしたい」と回答しています。

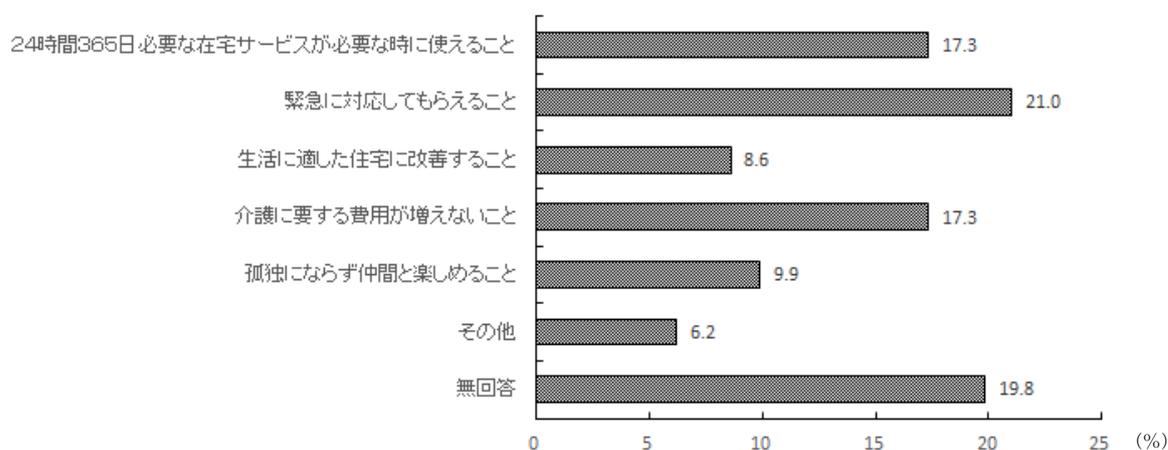
自宅で生活をしたいと回答した人に、在宅で安心して暮らせるための条件についてうかがったところ、「24時間365日必要な在宅サービスが必要な時に使えること」が最も高く、次いで「緊急に対応してもらえること」、「生活に適した住宅に改善すること」が続いています。

■今後、生活したい場所（施設・居住系サービス利用者実態調査）



■在宅で安心して暮らすことができるための条件

（施設・居住系サービス利用者実態調査）



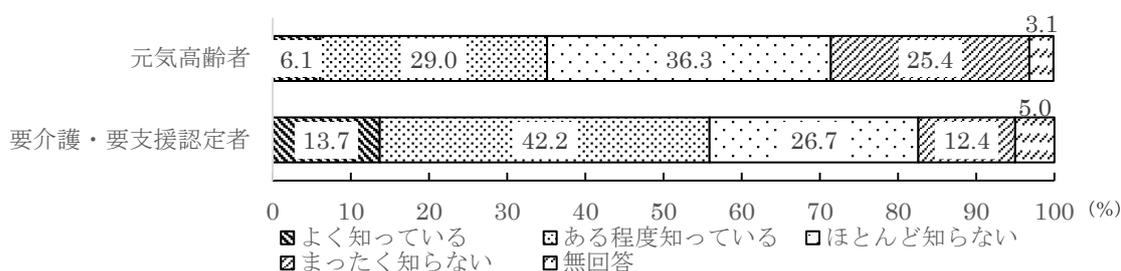
7 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターの認知度について、元気高齢者の約6割、要介護・要支援認定者の約4割の人が、「ほとんど知らない」もしくは「全く知らない」と回答しています。前回調査の結果と比べると、元気高齢者、要介護・要支援認定者ともに、「ある程度知っている」の割合がやや増加しています。

地域包括支援センターに力を入れてほしい事業をうかがったところ、元気高齢者で「事業内容の周知」の割合が高いほか、元気高齢者、要介護・要支援認定者ともに「高齢者の一般的な相談」、「病院や施設の入退院（所）に関する相談」の割合が高くなっています。

■地域包括支援センターの認知度

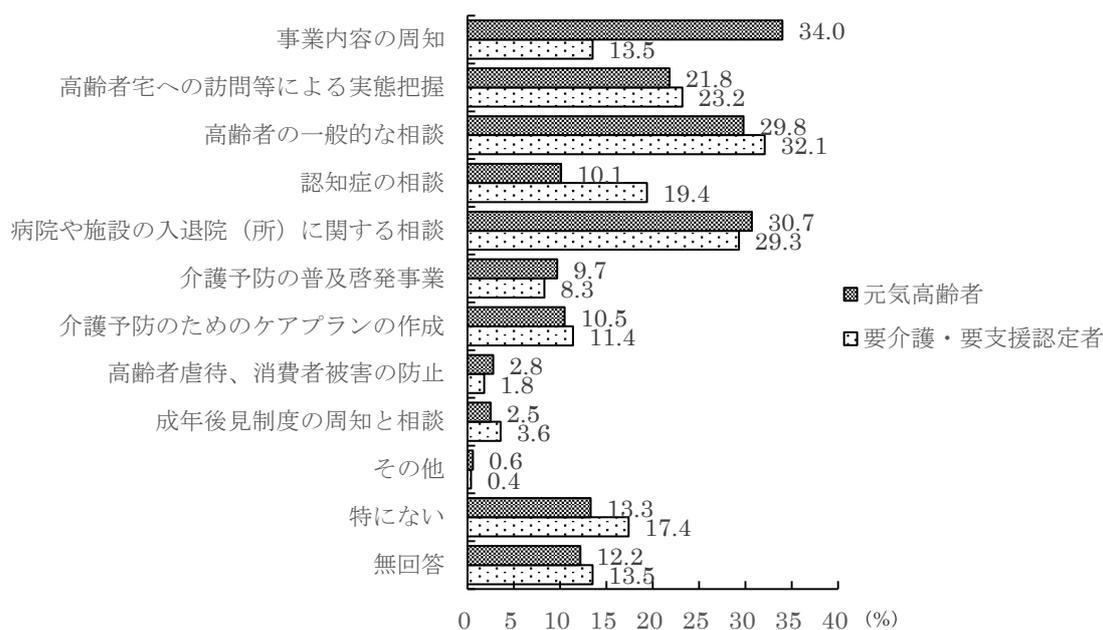
(元気高齢者等実態調査、要介護・要支援認定者等実態調査)



	元気高齢者			要介護・要支援認定者		
	今回	前回	増減	今回	前回	増減
よく知っている	6.1	6.3	▲ 0.2	13.7	12.5	1.2
ある程度知っている	29.0	23.6	▲ 5.4	42.2	39.3	▲ 2.9
ほとんど知らない	36.3	35.3	▲ 1.0	26.7	25.7	▲ 1.0
まったく知らない	25.4	27.7	▲ 2.3	12.4	16.3	▲ 3.9
無回答	3.1	7.1	▲ 4.0	5.0	6.2	▲ 1.2

■地域包括支援センターに力を入れてほしい事業

(元気高齢者等実態調査、要介護・要支援認定者等実態調査)

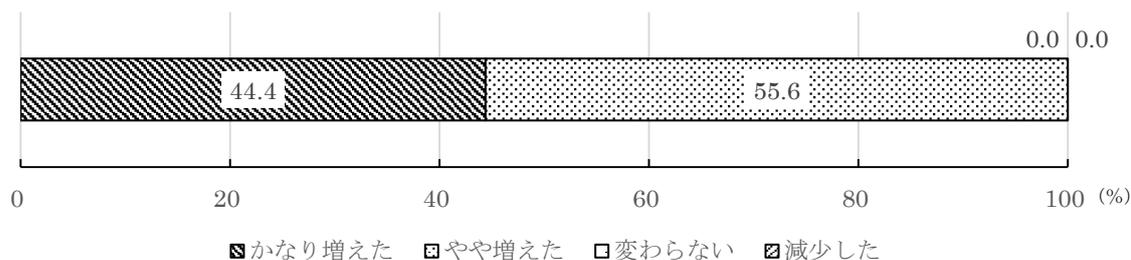


市内 18 か所にある地域包括支援センターに、平成 29 年度と比べた現在の全体の業務量についてうかがったところ、全てのセンターで「かなり増えた」もしくは「やや増えた」と回答しています。

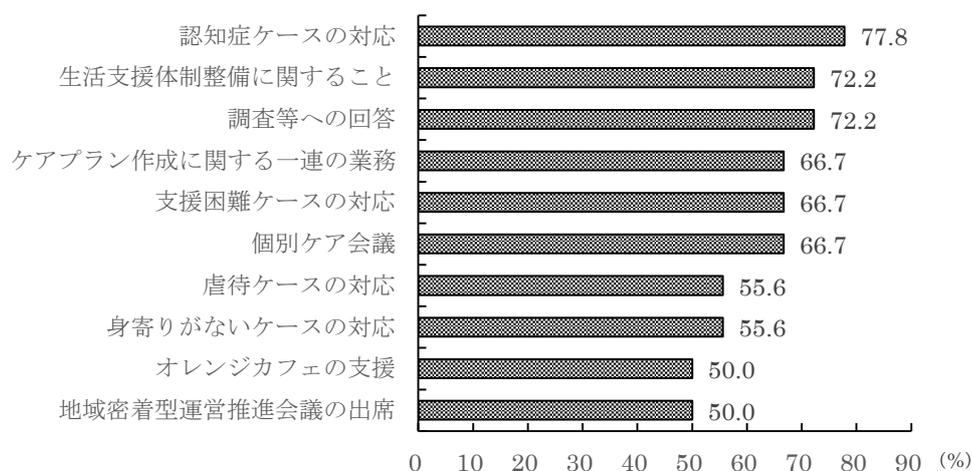
増加している業務については、「認知症ケースの対応」、「生活支援体制整備に関すること」、「調査等への回答」など多岐にわたる業務で高い割合となっています。

現在の地区割（担当地区の範囲）についてうかがったところ、7センターで「負担が大きい」と回答しています。その理由として、「複数の地区を担当している」、「担当地区の面積が広く、訪問等に時間を要す」の割合が高くなっています。

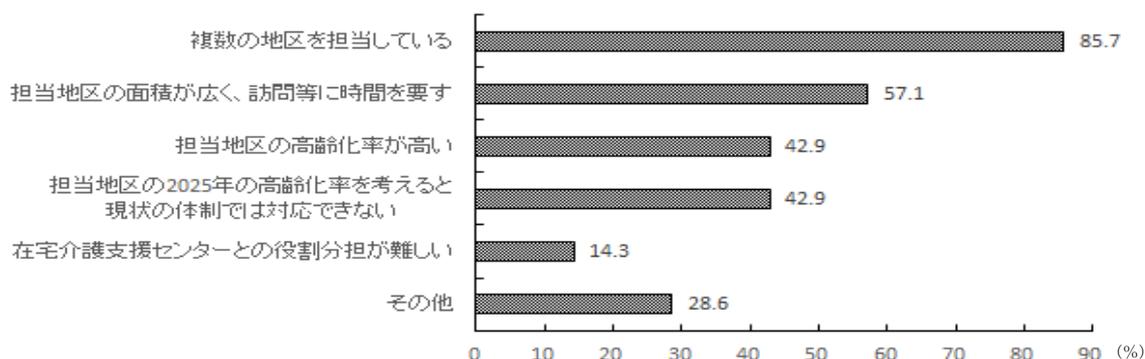
■地域包括支援センターの業務量の変化（地域包括支援センター調査）



■地域包括支援センターで増加している業務【上位 10 項目】（地域包括支援センター調査）



■現在の地区割の負担が大きい理由（地域包括支援センター調査）



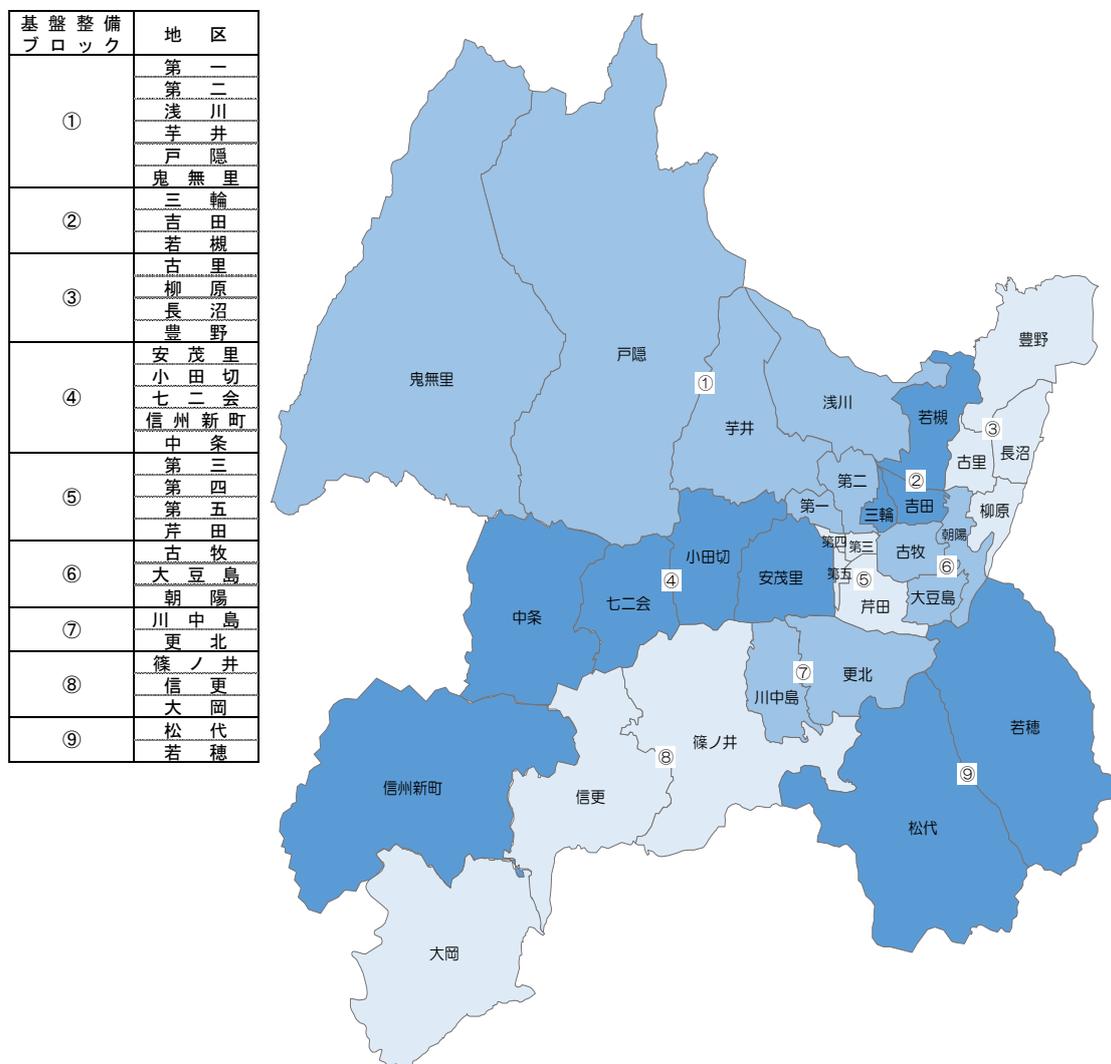
第6節 日常生活圏域の状況

1 日常生活圏域の設定

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、身近な地域ごとに必要なサービス提供基盤の整備を進めていくため、市内をいくつかに分けた「日常生活圏域」を定めます。

市内全地区に住民自治協議会が設置されていることから、前計画に引き続き本計画においても、住み慣れた地域である住民自治協議会設置の32地区を「日常生活圏域」とします。

なお、施設整備等については、効率的な配置を考慮する必要があるため、32地区単位よりも大きな「くくり」で捉え、9つの基盤整備ブロック（旧「保健福祉ブロック」）の枠組みも考慮します。



2 日常生活圏域ごとの高齢者の状況

日常生活圏域の中で、最も高齢者数が多い地区は「篠ノ井地区」の12,183人、最も少ない地区は「小田切地区」の450人で、地区によって人口に大きな差が見られます。

高齢化率をみると、「鬼無里地区」と「大岡地区」が59.8%で最も高いほか、「中条地区」、「信更地区」、「小田切地区」、「七二会地区」、「信州新町地区」で50%を超えています。3年前と比べると、ほとんどの地区で高齢化率が上昇しています。

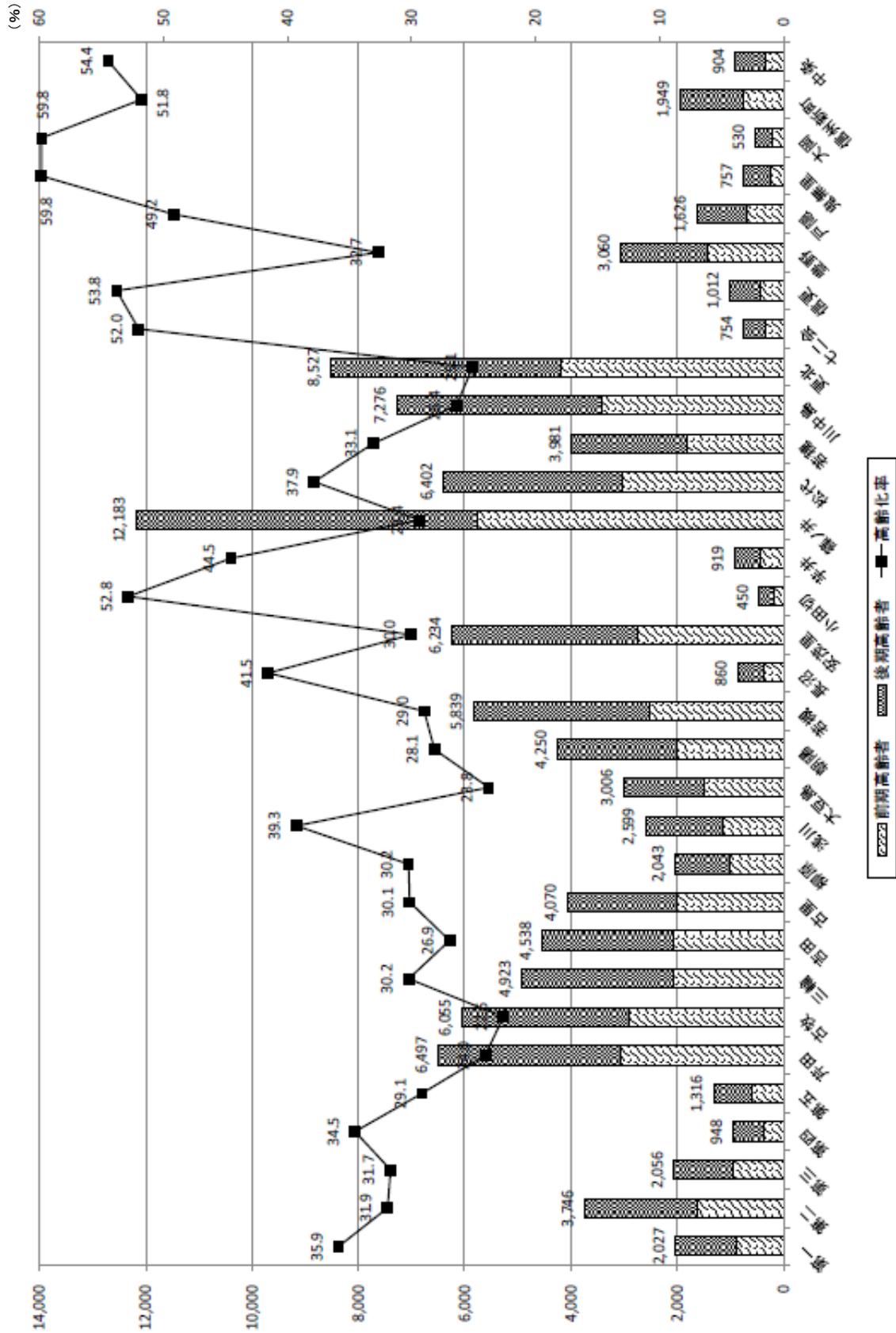
要支援・要介護認定率をみると、多くの地区は16～22%前後となっていますが、「第三地区」が28.2%と最も高く「七二会地区」、「小田切地区」、「中条地区」で24%を超えています。一方、「古里地区」、「柳原地区」、「芹田地区」、「浅川地区」では、15%台と低い認定率となっています。前計画策定時と比べると、32地区中22地区で認定率が下がっています。

なお、高齢者施設がある地域は、高齢化率、認定率に影響が出ています。

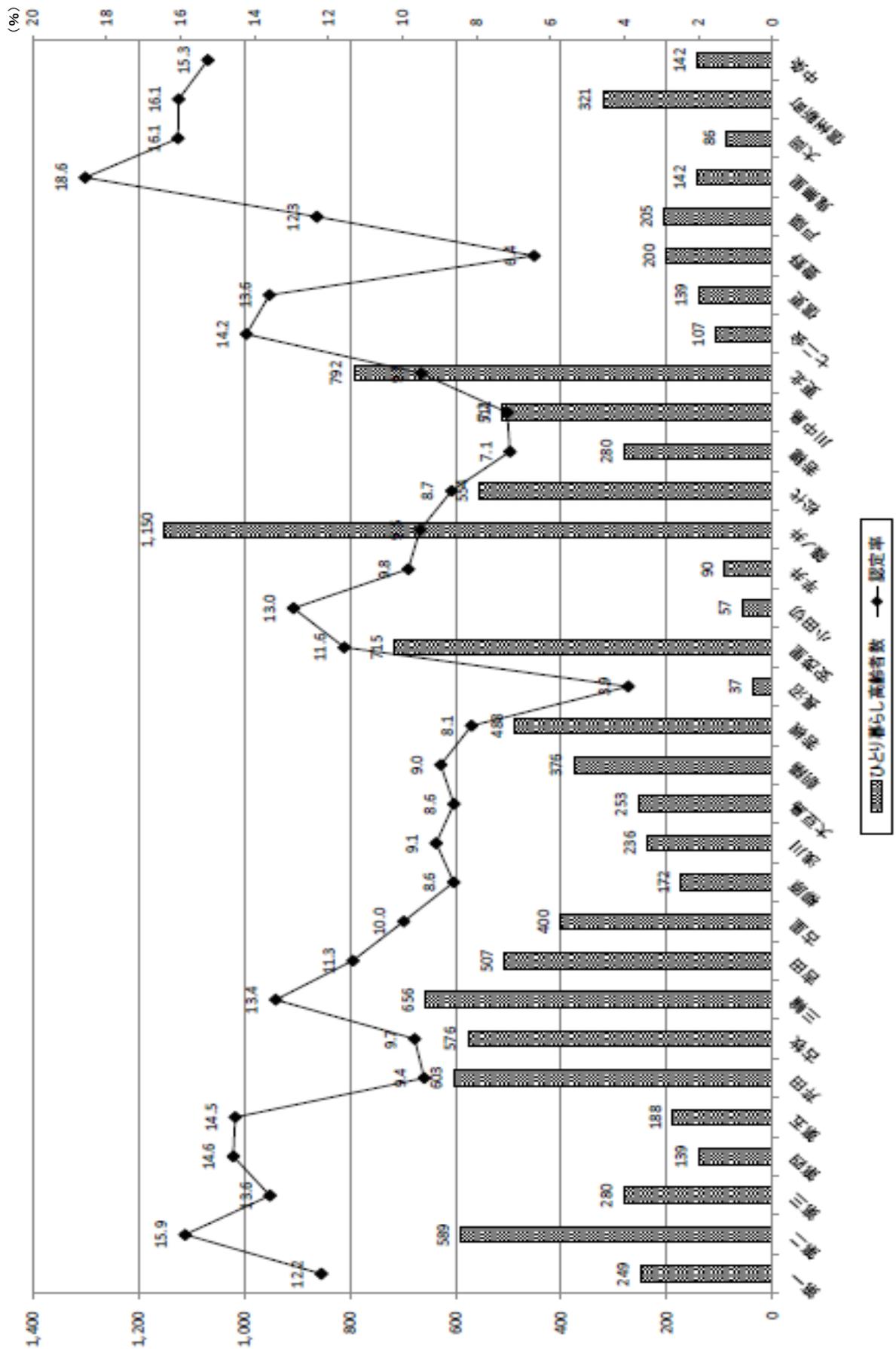
高齢者数(人)		高齢化率(%)		要介護等認定者数(人)		認定率(%)	
篠ノ井	12,183	鬼無里	59.8	篠ノ井	2,241	第三	28.2
更北	8,527	大岡	59.8	更北	1,511	七二会	24.4
川中島	7,276	中条	54.4	川中島	1,268	小田切	24.2
芹田	6,497	信更	53.8	松代	1,225	中条	24.0
松代	6,402	小田切	52.8	若槻	1,193	三輪	22.6
安茂里	6,234	七二会	52.0	安茂里	1,142	大岡	22.1
古牧	6,055	信州新町	51.8	三輪	1,115	信州新町	21.3
若槻	5,839	戸隠	49.2	古牧	1,050	鬼無里	21.3
三輪	4,923	芋井	44.5	芹田	1,009	第四	21.1
吉田	4,538	長沼	41.5	吉田	855	第二	21.0
朝陽	4,250	浅川	39.3	第二	788	若槻	20.4
古里	4,070	松代	37.9	朝陽	696	信更	20.2
若穂	3,981	第一	35.9	若穂	652	第一	20.0
第二	3,746	第四	34.5	古里	593	長沼	19.4
豊野	3,060	若穂	33.1	第三	579	松代	19.1
大豆島	3,006	豊野	32.7	豊野	561	吉田	18.8
浅川	2,599	第二	31.9	大豆島	480	篠ノ井	18.4
第三	2,056	第三	31.7	信州新町	415	豊野	18.3
柳原	2,043	柳原	30.2	浅川	413	安茂里	18.3
第一	2,027	三輪	30.2	第一	405	芋井	18.3
信州新町	1,949	古里	30.1	柳原	316	第五	17.8
戸隠	1,626	安茂里	30.0	戸隠	283	更北	17.7
第五	1,316	篠ノ井	29.4	第五	234	川中島	17.4
信更	1,012	第五	29.1	中条	217	戸隠	17.4
第四	948	若槻	29.0	信更	204	古牧	17.3
芋井	919	朝陽	28.1	第四	200	若穂	16.4
中条	904	吉田	26.9	七二会	184	朝陽	16.4
長沼	860	川中島	26.4	芋井	168	大豆島	16.0
鬼無里	757	更北	25.1	長沼	167	浅川	15.9
七二会	754	芹田	24.0	鬼無里	161	芹田	15.5
大岡	530	大豆島	23.8	大岡	117	柳原	15.5
小田切	450	古牧	22.6	小田切	109	古里	14.6

(資料：長野市介護保険実施状況 令和2年9月末現在)

■日常生活圏域別 高齢者数、高齢化率（令和2年9月末日現在）



■日常生活圏域別 ひとり暮らし高齢者数、対高齢者割合（令和元年7月1日現在）



第7節 高齢者施策推進における課題の整理

第1節から第6節までの現状等を踏まえ、長野市における高齢者施策推進にかかる課題を以下のとおり整理します。

(1) 高齢者の活躍の場や地域での支え合いの充実

人口減少、少子高齢化が進行し、長野市においても高齢化率が、令和2（2020）年度で29.7%、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年度には約40%になると見込まれており、持続可能で活力ある地域社会に向けて、高齢者自身が支え手として活躍することが求められています。

アンケート調査では、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味などのグループ活動に対し、6割強の人が参加意向を示し、約4割の人が「企画・運営として」参加したい、してもよいと回答しており、増加傾向がみられます。また、隣近所の人に対して支援できることとして上位にきている「買い物」、「ごみ出し」、「災害時の手助け」などは、要介護・要支援者において、手助けしてほしい上位項目とも合致し、さらに災害の経験等から「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」については、支援できる人、支援してほしい人双方の割合が増加しています。

こうした意向を踏まえ、地域活動に参加しやすいきっかけづくりや支援できる人と支援してほしい人をマッチングする仕組みの充実を図るなど、具体的な活動、実践につながる取組を推進していく必要があります。

(2) 疾病構造に応じた介護予防・健康づくりの推進

高齢者等実態調査及び長野県が実施した医療費適正化分析事業によると、①65～74歳の要介護・要支援認定の主病として脳卒中が高いこと、②70歳代後半から認知症リスクが高まり、80歳代後半から運動機能の低下及び転倒リスク該当者の割合が増えていること、③年齢が上がるにつれ、要支援で「骨・関節疾患」の割合が高く、特に女性でその傾向が強いこと、が特徴として示されています。

こうした状況から、若い頃からの生活習慣の改善や、適正な医療による血圧のコントロール等により、脳卒中対策を推進することが急務となっています。

併せて、心身の機能低下を基盤としたフレイルやサルコペニア、認知症予防等、高齢者の特性を踏まえた保健事業が介護予防と一体的に実施される体制づくりが必要です。

特に、健康状態や生活機能等は、高齢になるほど個人差が拡大するため、健診・医療情報等に基づいた、オーダーメイドの保健指導が必要となります。

一人ひとりが、自分の健康状態に応じて、健康づくりや、疾病の予防、重症化予防、介護予防等に取り組むことは、医療費・介護費の伸びを抑制し、社会保障制度の安定を通して、だれもがいきいきと暮らし続ける長寿社会の実現に寄与します。

(3) 包括的支援に向けた体制の強化と多職種連携

核家族化や近隣関係の希薄化、社会経済情勢の複雑化等を背景に、本人及び世帯が抱える不安や悩み、課題が多様化、複合化してきており、一人ひとりに寄り添った包括的な伴走型の支援と多職種連携による取組が求められています。一方で、そ

れらを担う専門職等に期待される役割は大きく、業務量や負担感も増大しています。

地域包括支援センターに対するアンケートの結果をみると、全てのセンターで業務量が増えていると回答しており、その内容についても、認知症や支援困難、高齢者虐待、身寄りがいないなど様々なケースへの対応が挙げられています。また、現在の地区割についても、「負担が大きい」と回答したセンターは前回調査から2センター増え、7センター（38.9%）となっており、そのうち6センターが「複数の地区を担当している」ことを理由に挙げています。

地域共生社会の実現に向けて中核的な役割を担う地域包括支援センターの充実強化を図っていくためにも、業務効率化や多職種連携ネットワークの構築に向けたICTの活用や、地区割の見直しを含めた地域包括支援センターの再編の検討が必要です。

（４）認知症になっても安心して暮らせる環境の整備

高齢化に伴い、認知症高齢者数は増加してきており、令和2年7月1日現在の本市の認知症高齢者数は12,721人、出現率が11.5%となっています。認知症施策は、個人の尊厳や権利を守り、家族等の負担軽減を図るためにも重要な施策となっています。

長野県が実施した医療費適正化推進分析事業によると、90歳以上になると、要介護1・2の約3割、要介護3以上の4割以上の人の主病が認知症となっています。アンケート結果から得たリスク判定では、75歳以上で認知症リスク該当者の割合が増加しており、早期からの認知症予防への取組が重要です。

また、認知症になっても安心して暮らせるために充実すべきこととして、「入所できる施設」、「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」、「認知症の人が利用できる在宅サービス」が上位にきており、専門的な医療・サービスの充実が求められているため、その整備促進に力を入れていく必要があります。

さらに地域で安心して暮らしていくためには、身近な人の理解・協力が不可欠です。アンケート調査では、約6割の人が認知症サポーター養成講座への参加意向を示し、もしくはすでに参加したことがあると回答しており、養成講座等を通じて認知症に対する理解を促進するとともに、チームオレンジの立ち上げ支援など具体的な活躍の場や実践につなげる取組を推進していく必要があります。

（５）介護ニーズに対応したサービス提供体制の確保と基盤整備

介護保険制度の開始から20年が経過し、介護保険サービスは高齢化社会を支えるためになくてはならないものとして定着してきました。一方で、利用者数の増加に伴って給付費も増加し続けており、持続可能な制度として適正な運営を図っていくことが求められています。特に団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年以降は介護ニーズが急増すると見込まれ、さらに15年後の令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代が急速に減少することから、それらを見据えた運営を図っていかねばなりません。

本市においては、ここ数年は、要支援・要介護認定者数がおおむね横ばいで推移し、認定率が低下してきていますが、今後は増加していくものと推計されており、本人の意向や家族介護等の状況を踏まえ、適切なサービスを提供できる基盤を整備していくことが必要です。

第3章 基本理念、重点項目及び基本的な政策目標

1 基本理念

本市では、最上位計画となる「第五次長野市総合計画」の保健福祉分野における目指すまちの将来像を「人にやさしく 人がいきいき暮らすまち“ながの”」としています。また、高齢者関連の政策では、「生きがいのある豊かな高齢社会の形成」を目指し、「高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進」、「高齢者福祉サービスの充実」を図っていくとしています。

関連計画となる「第三次長野市健康増進・食育推進計画(ながの健やかプラン 21)」では、「すべての市民が支え合い、健やかで心豊かな暮らしを実感できるまちを目指して ～健やか未来都市“ながの”～」としています。長野県の第8期高齢者プランでは「生涯現役で居場所と出番があり 健康長寿の喜びを実感できる社会づくり」、「誰もが自分らしく安心して 住み慣れた地域で生活できる社会づくり」を目指しています。

前計画では、「住み慣れた地域で支え合い 自分らしく 健やかで 生きがいを持って生活できるまち“ながの”」を基本理念として、市民の皆さんと行政との二人三脚により生きがいのある豊かな高齢社会を形成し、長野市に暮らしてよかったと心から思える社会の構築を目指してきました。

本計画では、これまでの理念の方向性を継承しつつ、頻発する災害や感染症などの社会情勢の変化や上位計画、関連計画が目指す方向性を踏まえ、「住み慣れた」、「支え合い」、「健やか」、「生きがい」、「安心」をキーワードとして捉え、基本理念を以下のとおりとします。

住み慣れた地域で支え合い

自分らしく 健やかで 生きがいを持って

安心して 生活できるまち“ながの”

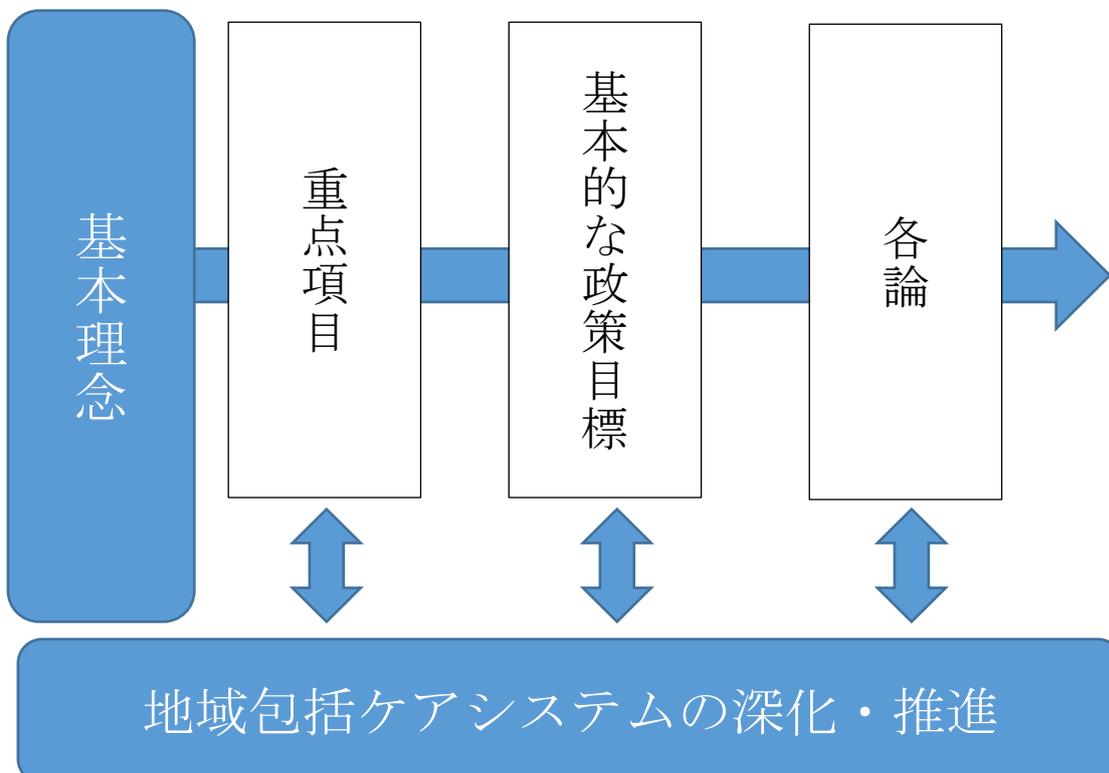
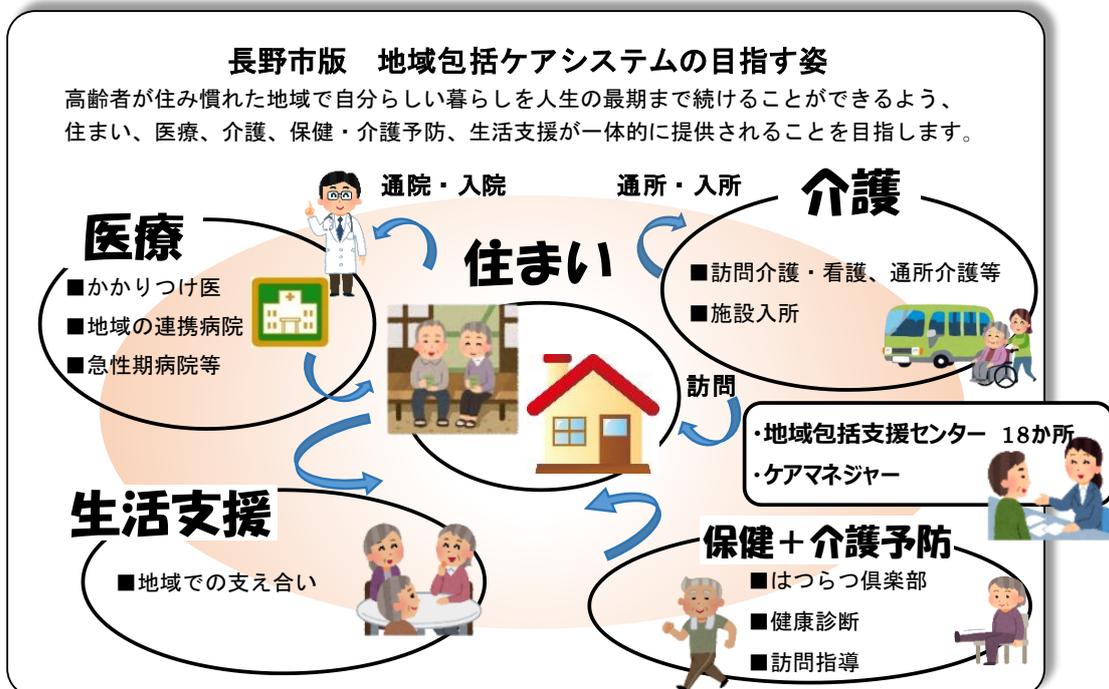
一方、高齢者を取り巻く課題の解決に向けては、「地域包括ケアシステム」の概念を抜きに考えることはできません。

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。その推進にあたっては、多様化する地域の実情に沿ったまちづくりと連動し、行政はもとより住民や事業者をはじめとする様々な主体が、適切な役割分担の下で取り組む必要があります。

「基本理念」が計画全体を貫く縦軸とするなら、「地域包括ケアシステム」は横軸

と捉えることができます。つまり本計画の全ての取組項目は「基本理念」が示す方向性に則り、さらに「地域包括ケアシステム」の深化・推進につながっていることとなります。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に資する各種施策の充実を図るためには、保険者機能強化推進交付金等を活用することが必要です。



2 重点項目

本市における高齢者施策にかかる課題を解決し、本計画の基本理念を実現するために、国の基本指針に基づき3つの重点項目を定め、取り組んでいきます。

I フレイル予防や介護予防・健康づくり施策の充実、推進

介護保険法では、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮するものとされ、また、自ら介護予防のための健康の保持増進に努めるとともに、その有する能力の維持向上に努めるものとしています。

できるだけ健康でいきいきと暮らし続けられる長寿社会を実現するためには、この理念を踏まえ、一人ひとりが主体的にフレイル予防や介護予防・健康づくりに取り組むとともに、地域社会全体でこれらを推進していくことが重要です。要介護状態になってからではなく、その前の段階の介護予防に着目した多様な取組を充実させるとともに、市民の健康づくりを支える保健事業と一体的に進めることにより、大きな効果を得られるよう取り組みます。なお、その際には、統計から導かれる本市の特徴である65歳から74歳で脳卒中を発症する割合が高い点に重点的に対応するなど戦略的に取り組みます。

II 認知症施策の推進「共生」と「予防」

高齢化に伴い、認知症高齢者数は増加しており、本市では高齢者の約12%が認知症とされています。

誰もが認知症になる可能性があるとの認識のもと、発症の時期やその進行をできるだけ遅らせるための「予防」としての対応と、認知症があっても身近な人たちからのサポートを受けながら、生きがいと希望をもって住み慣れた地域で暮らし続けられる「共生」の観点から、これらを車の両輪にたとえ、補完しあいながら相乗的な効果を生み出せるよう取り組む必要があります。

「予防」については、本人や家族などができるだけ早い段階で認知症の芽に気づき、専門家の支援を受けることができるよう取り組みます。

また、「共生」の観点では、認知症に対する理解を深め、認知症の人やその家族をサポートする認知症サポーターの養成などを強化するとともに、認知症やその家族の集いの場である認知症カフェを充実・拡大させ、地域の企業とも連携した「チームオレンジ」の創設を進めるなど、認知症の人を支える地域づくりを進めます。

Ⅲ 令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えた持続可能な基盤整備

介護保険制度の開始から20年が経過し、利用者数の増加に伴って給付費も増加を続けており、持続可能な制度として適正な運営を図っていく必要があります。こうした中、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、介護ニーズが高くなるとされる85歳以上人口が、急速に増加することが見込まれます。

今後、要介護認定者数の増加も見込まれることから、施設・居住系サービスの適正化を図りながら、介護・福祉現場での人材確保に努めるなど、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、持続可能なサービス基盤、人材基盤の整備に取り組みます。

3 基本的な政策目標

本計画の基本理念を実現するために、高齢者福祉及び介護保険事業の各分野において様々な施策を実施する必要があります。各分野の施策を総合的に実施していくため、4つの基本的な政策目標を定めます。

1 生きがいくくりと健康づくりの推進

～積極的に社会活動に参加し、自分らしく生きがいをもって
健やかに暮らしていくことができるように～

介護予防の場を活用した住民主体の健康保持増進の取組を推進するとともに、一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を活かし、年齢にかかわらず、生涯を通じて活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるまち“ながの”を目指します。

2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように～

地域の特性に応じ、住まい、医療、介護、保健・介護予防、生活支援が、一人ひとりの状態に即して適切に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進させ、誰もが安心して生活できるまち“ながの”を目指します。

3 安心して介護サービスが受けられる 環境づくりの推進

～必要な介護サービスを安心して適切に受けられることができるように～

必要に応じて適切な介護サービスが受けられることができるよう、提供体制の確保や人材の育成に努め、安心して質の高いサービスを受けられることができるまち“ながの”を目指します。

4 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

～安心して総合的な介護サービスが提供できるように～

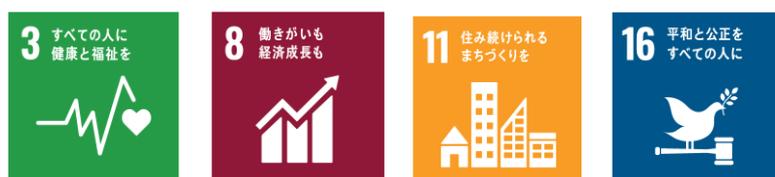
在宅サービスの充実と並行して施設・居住系サービスの基盤整備も進めます。また、介護保険給付対象外の高齢者福祉施設等の基盤の整備を進め、多様な住まいのニーズに応えられる環境づくりに努め、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるまち“ながの”を目指します。

4 SDGsの達成に向けて

本市では、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」の趣旨を理解し、SDGs達成に向けた取組みを推進します。

SDGsの推進により、今の市民も未来の市民も住みよい持続可能なまちづくりを実現します。

第五次長野市総合計画においては、各施策をSDGsの定める17のゴールと関連付けており、本計画は第五次長野市総合計画と整合を図っていることから、本計画の目標を実現することで、17のゴールのうち、「すべての人に健康と福祉を」、「生きがいも経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」、「平和と公正をすべての人に」の目標達成に寄与します。



※SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で達成を目指した国際目標です。経済、社会、環境の三側面の統合的な取組により、利益が相反する問題の緩和、行政の効率化・活性化など相乗効果があります。



5 施策体系

基本理念	重点項目	基本的な政策目標	各論		
			I	II	III
住み慣れた地域で支え合い、自分らしく健やかに 生きがいを持って、安心して生活できるまち	I フレイル予防や介護予防・健康づくり施策の充実、推進 II 認知症施策の推進「共生」と「予防」 III 令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えた持続可能な基盤整備	第1章 生きがいづくりと健康づくりの推進 第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援 第3章 安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進 第4章 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備	第1節 生きがいづくりと社会参加	1-1-1 生きがいづくりの促進 1-1-2 活躍の場の拡充 1-1-3 高齢者の就労支援	● ● ●
			第2節 健康づくりの推進	1-2-1 疾病予防と重症化予防 1-2-2 保健事業と介護予防の一体的実施	● ● ●
			第1節 質の高い総合相談の体制づくり	2-1-1 地域包括支援センターの体制の充実と機能強化 2-1-2 介護認定申請時等のニーズに即した総合相談の実施 2-1-3 ケアマネジメント支援の充実	● ● ●
			第2節 高齢者の権利保護と安心・安全な暮らしの確保	2-2-1 高齢者の権利保護の推進 2-2-2 高齢者福祉サービスの提供	● ● ●
			第3節 高齢者を支える地域の体制づくり	2-3-1 住民の支え合い活動の強化・再編 2-3-2 介護予防・日常生活支援総合事業による自立支援 2-3-3 生活支援体制整備の充実 2-3-4 インフォォーマルサービスの活用促進	● ● ● ● ● ● ● ●
			第4節 在宅医療と介護の連携	2-4-1 在宅医療・介護連携支援センターの充実・強化 2-4-2 人生会議（ACP、アドバンス・ケア・プランニング）の啓発 2-4-3 認知症診断前後の医療と介護の連携 2-4-4 多職種が連携できるICTプラットフォームの構築	● ● ● ● ● ● ● ●
			第5節 住みよいまちづくりの推進	2-5-1 バリアフリー化の推進 2-5-2 安全・安心のゆとりのある住生活の確保 2-5-3 生活環境の安全対策の推進	● ● ●
			第1節 安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進	3-1-1 介護人材の確保と育成 3-1-2 サービスの円滑な提供 3-1-3 介護サービス等の質の向上と適正化の推進 3-1-4 市民・利用者からの意見への対応	● ● ● ● ● ● ● ●
			第2節 災害や感染症対策に係る体制整備	3-2-1 災害への対策 3-2-2 感染症への対策	● ● ●
			第1節 介護保険サービス基盤の整備	4-1-1 在宅サービス基盤 4-1-2 施設・居住系サービス基盤	● ● ●
			第2節 介護保険サービス基盤以外の整備	4-2-1 介護保険以外の高齢者福祉施設の整備	● ● ●
			第3節 高齢者福祉施設等の整備目標	4-3-1 高齢者福祉施設等の整備目標	● ● ●

地域包括ケアシステムの深化・推進

6 指標の設定

計画の進捗を管理する上では、あらかじめ定めた指標に基づいて行うことが有効です。指標には、もっぱら定性的な成果に着目する「アウトカム指標」と、定量的結果に着目する「アウトプット指標」があり、両者の相関により計画の進捗を計ることが考えられます。

一般的に「アウトカム指標」の推移を見極めるためには、ある程度以上の時間を要することから、長期にわたり継続的に指標として観察する必要があります。

そこで本計画においては、計画の進捗を総体的に判断できる指標を 11 項目定め、併せて指標ごとに関連する項目を掲げ、今後、中長期的に進捗管理に活用することとします。

また、第 2 部各論においては、それぞれの取組項目の中に可能な限りアウトプット指標としての事業実績等を掲げ、本指標とともに進捗管理に活用していくこととします。

指標一覧

No.	指 標 名	現状値 (R 2年度)	目標値 (R 5年度)	主 な 関 連 項 目							
				重点項目 I	重点項目 II	重点項目 III	政策目標 1	政策目標 2	政策目標 3	政策目標 4	
1	社会参加している60歳以上の市民の割合	81.4%	84.0%	●			●				
	目標値の設定根拠	高齢社会対策大綱（平成30年2月16日閣議決定）「社会的な活動を行っている高齢者の割合」の数値目標と本市の実績値を基に算出									
2	健康寿命 (日常生活動作が自立している期間の平均)	男性81.49 女性84.43 (令和元年度)	平均自立期間の増加	●			●	●			
	目標値の設定根拠	国の「健康寿命の在り方に関する有識者研究会報告書」を参考に設定									
3	要介護ではない高齢者の割合	86.8%	87.1%	●			●	●			
	目標値の設定根拠	平成29年以降横ばい 介護予防の効果により0.1Pずつの増加を目指す									
4	脳卒中を発症したことによる 要介護認定を受けている人の割合 (国民健康保険加入者 40～74歳)	9.9% (脳出血) 26.2% (脳梗塞)	減少 減少	●	●		●				
	目標値の設定根拠	脳卒中の発症の原因である高血圧の未受診者がおおいため、早期治療につなげることにより、発症の減少を目指す									
5	介護予防に資する介護予防の場への 高齢者の参加率	400か所 6,100人	520か所 7,800人	●	●		●	●			
	目標値の設定根拠	高齢者の通いの場への参加率 令和7年度の国目標値8%を目指す									
6	在宅等での看取り率	10.9% (自宅) 11.7% (老人ホーム) (平成30年度)	11.0% (自宅) 13.3% (老人ホーム)				●	●	●	●	
	目標値の設定根拠	自宅死は、全国・県ともに横ばいで推移 老人ホーム死は増加傾向。老人ホームでの看取り対応施設を増やす									
7	成年後見支援センターにおける 高齢者の相談件数	772件 (平成26年度～ 令和2年度平均値)	856件		●			●			
	目標値の設定根拠	772件（平成26年度～令和2年度相談件数平均値）×1.058（広域化による増加率）=817件（令和3年度） 817件×高齢者人口伸び率（R4→1.0104、R5→1.0156）									
8	介護従事者が充足していると感じている 介護サービス事業所の割合	36.2%	50.0%				●			●	●
	目標値の設定根拠	労働者人口が減少し、多くの産業において人材不足が発生している中、前回調査結果（H29 43.5%）を勘案し、目標として全体の半数と設定									
9	ご近所の高齢者を温かく見守り、 必要などときには手助けしている人の割合	54.7%	上昇				●			●	
	目標値の設定根拠	長野市総合計画のアンケート指標。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境に関する質問の結果を指標としたもの。現状値よりも5ポイント以上の上昇を目指す									
10	介護・介助者が認知症状への対応に 不安を感じる割合	24.8%	減少	●					●		
	目標値の設定根拠	認知症の人数は増加していくが、認知症疾患医療センターなど医療面の充実と、チームオレンジなど地域の支え合いの充実により減少を目指す									
11	高齢者が住み慣れた地域で 暮らし続けられる環境が 整っていると思う市民の割合	45.1%	上昇		●				●	●	●
	目標値の設定根拠	長野市総合計画のアンケート指標。市民の実践状況に関する質問の結果を指標としたもの。現状値よりも5ポイント以上の上昇を目指す									

第2部 各論

- 第1章 生きがいづくりと健康づくりの推進
- 第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援
- 第3章 安心して介護サービスが受けられるための
環境づくりの推進
- 第4章 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

第1章 生きがいつくりと健康づくりの推進

介護予防の場を活用した住民主体の健康保持増進の取組を推進するとともに、一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を活かし、年齢にかかわらず、生涯を通じて活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるまち“ながの”を目指します。

第1節 生きがいつくりと社会参加

高齢者が、学びやボランティア活動、就労などを通して自らの生きがいつくりに取り組み、一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を生かして活躍できる環境づくりを推進します。

1-1-1 生きがいつくりの促進

111-1 おでかけパスポート事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者の健康づくり・生きがいつくりの推進と積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関のバスの利用促進を図るため、市内に住所を有する高齢者に対して「おでかけパスポート」を発行し、市内一般路線バスを安価で乗車できるようにします。

[対象者] 70歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
パスポート延べ交付者数 (年度末交付者数)	人	49,270	50,695	52,702	54,740	56,563	
利用状況 (1日あたりの平均利用回数)	回	2,868	2,591	2,580	2,547	2,464	

■現状と課題

- おでかけパスポートを所持しているが、利用していないことが課題となっています。
- これまで実施したアンケート結果を分析し総利用回数を増やす必要があります。

■今後の方針・目標

- 今後も安定した事業を運営するためには、3者（利用者、バス事業者、市）の運賃負担の在り方について協議するとともに、バスの乗り方教室の開催を継続していくことで、おでかけパスポート総利用回数の向上を図ります。
- 関係課と連携し、バスの利用促進を図ります。

111-2 敬老事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

長寿を祝福し、高齢者を敬い愛す心と、高齢者福祉について理解と関心を高めるとともに高齢者自らの生活意欲の向上を図るため、「老人の日」に祝状等を贈呈します。

■これまでの実施状況

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
高齢者祝状	88歳	人	2,247	2,397	2,351	2,468	2,419	
	99歳	人	—	—	—	—	—	
	100歳	人	109	145	141	130	145	
	市内最高齢	人	1	1	1	1	1	
高齢者祝品	100歳	人	109	廃止	—	—	—	
高齢者写真撮影	77歳	人	1,525	1,679	1,911	1,868	1,797	
	100歳	人	53	57	61	55	51	

■現状と課題

○現在の事務負担量や今後の高齢社会の進展を踏まえ、対象年齢や贈呈内容及び方法の段階的な見直しが必要です。

■今後の方針・目標

○社会情勢に合わせた見直しを行いながら、引き続き事業を実施します。

111-3 老人福祉センター(愛称：かがやきひろば)運営事業

【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者の多様な要望に応えるため、生きがいつくりや健康づくりを目的とした各種講座を実施するとともに、地域における福祉活動の場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

[対象者] 60歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
生きがいつくり講座	回	1,935	1,965	1,834	1,824	1,855	
	人	34,264	34,956	33,452	33,254	33,099	
グループ活動	回	6,337	6,504	6,493	6,402	5,785	
	人	74,605	73,745	72,876	70,922	61,563	
地域福祉活動	回	2,695	2,369	2,201	2,366	1,830	
	人	33,135	26,652	25,492	22,697	18,067	
その他	回	1,807	3,678	4,137	5,226	4,163	
	人	13,796	30,554	31,311	33,957	27,270	

■現状と課題

- 高齢者人口は増加しているが、利用者は年々減少しているため、新規利用者を獲得する必要があります。
- 利用者へのニーズ調査を基に、講座を充実させる必要があります。
- ボランティアなど地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たす必要があります。
- 類似施設である公民館等と講座の調整する必要があります。

■今後の方針・目標

- ニーズ調査に基づき、施設利用の増進を図ります。
- 自主サークルやボランティア等の地域福祉活動のリーダーを育成します。
- 老人福祉センター指導員会議を開催し、情報交換等を通じて新たな講座を検討します。
- 関係課と連携し、事業効果が高齢者だけでなく、広い世代に及ぶ事業を実施します。

111-4 ふれあい交流ひろば（愛称：かがやきひろば）運営事業

【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

中山間地等において老人福祉センターを補完する施設として、保健福祉施設等の一部を「ふれあい交流ひろば」として整備を行い、世代間交流、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
講座開催回数	回	226	238	313	291	318	
延べ参加者数	人	3,937	4,335	5,183	5,133	5,330	
利用者数	人	13,678	15,070	16,658	16,859	15,414	

■現状と課題

○施設運営や講座等に関して利用者のニーズを把握する必要があります。

■今後の方針・目標

○利用者へニーズ調査を実施し、新たな講座の検討等、施設利用の増進を図ります。

111-5 シニアアクティブルーム運営事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

中心市街地での老人福祉センターの機能を持ち、高齢者の活動を支援する施設として、講座の開催、自主グループ活動の支援などを行い、高齢者福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
年間利用者数	人	10,247	11,182	12,739	12,902	10,863	
講座数	講座	38	42	34	39	29	
延べ開催回数	回	208	202	228	234	204	
延べ参加人数	人	7,786	8,010	9,856	10,094	7,875	

■現状と課題

○利用者のニーズに応じた多様な講座及び自主グループ・世代間交流活動の充実、促進を図ります。

■今後の方針・目標

○中心市街地の立地を生かして、広範な地域の高齢者の交流の場となるように、講座及び自主グループ・世代間交流活動を実施します。

111-6 老人憩の家（愛称：いこいの家）運営事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図ります。

[対象者] 60歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
1日平均利用者数	人	65.6	64.6	62.2	59.7	56.8	
延べ利用者数	人	196,429	193,810	183,742	176,168	145,086	
障害者及び介助者数	人	47,359	48,560	45,871	42,723	33,937	

■現状と課題

- 高齢者を取り巻く社会背景は、運営開始当初から変化しているので、それに合わせた施設運営をする必要があります。
- 建物や設備の老朽化に対し、安全管理対策を実施する必要があります。

■今後の方針・目標

- 公共施設個別施設計画に基づいて、変化する社会背景に合わせた施設運営を行います。
- 限られた予算の中で、必要な施設には安全確保を図る対策を進めていきます。

111-7 健康麻将（まーじゃん）講座事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

健康麻将は、「金をかけない」、「酒を飲まない」、「タバコを吸わない」の三点を守り、健康的な環境で楽しむ麻将です。日本健康麻将協会、信州大学と協働で初心者講座を開催し、生きがいつくりと介護予防の促進を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
開催回数	回	3	2	3	2	2	
受講者	人	48	40	34	45	39	
うち男性	人	9	10	6	13	11	
うち女性	人	39	30	28	32	28	
修了者	人	38	36	33	42	36	
うち男性	人	7	8	6	12	11	
うち女性	人	31	28	27	30	25	

■現状と課題

- 高齢者同士で交流し、頭を使うことで、生きがいつくりと介護予防につながっています。
- 認知度を上げるため、市民への周知が必要です。

■今後の方針・目標

- 市報やチラシで周知を行い、受講者の増加を図りながら事業を継続します。

111-8 温湯温泉湯～ぱれあ 高齢者福祉ゾーン運営事業

【観光振興課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

温湯温泉湯～ぱれあ内に、地域福祉の拠点となる老人福祉センターの機能を持つスペース「高齢者福祉ゾーン」を併設し、温泉を利用した心身の健康維持・増進を図ります。また、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場を提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
入浴利用者数	人	151,351	145,676	122,645	114,496	109,279	
健康ゾーン利用者数	回	992	987	1,004	970	989	
	人	11,601	11,921	10,988	10,697	12,426	
高齢者福祉プログラム	回	244	236	231	243	234	
	人	3,930	3,698	3,466	3,793	3,452	
グループ活動など貸館利用	回	578	597	541	572	458	
	人	7,714	7,694	6,953	7,103	2,779	

■現状と課題

○開設時からの固定の利用者だけでなく、新たな利用者が講座に参加できる取組が必要です。

■今後の方針・目標

○利用者のニーズに応じた講座等の充実を図るとともに、施設の特性を生かした介護予防や健康づくり事業を継続します。

1-1-2 活躍の場の拡充

112-1 老人クラブ活動促進事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

教養の向上、健康の増進、地域社会への積極的な参加や世代間交流などの老人クラブ活動を通じ、高齢者の生活を健やかで豊かなものにするため、各単位老人クラブ及び長野市老人クラブ連合会に補助金を交付するとともに、活動促進のための情報提供を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
老人クラブ数	クラブ	268	259	247	240	229	
会員数	人	18,421	17,778	16,994	16,204	15,470	

■現状と課題

- 地域を基盤として生きがいや健康づくりを推進する自主的な組織として、高齢者相互の生活支援の観点からその役割が期待されていますが、新規加入者の減少や役員の高齢化により、老人クラブ数や会員数は減少傾向となっています
- 高齢者の外出機会の拡大や高齢者世帯の見守りの推進、経験や技術の継承・人材育成につなげるため、加入促進が必要となっています。

■今後の方針・目標

- 魅力あるクラブづくりのため単位老人クラブの活動事例の紹介等を行い、活発に活動が行なえるよう補助事業を継続することで各クラブを支援します。
- 単位老人クラブ及び老人クラブ連合会と連携を深め、広報等でPR活動を行うことでクラブへの加入促進を目指します。

112-2 ながのシニアライフアカデミー（愛称：NaSLA）運営事業

【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

地域社会活動や健康の分野を中心に専門知識を習得し、地域の課題解決につながる実践的なマネジメント力を養います。学びを通じて健康やQOL（生活の質）の向上を生きがいにつなげ、社会で活躍できる人材を育成します。

[対象者] 60歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
受講者（1、2年生合計）	人	78	78	71	39	29	
うち男性	人	15	20	19	8	10	
うち女性	人	63	58	52	31	19	
平均年齢	歳	69.4	69.9	68.3	68.5	67.4	
修了者（2年修了）	人	38	38	35	32	-	
うち男性	人	10	5	12	6	-	
うち女性	人	28	33	23	26	-	
平均年齢	歳	70.0	69.4	72.1	68.3	-	

■現状と課題

- 受講者数の増加を図るため、長野県立大学及び信州大学との協議の上、講義の内容を「地域マネジメントコース」、「健康マネジメントコース」の2コースを設定し、修学期間を1年にする等見直しを行いました。

■今後の方針・目標

- 健康やQOL（生活の質）の向上を生きがいにつなげ、社会で活躍できる人材を育成するため、今後も大学と協議して講義を実施します。
- 受講生及び修了生の社会活動については、本人の意思を尊重しながら情報提供等による支援を検討します。

112-3 高齢者学級開設事業【家庭・地域学びの課】

■施策の目的・内容

市立公民館・交流センターにおいて、共に活動する仲間との交流を図り、家庭や地域で自身の存在感を高め日常生活を豊かにする意欲を育むことを目的とした講座等を開催します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
実施公民館数	か所	19	19	20	18	13	
学級数	学級	171	188	228	226	103	
延べ受講者数	人	10,446	9,459	9,232	6,984	4,591	

■現状と課題

- 学びの成果を高齢者自らの生きがいにつなげ、地域社会の活動等にも還元できる仕組みが必要です。

■今後の方針・目標

- 高齢者の多様な学習要求に応えるための様々な講座等を開設することで、積極的な参加を促進し、持続的な学びと活動の循環につなげていきます

112-4 公民館における世代間交流事業【家庭・地域学びの課】

■施策の目的・内容

各市立公民館・交流センターで、スポーツ・レクリエーション活動や史跡めぐりなど地域の特性や高齢者の豊かな経験・技術を生かしたふれあい活動を行い、各世代と高齢者との交流を図ります

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
実施公民館数	か所	13	14	16	16	16	
実施講座数	講座	50	44	52	44	31	
延べ参加者数	人	1,867	2,786	3,306	3,296	2,795	

■現状と課題

○子どもの参加が増加するためには、世代間で交流できる事業の選定や、運営に係る工夫を行うとともに、学校や他の社会教育団体との連携や調整が必要です。

■今後の方針・目標

- 本事業は、高齢者の生きがいづくり及び地域コミュニティ意識の醸成につながる事業であり、今後も引き続き実施します。
- より多くの世代間交流の機会を確保するため、事業に係る学校、地域、企業等との連携を深めていきます。

112-5 保育所における世代間交流事業【保育・幼稚園課】

■施策の目的・内容

地域に開かれた保育所・認定こども園として、園児が高齢者福祉施設へ訪問したり、保育所・認定こども園に高齢者福祉施設や地域の高齢者を招待するなど、世代間のふれあい活動を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
公立実施保育所数	園	24	23	23	25	23	
私立実施保育所数	園	23	23	18	17	19	

■現状と課題

○交流が活発な園と未実施園があります。未実施の園については検討していく必要があります。

■今後の方針・目標

○今後も地域に開かれた保育所・認定こども園として、園児の高齢者福祉施設等への訪問や保育所等に高齢者福祉施設等や地域の高齢者を招待するなど、各地域の特性を生かした世代間のふれあい活動を実施します。未実施の園には、世代間交流の実施を促します。

1-1-3 高齢者への就労支援

113-1 高齢者授産施設就労奨励金支援事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

授産施設に就労する高齢者に交通費の一部を支給し、就労の促進を図ります。

[対象者] 授産施設に就労する60歳以上の人

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
対象者	人	95	44	43	44	41	

■現状と課題

○授産施設就労者への他の支給制度と要件をそろえ、授産施設就労者へ支援を行っています。

■今後の方針・目標

○他の制度と調整を図りながら引き続き事業を実施します。

113-2 シルバー人材センター【商工労働課】

■施策の目的・内容

公益社団法人長野シルバー人材センターの運営の補助を行います。高齢者が長年培った知識・経験・能力を有効に生かして働くことにより、高齢者の「生きがいの充実」「健康増進」「地域社会への貢献」を目指します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
会員数	人	2,071	2,030	2,048	2,069	2,077	
うち男性	人	1,487	1,471	1,478	1,506	1,482	
うち女性	人	584	559	570	563	595	

■現状と課題

○人口減少に伴う労働力不足が懸念され、高齢者の就労への期待が高まっている中、企業の雇用延長、定年引上げなどの理由により60歳代の会員が減少する一方、75歳以上の会員の割合が増加傾向にあります。年齢の上昇により、就業を制限する会員が増えるなど、就業率の低下が懸念されます。生きがいの充実、健康の維持・増進のために、高齢者に働く機会を提供するシルバー人材センターの役割は益々重要となります。

■今後の方針・目標

○シルバー人材センターの普及啓発活動の充実、会員の増強、就業機会の拡大（特に派遣事業など）、安全・適正就業の徹底、自主自立組織の推進を支援します。

113-3 生涯現役促進地域連携事業【商工労働課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

市や商工・福祉団体等の関係機関で構成する長野市生涯現役促進協議会は、国からの委託を受けて、事業所や高齢者のニーズ調査、各種セミナーの開催や事業所訪問等の事業運営を行います。就業意識の醸成や就業機会の拡大を図り、生涯現役で活躍し続けられる社会の実現を目指します。

■これまでの実施状況

[ライフプランセミナー&ワンストップ困りごと相談会]

シニア世代のライフプランニングに関する講演、健康セミナー、日常生活の困りごと相談会

[就労支援セミナー]

からだ測定により参加者の適した仕事を判定し、その結果を基に就労相談で求人情報の提供や企業との面談を受けることができる就労支援イベント

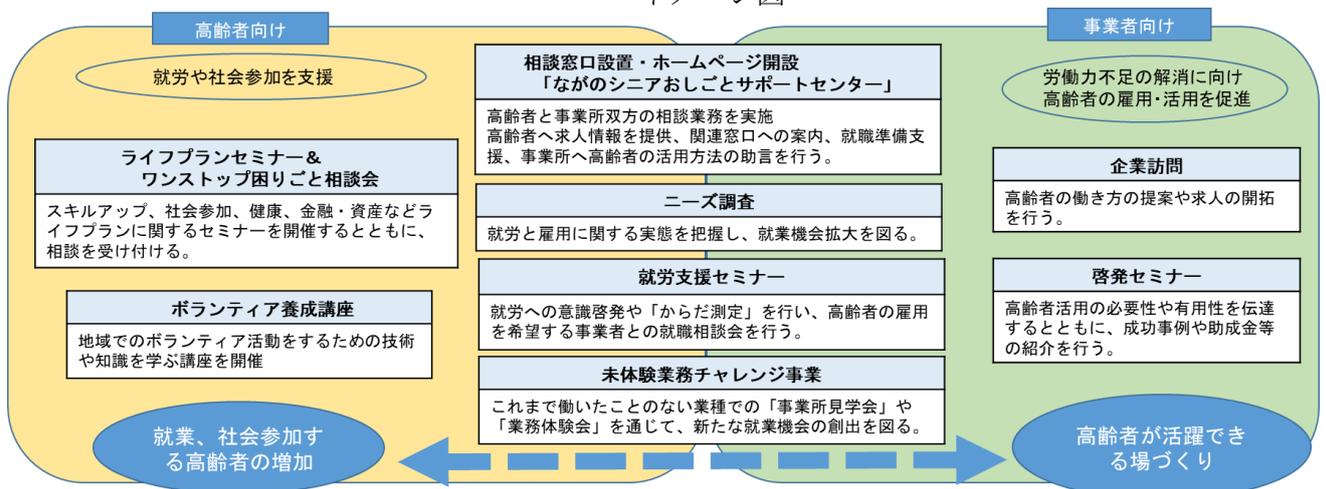
■現状と課題

○就労支援に関する事業を各関係機関と連携しながら広く周知し、目的達成に向けた事業運営を行うとともに、効果的かつ計画的に事業展開できるように支援していく必要があります。

■今後の方針・目標

○企業や高齢者の様々なニーズに応えられるよう調査や事業啓発活動を行い、新たな雇用の場の創出や求職者と事業所とのマッチングの強化などの支援により就業機会の拡大を図ります。

イメージ図



第2節 健康づくりの推進

高齢期になると加齢に伴う心身の機能の変化により、健康状態や生活機能等の個人差が現れます。高齢期では安心して自立した日常生活を送ることができるよう、フレイルや生活習慣病の重症化を防ぎ、心身の特性に応じた保健事業を通じて、健康の保持増進の取組と介護予防を一体的に推進します。

1-2-1 疾病予防と重症化予防

121-1 健康情報等の発信【健康課・地域包括ケア推進課・国民健康保険課】

■施策の目的・内容

広報誌や市ホームページ、各戸世帯配布の「健康カレンダー」・「各種検診のご案内」等により予防・健康づくりに関する情報等について発信します。

特に高齢者が健康上、気をつけたい熱中症予防やフレイル予防等についてリーフレット等を作成し、関係機関・団体等を通じ広く普及啓発を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
健康カレンダー	部	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000
各種検診のご案内	部	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000
熱中症予防リーフレット	部	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
フレイル予防チェック&ガイド	部					8,000	

■現状と課題

- 高齢者は複数の慢性疾患やフレイルなど心身の多様な課題と不安を抱えやすく、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しているため、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな情報提供が必要です。

■今後の方針・目標

- 健康カレンダーや啓発リーフレット等による情報発信の他、国保データベースシステム（以下、KDBシステムという。）等を活用し、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点からフレイルなどの心身の多様な課題に対応した情報提供を行います。

121-2 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導【国民健康保険課】

■施策の目的・内容

生活習慣病の発症や重症化の予防を図り、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させるため、特定健診・特定保健指導を行います。

[対象者] 40歳以上の国民健康保険被保険者

■これまでの実施状況

(法定報告数字)	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
特定健診受診者数	人	28,368	27,077	26,382	25,270	24,463	
特定健診受診率	%	47.9	47.3	47.6	47.2	47.2	
特定保健指導終了者数	人	584	528	687	889	893	
特定保健指導実施率	%	22.0	20.4	26.2	34.8	37.9	

※ 特定健診受診者数には、40歳以上の人間ドック等助成による受診者を含みます。

■現状と課題

○特定健診については、近年受診率がほぼ横ばい状態です。また、特定保健指導は、近年実施率が向上していますが、まだ6割以上の人が受けていません。

■今後の方針・目標

- 特定健診・特定保健指導により生活習慣病の発症及び重症化を予防することができることを周知し、受診率の向上を図るとともに、保健指導の実施方法・期間等を見直し、保健指導実施率の向上を図ります。
- 特定保健指導を通じ、糖尿病性腎症等による人工透析への移行を防ぐため、糖尿病が重症化するリスクが高い未受診者に対して保健指導を行います。

121-3 国民健康保険人間ドック等助成【国民健康保険課】

■施策の目的・内容

健康の保持増進を図るため、長野市国民健康保険特定健診の一環として、人間ドック及び脳ドックの受診者に対し費用の一部を補助します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
助成による受診者数	人	7,143	7,307	7,230	7,138	7,139	
助成による受診率	%	10.2	10.8	11.5	12.0	12.4	

■現状と課題

○ドック受診者数に大きな変化はありませんが、受診率は若干増加傾向にあります。

■今後の方針・目標

○広報誌やホームページを積極的に活用し、ドック受診や保健指導により生活習慣病の発症及び重症化を予防することができることを周知し、受診率の向上を図ります。

121-4 後期高齢者健康診査【国民健康保険課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

生活習慣病の発症及び重症化を予防し、健康の保持増進を図るため、後期高齢者医療制度加入の市民を対象に健康診査を実施します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
健康診査受診者数	人	25,854	25,161	25,559	25,513	26,093	
健康診査受診率	%	54.2	52.5	49.8	48.7	49.4	

■現状と課題

○近年は、受診者数はほぼ横ばい状態ですが、受診率は低下傾向です。

■今後の方針・目標

○健康診査により生活習慣病の発症及び重症化を予防することができることを周知し、受診率の向上を図ります。

121-5 はり、マッサージ費助成事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

「老人憩の家」の利用者に対し、はり・マッサージを施術することで、高齢者の健康増進と視覚障害者の福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
開設箇所	施設	10	10	10	10	10	
延べ日数	回/年	1,174	1,160	1,125	1,131	959	
延べ利用人員	マッサージ	3,186	3,230	3,049	2,858	2,253	
	はり	1,106	1,169	921	932	918	
	合計	4,292	4,399	3,970	3,790	3,171	

■現状と課題

○利用者が減少しているため、周知を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○事業について周知し、利用者の増加に努めます。

121-6 健康づくり活動支援【健康課・スポーツ課】

■施策の目的・内容

生活習慣病の発症・重症化を防ぐため、地域等の依頼により専門職が地域の学習会等の場に出向き、分野に沿った健康に関する情報提供を行い、食事や運動などの生活習慣改善の動機づけを図るとともに、健康づくりに取り組む地区組織や団体等の活動を支援します。

また、個人の健康づくりの実践が継続できるよう、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催し、中高年齢者の健康保持・増進、体力向上及び仲間づくりを推進します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
地域健康出前講座実施回数	回	343	350	293	279	267	
地域健康出前講座参加者数	人(延)	7,271	7,230	5,792	5,953	5,214	
スポーツ教室数	回	51	51	54	54	59	
スポーツ教室参加者数	人(延)	1,321	1,417	1,412	1,319	1,254	

■現状と課題

○自分の体力やからだの状態を知り、加齢による虚弱や生活習慣病の重症化を防ぐため、運動の実践方法について学ぶ場が必要です。

スポーツ教室の主要事業である「NAGANO健康スポーツ教室」は参加者が例年固定化するとともに、加齢による身体機能の低下等により、球技による転倒などケガの危険性も高くなっています。

自分の体力やからだの状態を知り、加齢による虚弱や生活習慣病の重症化を防ぐため、運動の実践方法について学ぶ場が必要です。

■今後の方針・目標

○市民自らが主体的に生活習慣病の発症と重症化予防のために取り組めるよう、個人や地域の活動を支援します。

○年齢やニーズに応じて安全・安心にスポーツを楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ施設の指定管理者と連携し、多種・多様なスポーツ教室を開催します。

121-7 保健センター【健康課】

■施策の目的・内容

保健センターは、市民の健康づくり推進のため、健康診査、健康教育、健康相談、保健指導等の地域保健サービスを総合的に行う拠点施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
延べ利用者数	人	93,042	90,455	90,951	84,083	75,610	

■現状と課題

○地域における母子保健、健康増進、予防接種等の保健サービスを提供する重要な拠点として、適正に配置される必要があります。

■今後の方針・目標

○市民の健康づくりの拠点となるよう、施設の長寿命化を図りつつ、再編も含めた適正配置について検討します。

121-8 世代に応じた自殺対策の推進【健康課】

■施策の目的・内容

高齢者は、近親者の喪失体験や慢性疾患による身体的苦痛・身体機能の低下等により精神的な安定を損なった場合に、孤立により誰にも悩みを相談できないまま自殺へと至ってしまうことがあります。

高齢者の自殺を防ぐため、高齢者が自らSOSを発することができるよう啓発するとともに、地域とのつながりを保ち、必要な支援を受けられるよう、生きがいつくりや居場所づくりの推進を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
総合相談会相談件数	件	-	-	39	32	27	
ゲートキーパー研修受講者累計人数	人	8,812	9,572	10,973	11,948	13,085	
シニア世代へのこころのリーフレット配布累計枚数	枚	-	-	-	1,840	2,701	

■現状と課題

- 高齢化率は年々増加し、さらに、ひとり暮らし高齢者数も増加しており、孤立リスクが高まっています。地域とのつながりを保ち孤立防止の取組が必要です。
- 令和元（2019）年の60歳以上の自殺者は、全自殺者の45%を占めています。また、平成24年から28年の集計では世代別の自殺率は、60代及び80歳以上の女性が全国平均を上回っています。高齢者が抱える様々な悩み事を解決するための支援が必要です。

■今後の方針・目標

- こころの健康づくりリーフレットの配布及び出前講座によりSOSの発信の啓発に努めます。
- 高齢者の発したSOSの受け止め方の啓発やゲートキーパー研修の推進により、支援者のSOSに気づく感度を高めていきます。
- 高齢者が抱える様々な悩み事に対応する相談場所を確保し、適切な支援につなぎます。
- 長野市自殺対策行動計画に基づき、関係機関・関係各課と連携し高齢者の生きがいつくりと居場所づくりの取組を推進します。

121-9 がん検診【健康課】

■施策の目的・内容

がんを早期に発見し、早期の治療につなげ、がんによる死亡を減らすため、医療機関での個別検診及び検診車等による集団検診を実施しています。

また、肝がんや肝硬変等を予防するため肝炎ウイルス検診を実施しています。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
胃がん検診 40歳～	人	4,631	4,144	3,815	3,507	3,445	
子宮頸がん検診 20歳～	人	12,379	11,995	10,997	10,887	10,257	
乳がん検診 30歳～	人	11,569	11,313	10,233	10,277	9,779	
肺がん検診 40歳～	人	15,843	13,390	12,761	11,507	10,706	
大腸がん検診 40歳～	人	27,506	24,140	23,721	22,619	21,821	
前立腺がん検診 50歳～74歳	人	729	632	591	557	556	
肝炎ウイルス検診 40歳～	人	276	177	179	273	169	

※ 胃がん検診は平成30年度までは35歳以上

■現状と課題

〇がんは長年、市民の死亡原因の第1位となっていますが、検診受診率は減少が続いています。

■今後の方針・目標

〇がんに関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、より受診しやすい環境の整備や周知方法の工夫等の取組みにより、受診率の向上を図ります。

121-10 歯周疾患検診【健康課】

■施策の目的・内容

歯周病は、歯の喪失原因となるとともに、糖尿病や循環器疾患等との関連性が報告されているため、歯周病の早期発見、早期治療及び疾患予防等を目的に、節目年齢の市民を対象に、歯周疾患検診を医療機関で実施します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
受診者数	人	1,651	1,556	2,014	2,040	2,120	

■現状と課題

○歯の喪失原因である歯周病を予防し、高齢期における口腔の健康の維持・増進を図るため検診を実施しており、受診率の向上を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○今後も引き続き歯周病に関する正しい知識の普及に努め検診を周知していくとともに、受診率向上につながる方法について研究します。

121-11 骨粗しょう症検診【健康課】

■施策の目的・内容

骨粗しょう症は、骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が懸念されます。そのため骨量の減少が見られる人の早期発見を目的に、節目年齢の市民（女性）を対象に医療機関で検診（骨量測定）を実施し、骨粗しょう症の予防を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
受診者数	人	793	821	925	973	665	

■現状と課題

○高齢期における骨折予防のため検診を実施しているが、受診率、精密検査受診率ともに低い状況です。

■今後の方針・目標

○高齢期における骨折予防の重要性を理解してもらえよう、フレイル予防と合わせた啓発方法を検討し、受診率向上を図ります。

121-12 総合健康相談【健康課】

■施策の目的・内容

生活習慣病の予防と健康増進を図るため、健康診査等の結果から病態別の相談会を実施するとともに、個別の相談に応じ、生活習慣改善の動機付けを図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
健康サポート相談件数	件(延)	234	190	112	53	166	
健康・食生活相談件数	件(延)	347	380	333	342	294	
歯科相談件数	件	193	183	194	244	175	

■現状と課題

- 国保特定健診等の結果から重症化リスクがある対象者へ個別通知を行い、保健師・管理栄養士等が保健指導を行う「健康サポート相談会」と、「健康・食生活相談」として、誰もが健康について気軽に相談できるよう、定期的に相談窓口を開設しています。来所による方法では利用者が限定されるため、重症化リスクが高い対象者へ介入支援していくためには、訪問等による積極的な関与も含め、個別支援の場を継続的に設けていく必要があります。
- 口腔の健康は全身の健康を保つために重要であるため、治療の継続と適切な口腔ケアにつながるよう、歯科相談を通じて歯科保健への意識向上と歯磨きなど口腔衛生に関する動機付けを行う必要があります。

■今後の方針・目標

- 予防可能な段階から適切な支援につながるよう、健康診査等の結果から一人ひとりの健康課題を把握し、市民が継続的に健康管理ができるよう、相談の機会を確保します。

121-13 集団健康教育【健康課】

■施策の目的・内容

生活習慣病予防や健康づくりに関して、正しい知識の普及と健康習慣の実践を促すため、保健センター等を拠点に生活習慣病予防等に関する集団健康教育を実施します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
生活習慣病予防等講演会回数	回	9	6	4	3	1	
生活習慣病予防等講演会参加者数	人	404	277	264	148	55	
運動講習会回数	回	161	176	177	192	187	
運動講習会参加者数	人	2,311	2,873	2,443	2,207	2,072	
生活習慣病予防等健康教室数	教室	10	29	39	19	12	
生活習慣病予防等健康教室回数	回	17	223	224	42	81	
生活習慣病予防等健康教室参加者数	人	328	3,417	3,015	631	841	

■現状と課題

○健診の重要性や個々の健診データと食生活や運動などの生活習慣を振り返ることができる市民の学習の場が必要です。生活スタイルや食文化など地域の特徴を把握しながら、個人・地域の健康課題が解決できるよう、講座対象者や内容等を明確にし、効果的に実施することが必要です。

■今後の方針・目標

○KDBシステム等から地域の特徴を把握した上で、予防可能な疾患や対象者等を明確にし、効果的な集団健康教育の組み立てを行い、健康習慣実践の動機付けを図ります。

121-14 訪問保健指導・栄養指導

【健康課・国民健康保険課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

全ての市民が健康で生活できるよう、健診結果の見方や食生活・運動習慣の改善等について、保健師、管理栄養士等が家庭訪問等により保健指導・栄養指導を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
訪問保健指導延人数	人	1,274	1,496	1,214	1,831	2,493	
訪問栄養指導延人数	人	176	194	229	296	298	
後期高齢者保健指導延人数	人	—	—	—	—	175	

■現状と課題

○指導延人数は年々増加傾向ですが、更に増やしていく必要があります。令和元（2019）年度から、低栄養や生活習慣病重症化予防のため、後期高齢者保健指導を開始しました。

■今後の方針・目標

○乳幼児期から高齢期までそれぞれのライフステージにおいて、健康の維持及び増進につながる保健指導・栄養指導を行います。後期高齢者保健指導は、介護予防と一体的に実施します。

1-2-2 保健事業と介護予防の一体的実施

122-1 KDBシステム等を活用した分析・対象者の把握

【国民健康保険課・健康課・高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

KDBシステムから、国民健康保険及び後期高齢者医療制度被保険者一人ひとりの医療レセプトや健診データ、介護レセプト、要介護認定情報等を把握・分析し、地域の健康課題や対象者を明確化します。

■現状と課題

- これまでの後期高齢者医療制度は、健康診査が中心であり、74歳までの国民健康保険制度の保健事業と75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業が十分に継続されていないところがあります。

■今後の方針・目標

- 令和3（2021）年度から長野県後期高齢者医療広域連合からの委託事業として、専任職員を配置し、まずは国民健康保険及び後期高齢者医療制度被保険者の医療レセプト等を把握・分析し、関係団体等と情報共有を図ります。

122-2 高齢者の特性を踏まえた個別支援（ハイリスク者の保健指導）

【国民健康保険課・健康課・高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

フレイルや生活習慣病等の重症化予防のため、かかりつけ医等と連携しながら、家庭訪問等により、保健指導・栄養指導を行うとともに、必要に応じて個々の状態に合わせた医療や介護サービスにつなげます。

■現状と課題

- 令和2（2020）年度から、要支援認定者への個別栄養支援や個別歯科支援等によるフレイル予防に取り組んでいますが、慢性疾患などによって一人ひとりの状態は個人差があることから、個々の特性を踏まえた支援が必要です。
- 生活習慣病重症化対策としては、高血圧及び脳卒中の予防が喫緊の課題となっています。

■今後の方針・目標

- 令和3（2021）年度から、まずは地域を限定して高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に着手し、高血圧重症化予防を中心とした個々の状態に応じた保健指導の充実を図り、数年かけて段階的に市域全体に拡大して行います。

122-3 通いの場等での健康教育・健康相談

【国民健康保険課・健康課・高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

フレイルや生活習慣病の重症化予防のため、通いの場等に医療専門職が積極的に関与し、健康教育・健康相談を行います。また、健康課題を抱える対象者には通いの場等への参加を促すとともに、健康管理のための情報を様々な機会を通じて提供します。

■現状と課題

- 通いの場等は、令和2（2020）年9月現在、市内には約300か所の通いの場等があります。
- フレイルになるリスクを把握するため、医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携し、令和元（2019）年度に「フレイル予防100まで元気！チェック&ガイド」を作成しました。また、フレイル状態にある対象者を早期に発見し必要な支援につなげられるよう、高齢者に関わる支援者等を対象に「フレイル予防ナビゲーター研修」を実施し、市内全域で普及啓発を行っています。
- 活動や社会参加によるフレイル予防に加え、生活習慣病の発症予防及び重症化予防の啓発が必要となっています。

■今後の方針・目標

- 地域の関係団体や通いの場等の運営者等と連携し、通いの場等においてフレイル予防や地域課題の分析を踏まえた生活習慣病予防等に関する健康教育・健康相談を行います。

第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

地域の特性に応じ、住まい、医療、介護、保健・介護予防、生活支援が、一人ひとりの状態に応じて適切に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進させ、誰もが安心して生活できるまち“ながの”を目指します。

第1節 質の高い総合相談の体制づくり

高齢化がさらに進み高齢者をめぐる課題が多様化・複雑化する中、住まい、医療、介護、保健・介護予防、生活支援が一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の充実と、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が重要性を増しています。

地域包括支援センター業務の要となる総合相談について、分析・評価を繰り返すことでその質を高め、適切で効果的なサービスを総合的に提供できる体制づくりを推進します。

2-1-1 地域包括支援センターの体制の充実と機能強化

211-1 地域包括支援センター・在宅介護支援センター

【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

本市では、直営の地域包括支援センター1か所、委託センター17か所のほか、中山間地域等に設置した在宅介護支援センター6か所が、介護や医療、福祉などの様々な面から地域で暮らす高齢者を支えるための総合相談窓口として住み慣れた地域で安心して生活を送れるように支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
地域包括支援センター（直営）	か所	2	2	2	1	1	
（委託）	か所	15	17	17	17	17	
合計	か所	17	19	19	18	18	
在宅介護支援センター	か所	8	6	6	6	6	

■現状と課題

- 認知症、8050問題、高齢者虐待等の支援困難事例の相談件数が増えています。
- 支援困難事例への対応と、担当地区の地域包括ケアシステムの構築に向けた多岐にわたる業務による負担が大きくなっています。特に複数地区を担当する地域包括支援センターの負担が増えています。
- 直営地域包括支援センターが基幹型センターとしての機能強化を図り、委託地域包括支援センターへの適切な支援を行うことで、各地区の地域包括ケアシステムを充実させる必要があります。
- 令和元年東日本台風災害、令和2年の新型コロナウイルス感染拡大に際し、直営地域包括支援センターは委託地域包括支援センターに情報提供、全体調整等の後方支援を行いました。日頃から、有事に対して適切なリスク管理ができるよう備える必要があります。

■今後の方針・目標

- 地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、直営と委託の役割分担、また、これに基づく直営地域包括支援センターの機能強化などについて検討を進め、適正、公正かつ中立な運営を確保します。
- 地域包括支援センターが、本来の業務である総合相談業務や地域づくり等に重点的に取り組むことができるよう、指定介護予防支援事業、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）の一部である介護予防サービス計画の作成に係る業務などを見直し、負担の軽減を図ります。
- 市民にわかりやすく、また、体制を強化し、業務の質を高めるため、在宅介護支援センターの地域包括支援センターへの位置付けの変更を検討します。
- 自然災害や感染症などに対する事前の備えや有事の際の対応などについて、情報交換・共有、連携の方法などを検討し、高齢者の生命と生活を守ります。

2-1-2 介護認定申請時等のニーズに即した総合相談の実施

212-1 総合相談支援事業【地域包括ケア推進課】

(1) 総合相談支援業務

■施策の目的・内容

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等へつなぎ、継続的に支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
相談支援延べ件数	件	40,553	44,940	41,123	42,070	40,217	

■現状と課題

- 総合相談の件数は、年間4万件を超え、相談内容は、介護保険関係の相談が約半数、ついで在宅福祉サービスと医療に関する相談が3割程度を占めますが、認知症、8050問題や高齢者虐待など支援困難事例の相談件数が増えています。
- 自立や要介護度の改善につながりにくいサービスの継続利用が散見されることから、要介護認定申請時に「するを支える」介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という。）の利用を検討するなど、総合相談における早期の対応と質の向上が必要です。

■今後の方針・目標

- 質の高い総合相談を実施するため、各地域包括支援センターの専門職の資質向上を図ります。
- 各専門職の専門性を生かし、相互に連携することで、複雑多様化・複合的な相談に対応します。
- 相談支援内容の分析・評価を行い、質の高い総合相談につなげるとともに、把握した地域課題については、地域ケア会議と連動して今後の支援と政策づくりに生かします。
- 要介護認定申請時など早い段階から相談を行うことで、高齢者の自立・要介護状態の改善につなげます。

(2) 高齢者実態把握

■施策の目的・内容

高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生児童委員と連携のもと、地域包括支援センター・在宅介護支援センターとともに、地域の高齢者の心身の状況や家族環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
把握延べ件数	件	5,503	5,564	5,233	4,910	5,280	

■現状と課題

- 高齢者実態把握事業においては、地域包括支援センター等は長野市高齢者福祉サービス台帳の情報を活用しています。しかし、台帳だけでは支援の必要度合いが判断できないため、民生児童委員等との連携により実態把握の優先度をつけるなど、効果と効率を高める実施方法を検討する必要があります。
- 地域で収集した情報からニーズを分析し、地域にあった支援体制づくりに結びつけることが必要です。

■今後の方針・目標

- 民生児童委員や関係機関と連携し、その情報等から優先順位を定めた効率的な取組にするとともに、介護予防の効果を高めるため、高齢者の実態把握については、できるだけ介護予防把握事業として実施することとします。
- 高齢者実態把握から把握した地域課題については、地域ケア会議と連動して今後の支援と政策づくりに生かします。

2-1-3 ケアマネジメント支援の充実

213-1 ケアマネジャーへの支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

地域のケアマネジャー業務の円滑な実施を支援するため、対応事例の相談を受け、介護予防サービス計画・居宅サービス計画（以下、ケアプランという。）の作成の助言や、相談、困難事例への具体的な援助方法の検討などを行います。

ケアマネジャーが円滑に業務を行うことができるよう、質の向上をはかる支援を行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
研修会 実施回数	回	70	73	78	54	75	
参加延べ人数	人	1,370	2,022	2,060	1,536	1,558	
相談延べ件数	件	1,548	1,810	2,124	2,921	2,675	

■現状と課題

- ケアマネジャー業務として、対応事例の相談、ケアプラン作成の助言や相談はもとより、支援困難事例への具体的な援助方法の検討などを行っています。
- ケアマネジャーが対応する事例は、地域包括支援センターと同様に支援困難事例が増えています。

■今後の方針・目標

- 各種研修会を開催し、資質向上に努めます。
- 地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、支援困難事例の後方支援を積極的に行います。

第2節 高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保

認知症などによる判断能力の低下や身体機能の低下により介護が必要な状態になっても、生命や財産が守られ、地域において安心して尊厳を持って生活を送ることができるよう高齢者の権利を擁護します。

2-2-1 高齢者の権利擁護の推進

221-1 高齢者虐待防止の推進

【地域包括ケア推進課・高齢者活躍支援課・介護保険課】

■施策の目的・内容

高齢者の権利が守られる地域とするため、高齢者虐待防止の啓発と高齢者虐待の早期発見に取り組みます。また、民生児童委員や関係者、介護サービス事業者等との連携により、早期に対応がとれる体制を構築します。虐待を受けている高齢者の支援だけでなく、虐待防止の観点から養護者（家族）への支援にも努めます。

■これまでの実施状況

【高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動】

講演会、DVDなどを用いたミニ講座（市政出前講座）、広報ながの・リーフレットを通して、高齢者虐待に関する理解の普及・啓発を行っています。

【相談・通報窓口の設置】

市の窓口のほか地域包括支援センターが窓口となり、より身近な場所で相談ができる体制を整備しています。

【高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会】

医療や司法、福祉等の関係機関や関係者によって組織する協議会を開催し、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を行っています。

【高齢者虐待対応マニュアルの整備】

高齢者虐待の発見（通報）から段階別に適切な対応・支援が行えるよう「高齢者虐待対応マニュアル」を整備しています。

【養護者（家族）への支援】

認知症の理解や介護技術の習得、介護者同士の交流を図る介護者教室を地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて実施し、介護の抱え込みによる高齢者虐待の防止に努めています。

【対応職員の専門性の確保と強化】

高齢者虐待対応職員の人材確保に努めるとともに、各種研修により人材の育成を行っています。

【養介護施設等に対する指導】

養介護施設等における虐待の相談・通報に対し、迅速に状況把握し虐待防止に努めています。また、虐待防止に対する理解の促進及び防止のための取組などについて指導を行っています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者虐待相談件数	件	105	112	116	117	138	
内訳	養介護施設従事者等による虐待相談件数	件	1	2	2	5	2
	養護者による虐待相談件数	件	104	110	114	112	136

■現状と課題

【共通】

- 高齢者虐待の早期発見と適切な対応に向けては、住民や保健、医療、福祉関係者等に対する啓発活動を通じ、相談窓口の周知を図り、相談・通報に結びつけることが求められています。
- 市は、高齢者虐待防止法により、高齢者虐待対応の第一義的責務を負っており、養護者による虐待及び養介護施設従事者等による虐待の未然防止を図り、生じた虐待事案に適切かつ迅速に対応するための体制整備と強化が求められています。
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るため、医療や司法、福祉や警察等の関係団体や関係機関によるネットワークの構築が求められています。

【養護者による虐待】

- 養護者による高齢者虐待は、家庭という閉ざされた中で生じ、発見のしにくさがあり、特に通報者の多くは介護支援専門員や介護保険事業者であることから、介護保険サービスを利用していない高齢者の見守りと通報に結び付ける仕組みが求められています。
- 被虐待高齢者への支援だけでなく、養護者（家族）支援として、認知症の理解や介護技術の習得、介護者教室等を通じた介護の抱え込みを防止することが求められています。
- 虐待の発生要因には、養護者の引きこもりや8050問題、精神疾患など、高齢者福祉や介護保険サービスだけでは解決困難な事案も多くあり、虐待の早期発見・早期対応を図るため、庁内関係部署や医療、福祉、司法、警察等との連携を更に強化する必要があります。

【養介護施設等における虐待】

- 養介護施設等は、高齢者虐待防止の研修の実施、利用者及び家族からの苦情処理体制の整備及び高齢者の虐待防止の措置の実施が求められており、養介護施設従事者等は虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は市へ通報することとなっています。

■今後の方針・目標

【共通】

- 高齢者虐待事案に適切かつ迅速に対応するため、市と地域包括支援センターの対応職員の人材確保に努め、対応マニュアルの改訂を進めるとともに、関係機関に対しては各種研修等を通じた人材育成により体制強化を図ります。
- 高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を中心に、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を継続します。

【養護者による虐待】

- 市政出前講座や講演会、広報ながのやリーフレットによる啓発活動を通じ、高齢者虐待に関する理解の普及・啓発を図り、相談・通報窓口の周知を行い、早期発見に努めます。
- 地域包括支援センターにおいて、より身近な場所で相談ができる体制を引き続き強化します。
- 養護者（家族）支援として、介護の抱え込みの防止に努めます。
- 対応が困難な虐待ケースについては、弁護士等の専門職と連携して取り組みます。

【養介護施設等における虐待】

- 養介護施設等への実地指導、あんしん介護相談員の派遣事業及び利用者の家族や施設の従事者等からの相談・通報をもとに、虐待等の早期発見・対応を図ります。
- 養介護施設従事者等による虐待では、施設や事業所への指導を図るとともに、虐待を受けた高齢者の保護や安心安全な生活が送れるよう福祉事務所、地域包括支援センター（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）とも連携した体制を構築していきます。

221-2 成年後見制度の利用支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

認知症等により判断能力が低下することで、財産管理や介護保険サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自ら行うことが困難となり、更には悪質商法の被害に遭うおそれもあります。

判断能力の有無に関わらず高齢者本人の意思が尊重され、尊厳を保ちながら生活するために、法定後見制度や任意後見制度の積極的な活用に向けた支援を行います。

■これまでの実施状況

○地域包括支援センターや市の窓口では、市政出前講座やリーフレットなどを通じて、制度の普及や啓発を図るとともに、成年後見制度全般の相談に応じています。また、長野市成年後見支援センターにおいて、専門的かつ継続的な支援を行っており、運営する長野市社会福祉協議会に補助金を交付しています。

○虐待等、やむを得ない事情により親族が後見開始の審判の申立てを行うことができない場合には、市長が申立てをしています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
市長申立て件数	件	3	8	3	6	5	

■現状と課題

○成年後見人等が必要であっても、申立てを行う親族がいない場合は市長申立を行っていますが、虐待等により養護者と分離した高齢者に成年後見人等が必要な場合が今後も増加することが予測されます。

■今後の方針・目標

○国が定めた成年後見制度利用促進基本計画に基づき市の基本計画を策定するとともに、市民後見人の育成を含め、制度の活用に向けて様々な媒体を利用して周知を図ることで、市民が後見制度をより身近に感じられるよう取り組みます。

○虐待等により必要な場合も含め、引き続き、市長による成年後見申立を行ってまいります。

221-3 特別措置事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

介護保険給付を必要とする高齢者が、やむを得ない事由により介護保険給付を受けることが著しく困難と認められる場合に、老人福祉法に基づき措置を行い、介護保険給付を受けられるようにします。また環境上の理由や家族からの虐待を受けているなどの理由により、居宅での介護が受けられず緊急的に施設入所が必要となった高齢者を養護するため、養護老人ホームに一時入所させ、生活の場を確保します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
介護保険給付	件	6	7	15	13	8	
緊急短期入所	件	1	4	2	9	10	

■現状と課題

- 虐待により養護者と分離した要介護者に安心して生活できる環境を提供する必要があります。
- 措置による入所は緊急性が高いにもかかわらず、施設の事情により受け入れが困難な場合があります。

■今後の方針・目標

- 高齢者を措置する際には、尊厳を守るための環境を確保し、安心して暮らしていけるよう、施設入所等の介護サービスを提供します。
- 措置を委託する施設との連携を強化し、緊急時に遅滞なく対応できるよう体制を整備します。

221-4 高齢者向け消費啓発事業【市民窓口課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

高齢者が悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害に遭わないように、啓発活動を行います。被害の未然の防止のため、関係機関などと連携して悪質商法等の注意喚起を行います。

■これまでの実施状況

地域の老人クラブやお茶のみサロン、住民自治協議会などからの要請に基づいた市政出前講座や、講演会、知識講座を開催し、高齢者が安心して生活するための啓発を行っています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
講座開催数	講座	23	22	20	25	19	
参加者数	人	461	478	409	499	519	

■現状と課題

- 悪質商法や特殊詐欺の被害を防止するため、特に高齢者と日常的に関わる民生児童委員やケアマネジャーとの情報の共有を図り、各地域内での未然防止活動を協働で進めています。
(民生児童委員やケアマネジャーが関わった事案 平成30年度→19件、令和元年度→20件)
- 悪質商法や特殊詐欺は、常に新たな手口が発生し巧妙化しており、依然として騙される被害者が後を絶たず、高齢者への更なる注意喚起が必要です。

■今後の方針・目標

- 広報誌やホームページ、ラジオ、有線放送等の広報媒体を有効に活用し、悪質商法や特殊詐欺の手口を幅広く周知するとともに、警察や防犯団体とのネットワーク強化に努めます。
- 身近で開催される市政出前講座は、消費者被害の未然防止に関する知識の普及と対応力の向上を図るために大きな意義を持つことから、各住民自治協議会や公民館等と協働で取り組みます。
- 高齢者への声掛け・見守りを日頃から行い、地域住民の口コミ等で情報を共有するなど、被害に気づいていない人への気づかせる機会により被害の未然防止を図ります。

<参考>

被害未然防止の3助

- ・消費者自身が、気づきや努力による「自助」
- ・消費者自身が、隣近所の方と交わる「共助」
- ・未然防止は、相談と傾聴の支援の「公助」から

2-2-2 高齢者福祉サービスの提供

222-1 友愛活動への支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

一人暮らし高齢者に対して、地域のボランティア団体等が行う定期的な訪問活動及びふれあい会食を行う費用を助成し、孤独感の緩和や安否確認を行います。

ア 自宅訪問活動は、定期的に一人暮らし高齢者を訪問し安否確認を行う団体に対し、対象高齢者1人当たり年間10,000円以内の補助金を交付

イ ふれあい会食は、公民館等において会食を行う団体に対し、一人暮らし高齢者1人につき1回550円以内（月3回を限度）の補助金を交付

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
自宅訪問活動 ボランティア団体数	団体	79	77	80	76	72	
ボランティア会員数	人	562	504	501	517	455	
対象者数	人	813	735	707	676	633	
ふれあい会食 ボランティア団体数	団体	134	137	141	140	140	
ボランティア会員数	人	1,754	1,711	1,818	1,766	1,672	
対象者数	人	3,591	3,684	3,903	3,838	3,813	
延べ配食数	食	11,237	11,202	11,509	10,923	10,955	

■現状と課題

- 感染症予防のため、新たな生活様式に対応した事業のあり方を検討する必要があります。
- 総合事業の実施などにより高齢者の社会参加の場が増えていくことに伴い、本事業の趣旨に掲げる高齢者の孤独感の解消が図られている面があることから、より合理的な事業のあり方を検討する必要があります。

■今後の方針・目標

- 感染予防に配慮した事業のあり方を検討するとともに、他の高齢者の社会参加事業との整合・統合等について検討する必要があります。

222-2 孤立防止・見守りネットワーク事業【福祉政策課】

■施策の目的・内容

社会から孤立し、亡くなってから相当期間が経って発見される孤立死を防ぐため身近な地域で早く気づき、その気づきを受け止め、必要な関係機関・行政へつなぐネットワークづくりを進めます。

■これまでの実施状況

- 「新聞等が郵便受けにたまっている」、「配達食材等が取り込まれない」などの異変の通報基準や、通報先などを示した「高齢者等の見守りのための通報ガイドライン」を定めています。また、訪問活動を行う機会が多いライフライン事業者、定期宅配事業者、新聞販売店などの市内 38 事業者と「長野市高齢者等の見守りの協力に関する協定」を締結し、市内の訪問先の異変に気づいた場合、市への速やかな通報を依頼しています。
- 地域で実践されている見守り活動があれば引き続き実施を依頼しています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
通報対応件数	件	19	15	12	6	14	

■現状と課題

- 住民自治協議会や民生委員児童委員協議会などが中心となって、住民による見守り活動を実施していますが、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加していることから、地域の見守りをさらに充実させていく必要があります。

■今後の方針・目標

- 異変に気付く機能を高めるために、ライフライン等の事業者などとの協力関係を充実させ、必要な支援等の対応へスムーズにつながるよう、通報窓口の周知及び体制整備を更に進めます。
- 孤立に関する不安、緊急性はないが気になるケース等の相談を受け止める相談体制の強化を図ります。
- 地域の見守り機能を高めるための啓発を行うとともに、情報交換できる場を設けることを支援します。

222-3 緊急通報システム設置事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

一人暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置、安否確認センサー及び火災警報器を貸与し、急病や災害等の緊急時に通報することにより、コールセンターから状況確認、協力者による確認を行い、不安の軽減及び安全確保を図ります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
設置数	台	1,124	1,112	1,105	1,084	1,010	

■現状と課題

- 携帯電話の普及と固定電話回線の利用率の低下により設置数が減少しています。
- 日中または夜間のみ独居の高齢者についても利用を希望する声があります。

■今後の方針・目標

- 今後、固定電話回線を必要としない新たな機器が開発されていくことが想定されるため、次世代の機器の仕組みや有効な機能について調査研究のうえ、本市での導入について検討していきます。
- 地域の支え合いをサポートするツールとしての位置づけを確立するため、民生児童委員等の協力により市民への啓発を積極的に行うとともに、協力者の負担を軽減するための方策を検討します。
- 引き続き、対象となる高齢者の範囲について検討します。

222-4 配食サービス事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

民間の配食サービスを利用できない地域に居住する調理が困難な一人暮らしの高齢者等に対して、定期的に食事を提供（配食）するとともに安否確認を行うことにより、孤独感の緩和や栄養面の観点から健康の維持を図り、在宅での生活を支援します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
実施地区	地区	2	2	2	2	2	
実利用者数	人	24	27	35	28	37	
配食総数	食	2,273	2,320	2,792	2,269	2,474	

■現状と課題

- 調理受託者の1日に提供可能な食数が限られていることから、時期によって利用者のニーズに十分に答えられない場合があります。
- 民間サービスに比べて安価であることから、適正な利用者負担を求めるよう検討する必要があります。

■今後の方針・目標

- 利用者のニーズに応えるとともに、持続可能な事業が実施できるよう、現在の仕組みを見直していきます。
- 公平性を確保するため、未実施地区とのバランスに配慮して適正な利用者負担を求めるよう検討します。

222-5 訪問理容・美容サービス事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

寝たきりや認知症の状態のため理容店又は美容院へ出かけることが困難な高齢者に対して、理容師又は美容師が高齢者の自宅を訪問し、理容・美容サービスを行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
年間利用者数 理容	回	552	399	343	314	288	
美容	回	281	219	210	162	165	
総数	回	833	618	553	476	453	

■現状と課題

- デイサービス等の利用時に理容・美容サービスを受けられる施設が増えたことにより利用者が減少しています。
- デイサービス等での利用に比べて利用者負担が少ないことから、制度の目的に応じた利用者負担について検討する必要があります。

■今後の方針・目標

- 利用者は減少していますが、一定のニーズはあることから、引き続き市民への周知に努めながら、事業の継続を図っていきます。
- 助成対象を理容師又は美容師が訪問に要する経費を対象とする等、本事業利用対象者以外の高齢者との整合を図りながら適正な利用者負担となるよう見直します。

222-6 在宅福祉介護料の支給事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

介護が必要な高齢者を在宅で6か月以上介護している介護者に対して、その労をねぎらい在宅における介護を支援することを目的として支給します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
第1種（要介護4、5該当）	人	1,006	929	786	673	669	
第2種（要介護3該当）	人	710	671	558	510	532	
支給総数	人	1,716	1,600	1,344	1,183	1,201	

■現状と課題

○介護保険制度創設から相当年数が経過し、介護の社会化を実現してきていることから介護保険制度と整合するよう本事業のあり方を検討する必要があります。

■今後の方針・目標

○介護を社会化する介護保険制度と整合するよう、廃止を視野に入れ本事業のあり方について検討し、あわせて、介護者支援の方策についても検討します。

222-7 在宅介護者リフレッシュ事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

在宅介護者が介護から一時的に離れ、心身のリフレッシュを図ることを目的として、長野市社会福祉協議会が実施している介護者相互の交流や面接相談、介護技術の研修等の事業経費を助成します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
参加者数 宿泊	人	110	107	91	92	— ※	
日帰り	人	27	39	29	26	19	

※ 令和元年東日本台風災害により中止

■現状と課題

○介護者の心身の元気回復に向けた支援の必要性に配慮しつつ、市の補助事業としての意義や効果を検証することが求められています。

■今後の方針・目標

○補助事業としての必要性や効果について検証を行い、支援のあり方を検討します。

222-8 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

はいかい行動のある認知症高齢者を在宅又は通いで介護されているご家族が、民間事業者の提供する位置情報検索サービス(GPS機能付端末)を利用することで、はいかい時の早期発見、安全の確保及び事故防止が図られます。そのため、必要な経費の一部を助成することにより、介護者の心身及び経済的負担を軽減します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
認定者数	人	29	28	23	33	31	

■現状と課題

- 本事業が採用するGPS端末を使った手法は、要介護1～5の認知症高齢者のみならず、歩行機能が高い要支援者にとっても有効ですが、現在は助成の対象となっていません。

■今後の方針・目標

- GPS端末機による位置情報検索サービスは、初期の認知症の場合に特に有効であると考えられることから、対象者の要件を見直すとともに、QRコード等を利用した他の民間サービスについても調査・検討していきます。

222-9 「おひとりさま」あんしんサポート事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

身寄りのない高齢者の相談を受け、住宅入居、入院、施設入所等の身元保証及び日常の財産管理、葬儀・相続・財産の処分等の死後事務について、弁護士、司法書士やNPO法人等につなぐほか、任意後見に関する支援を調整する等、自立した生活から死後に至るまで、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援します。

■現状と課題

- 少子高齢化の進行により、身寄りとなる家族や親族のいない高齢者が増加し、住宅入居、入院、施設入所等、住まいの確保や生活の保障、葬儀・相続・財産の処分等、死後事務手続の遂行に関して、成年後見制度や既存のセーフティネット事業等では対応が困難な状況が増えています。
- 高齢者の資産状況によって求められる支援は異なりますが、資産の有無にかかわらず適切な支援が受けられるよう配慮する必要があります。

■今後の方針・目標

- 身寄りのない高齢者の相談窓口を法定後見制度の相談窓口である長野市成年後見支援センターに併設する形で令和3（2021）年度中の窓口開設を目指します。
- 弁護士、司法書士、NPO法人等及び長野市社会福祉協議会と連携して任意後見、死後事務委任等が円滑に行われる体制の構築に配慮していきます。

222-10 介護者教室【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

高齢者及び在宅で高齢者を介護している家族等に対して、適切な介護知識・介護技術やサービスの適切な利用方法を習得してもらうとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減を目的とした介護者教室を開催します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
開催総数	回	59	48	63	57	50	
参加人数	人	1,373	904	1,223	1,182	981	

■現状と課題

- 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに委託して開催しています。
- 介護者の高齢化、別居介護のほか、育児や仕事を持ちながらの介護など多様化しており、相談窓口の周知や介護者教室の開催方法等にさらなる工夫が必要です。

■今後の方針・目標

- あらゆる世代を対象に、相談窓口の周知を積極的に行います。
- 多様化する介護者のうち、まずは他の介護者と交流の機会が少ない男性に特化した教室の開催を検討します。
- 家族の介護で離職しないために、市内企業とタイアップした介護者教室の他、親の介護が必要になる前の介護保険講座などの開催方法を検討します。

222-11 ごみ処理手数料減免【生活環境課】

■施策の目的・内容

平成 21 年 10 月 1 日から家庭ごみ処理手数料の有料化制度が実施されました。減量の努力が難しい紙おむつや腹膜透析等に伴う在宅医療廃棄物を排出する世帯の経済的負担を軽減するため、市内に住所を有し、介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受け、紙おむつを常時使用する人等に対し、可燃ごみ指定袋（大・30ℓ）を最大で年間 60 枚（小・20ℓ の場合は最大で年間 90 枚）を無料で交付します。

（家庭ごみとしてごみ集積所に排出されない入院・施設入所者は、対象外となります。）

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
申請件数	件	483	542	552	550	605	
交付件数	件	2,670	2,679	2,739	2,756	2,711	

■現状と課題

○制度について周知をしていく必要があります。

■今後の方針・目標

○引き続き、ごみ処理手数料減免制度について、市民に周知していくとともに、市民からの要望を基に必要に応じて制度を見直します。

第3節 高齢者を支える地域の体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるように、住民組織や活動団体、NPO法人、介護・医療・福祉の専門機関、民間の店舗・施設など、多様な社会資源が連携する地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。

今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また認知症高齢者が増加する中で、制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」、「支えられる側」の関係を超えて、地域で高齢者を支え合う仕組みづくりが求められています。

そのため、様々な地域課題に対して各地区の「介護予防・生活支援検討会」、地域包括支援センターの「地域ケア会議」と連携しながら検討し、地域全体が連携する中で地域支援の取組を推進します。

また、「するを支える」をキーワードに心身共に自立した生活を送ることができる期間（＝健康寿命）を長く保つための介護予防・重度化防止等に取り組みます。介護予防サービスでは、一人ひとり生活課題に対して短期間の集中的な支援や、地域のインフォーマルサービスを含めた効果的なサービスを提供し、地域での自立した生活の継続を支援します。

2-3-1 住民の支え合い活動の強化・再編

231-1 地域たすけあい事業への支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

長野市社会福祉協議会及び地区住民自治協議会が実施する地域たすけあい事業（家事援助サービス及び福祉移送サービス）に要する人件費等の経費を助成し、地域における福祉活動を支援します。

■これまでの実施状況

【活動内容】

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
利用会員数	人	3,097	2,855	3,212	2,485	2,748	
協力会員数	人	589	500	543	483	507	
実施件数	件	44,578	42,805	40,778	40,690	40,275	

■現状と課題

- 福祉移送は道路運送法に基づく福祉有償運送によりサービスを提供しており、利用の目的が通院等に限られることから、利用目的の拡大を求める要望があります。
- 介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援、移送前後の付き添い支援として、移動サービスの提供が可能となったことから、持続可能な財源の確保を含め、地区のニーズに合わせた運行方法の検討が必要です。
- 住み慣れた地域の中で安心して生活が続けられるよう家事援助や移動サービスの担い手となる住民の理解と裾野を広げることが必要です。

■今後の方針・目標

- 地区のニーズや実情に合わせた持続可能なサービス提供体制を整えるため、住民の主体性を尊重しながら、担い手や財源の確保を含め、住民同士による支え合いの仕組みづくりを促進します。
- 住民が主体となって、地区の実情に応じた仕組みとすることで、より利便性を高めることができるよう研究し、構築していきます。

231-2 住民主体訪問型サービス【地域包括ケア推進課】

231-3 住民主体通所型サービス【地域包括ケア推進課】

231-4 住民主体移動支援サービス

【地域包括ケア推進課・交通政策課・障害福祉課】

■施策の目的・内容

要支援認定を受けた人、国の基準で要支援相当と判定された人（以下、事業対象者という。）等を対象に、利用者宅での掃除や洗濯、ごみ出しや通院、買い物に付き添う外出支援などの訪問型サービス、介護予防や参加者同士の交流などを行う通所型サービスについて、住民ボランティア団体やNPO法人などが主体となる活動の創出を促進するとともに、これら団体に補助金を交付するなど活動を支援します。

■現状と課題

- 地区ごとに異なる生活ニーズや支援を必要とする人の状況等を把握し、公的サービスでは担えない、買い物支援やごみ出し、庭木の剪定など地区の実情に応じた事業の創出が必要です。
- 福祉移送は、道路運送法に基づく福祉有償運送によりサービスを提供しており、利用目的が通院等に限定されていることから、利用目的の拡大を求める要望があります。
- 長野市社会福祉協議会が一律で実施する地域たすけあい事業をより身近な範囲で、住民主体訪問型サービスや住民主体移動支援サービスとして、地区ごとのニーズに対応できる支え合いの仕組みに再編するなど、持続可能な財源の確保を含め、その実施方法の検討が必要です。
- 住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、地域の実情や将来の姿を住民同士が理解し合い、「支える側」、「支えられる側」と分け隔てられることなく、できるだけ身近なところで、無理なく、住民ができる範囲での支え合いを進めていくことが必要です。
- 活動を進めていくための、担い手となる住民の理解と裾野を広げることが必要です。

■今後の方針・目標

- 各地区の住民自治協議会や関係機関、関係部局と連携しながら、地域たすけあい事業を再編するとともに、既存の社会資源やサービス、公共交通機関との調整を図り、地域のニーズに合わせた取組や多様な通いの場が広がるよう、活動の創出を促進します。
- 地域たすけあい事業以外の生活援助サービスの提供について、独自に取り組む地区があり、地域たすけあい事業の再編と合わせた一体的な見直しが必要です。
- 移動支援サービスの提供体制を検討し、支援の担い手となる住民の理解と裾野を広げ、高齢者等の移動手段を確保していく必要があります。

2-3-2 介護予防・日常生活支援総合事業による自立支援

平成 28 年 10 月から開始した総合事業は、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きいきと暮らし続けるための事業です。

要支援認定を受けた人や事業対象者などを対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、65 歳以上の高齢者を対象とした「一般介護予防事業」の 2 つの事業があります。

本市では「するを支える」をキーワードに心身共に自立した生活を送ることが出来る期間（＝健康寿命）を長く保つための介護予防・重度化防止等に取り組みます。

232-1 介護予防・生活支援サービス事業

【地域包括ケア推進課・高齢者活躍支援課・介護保険課】

(1) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

■施策の目的・内容

利用者が、その心身の状況や置かれている環境に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、必要な期間支援を行うため、地域包括支援センター等がケアプランを作成します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
要支援者	件	—	202	2,037	3,527	3,485	
事業対象者	件	—	22	425	319	266	

■現状と課題

- 介護予防ケアマネジメントの目的について、市民の理解を深める必要があります。
- 利用者の活動目標達成に向けた適切なケアマネジメントを実施するため、研修などを通じて地域包括支援センター職員等の資質向上を図る必要があります。

■今後の方針・目標

- 介護予防ケアマネジメントの目的について、広報などで市民への周知を図ります
- 適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員等に対し、引き続き研修を行うとともに、地域のインフォーマルサービスの情報提供やリハビリテーション専門職からのアドバイスなどの支援を行います。

(2) 第1号訪問事業（訪問型サービス）

ア 指定事業者、保健・医療の専門職によるサービス

■施策の目的・内容

利用者がその人にとっての普通の暮らしを取り戻せるように、指定事業者の訪問介護員等が、ケアプランに基づいて入浴、食事などの生活動作の介助（身体介護）や、生活必需品の買い物などの支援（生活援助）を行います。

また、訪問型短期集中予防サービスでは、市の保健・医療の専門職が介護予防ケアプランに基づき、体力や生活機能改善のための取組を支援します。（期間は3～6か月、必要な頻度で無料訪問）

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
介護予防訪問介護相当サービス	事業所数	—	80	77	70	67	
	延べ利用者数(人)	—	1,327	9,333	10,118	9,345	
訪問型基準緩和サービス	事業所数	—	5	6	7	7	
	延べ利用者数(人)	—	4	77	167	313	
訪問型短期集中予防サービス	延べ利用者数(人)	—	2	1	3	1	

■現状と課題

- 利用者の能力に応じて自立支援につながる専門的なサービスを提供するためには、指定事業者の訪問介護員等の資質向上及び人材確保を引き続き図る必要があります。
- 期間を限定して集中的に取り組む訪問型短期集中予防サービスの実施件数が少ない状況です。
- 指定事業者による必要なサービスが、安定して提供されることが求められています。

■今後の方針・目標

- 事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、職員の資質及び定着率の向上を図ります。
- 一般介護予防事業等での把握を通して、訪問型短期集中予防サービスにつなぎ、その経過や成果をホームページ等にて支援関係者や市民へ情報提供します。
- サービスの利用状況や事業者の現状などを分析し、サービス単価等を弾力的に設定します。

イ 住民主体訪問型サービス **【231-2 に掲載】**

ウ 住民主体移動支援サービス **【231-4 に掲載】**

(3) 第1号通所事業（通所型サービス）

ア 指定事業者によるサービス

■施策の目的・内容

利用者がその人にとっての普通の暮らしを取り戻せるように、指定事業者のデイサービスセンターで、ケアプランに基づいた入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを行います。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
介護予防通所介護相当サービス	事業所数	—	168	150	150	146	
	延べ利用者数(人)	—	3,968	30,637	33,984	32,096	
通所型基準緩和サービス	事業所数	—	14	13	22	23	
	延べ利用者数(人)	—	666	2,321	2,402	3,560	

■現状と課題

- 利用者の能力に応じて自立支援につながる専門的なサービスを提供するためには、指定事業者の職員の資質向上及び人材確保を引き続き図る必要があります。
- 指定事業者による必要なサービスが、安定して提供されることが求められています。

■今後の方針・目標

- 事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、職員の資質及び定着率の向上を図ります。

○サービスの利用状況や事業者の現状などを分析し、サービス単価等を弾力的に設定します。

イ 住民主体通所型サービス

【231-3 に掲載】

232-2 一般介護予防事業【地域包括ケア推進課】

(1) 専門職派遣アドバイス事業（地域リハビリテーション活動支援事業）

■施策の目的・内容

リハビリテーション専門職などが地域包括支援センターと連携しながら、高齢者宅、デイサービスセンター又は地域ケア会議などに出向き、要介護状態等となることの予防・改善を図るために必要な技術的な助言・提案を行います。

「心身機能」のみでなく、「活動」や「参加」の観点も踏まえたアプローチを目指します。

■これまでの実施状況

	専門職	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
訪問 （自宅又はデイサービスセンター）	理学療法士	—	5	23	38	21	
	作業療法士	—	0	18	30	43	
	管理栄養士	—	5	22	27	17	
	歯科衛生士	—	3	18	22	8	
地域ケア会議 （個別）	理学療法士	—	0	7	4	12	
	作業療法士	—	0	1	13	15	
	管理栄養士	—	0	4	1	12	
	歯科衛生士	—	0	5	2	12	
	薬剤師	—	0	0	1	8	

■現状と課題

- 実施件数は徐々に増えてきていますが、全体としては少ない状況です。モニタリング等、効果的な実施に向けての取組が必要です。
- KDB分析の結果を踏まえ、高血圧や脳卒中の予防等、生活習慣病予防の観点も含めた対応が必要です。
- 市の専門職による実施のほか、事業の充実を図るため、医療機関等の外部の専門職に参加協力を依頼していますが、本来の業務が多忙である等の理由により、協力が得られにくい状況となっています。

■今後の方針・目標

- 運動器機能向上や住宅改修等テーマを決め、期間限定的に専門職派遣アドバイス事業の適用を必須とすることで現状把握を行い、必要な助言・提案等を効果的に行います。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の関係課と情報共有を図りながら、効果的な実施に努めます。
- 外部の専門職との意見交換等を通して、本事業への理解や参加の推進を図るための連携を進めます。

(2) 介護予防把握事業 **【234-1 に掲載】**

(3) 介護予防普及啓発事業 **【234-2 に掲載】**

(4) 地域介護予防活動支援事業 **【234-4 (2) に掲載】**

(5) 一般介護予防評価事業

■施策の目的・内容

本計画で定めた目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくり・介護予防の観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づいた事業全体の改善を目的としています。今後、評価結果をホームページへ掲載する等、情報提供の機会を増やしていきます。

2-3-3 生活支援体制整備の充実

233-1 生活支援体制整備事業【地域包括ケア推進課・福祉政策課】

■施策の目的・内容

高齢者が地域の中で安心して生活するために、各地区に第2層生活支援コーディネーターを配置するとともに、各地区が設置する生活支援体制整備事業の推進を図る検討会等の組織において、活動の創出や担い手づくりを進めます。また、地区の実情やニーズに合わせて、住民同士の見守りや調理、ごみ出しなどの家事援助、買い物や通院の際の外出支援など、多様な日常生活上の困りごとの生活支援や介護予防に向けた支援体制として、住民はもとより各地区の住民自治協議会、地域の多様な団体、企業などとのネットワークを構築し、住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
生活支援コーディネーターの配置	地区	—	13	31	31	31	

■現状と課題

- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また認知症高齢者の増加などにより、今後も日常生活に支援を必要とする高齢者が年々増加することが予測され、地域の中で住民同士が支え合う仕組みづくりが求められています。
- 公的サービスだけでは担えない生活支援等の新たなサービスの創出を推進するとともに、担い手となる地域住民の理解を促し、裾野を広げることが必要です。
- 住民同士が支え合う仕組みづくりに当たっては、生活支援コーディネーターの役割や位置づけを再定義するなど、市と市社会福祉協議会、住民の役割分担を明らかにする必要があります。
- 長野市全域を担当する第1層生活支援コーディネーターは、第2層生活支援コーディネーターが各地区で行う生活支援体制整備に関する活動について、市社会福祉協議会と協力し、支援していく必要があります。また、長野市生活支援体制整備推進協議会において、市内広域に関わる課題の抽出及び対策の検討、生活支援等の担い手の養成、関係団体間のネットワークの構築等を進めていく必要があります。

■今後の方針・目標

- 高齢化率や地域資源など地域特性が多様であることから、住民の主体性を尊重し、全市一律ではなく、地区ごとに異なるニーズや実情に合わせた住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進します。
- 市、市社会福祉協議会と住民の適切な役割分担を再検討し、住民同士の支え合いの仕組みづくりの体制を再整備します。
- 第2層生活支援コーディネーターの資質向上を図るため、活動に必要な研修を開催するとともに、支援体制を強化します。

233-2 地域ケア会議【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

高齢者が自立した生活を送るための支援を総合的に調整するため、地域課題を集約し、解決をはかる地域ケア会議を開催するとともに、自立支援や包括的継続的なケアマネジメントの向上に役立てます。

本市における地域ケア会議は、個別ケース検討を行う「個別ケア会議」、地域包括支援センター管轄エリア・地区単位で検討を行う「地域ネットワーク会議」、全市を総括して検討する「長野市ケア会議」によって構成され、それぞれの段階で特性に応じたネットワーク構築と課題の検討、地域支援の創出を行います。

ア 個別ケア会議

- ・個別課題の解決
(多職種協働による自立支援に資するケアマネジメントの支援を含む)
- ・地域包括支援ネットワーク構築
- ・地域課題の発見・把握

イ 地域ネットワーク会議

- ・地域包括支援ネットワーク構築
- ・地域課題の発見・把握
- ・地域づくり・資源開発

ウ 長野市ケア会議

- ・地域づくり・資源開発の支援体制構築
- ・政策提言

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
個別ケア会議	回	—	143	202	219	140	
地域ネットワーク会議	回	8	19	16	14	21	
長野市ケア会議	回	1	1	0	0	0	

■現状と課題

- 生活支援コーディネーター、地域福祉を推進する団体、住民主体の活動の場等の地域資源と連携を図り、課題やテーマに沿った出席者を依頼するなど、柔軟な運営方法が求められます。
- 地域ネットワーク会議は、令和2年度から2地区をモデル地区としています。
- 長野市ケア会議は、令和2年度から長野市地域包括支援センター運営協議会と一体的に開催しています。

■今後の方針・目標

- 個別問題の解決を土台とし、その積み重ねを通じて地域における支援ネットワークの構築、地域課題の発見・集約、さらに課題解決のための、地域資源の提案へと展開し、地域の様々な関係者と連携しながら地域包括ケアシステムを推進します。
- 会議を通じて、自立支援や包括的継続的なケアマネジメントの向上に努めます。

2-3-4 インフォーマルサービスの活用促進

234-1 介護予防把握事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

閉じこもりなどの何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動などへつなげます。

■これまでの実施状況

民生児童委員等地域住民からの情報提供、地域包括支援センターの総合相談支援業務（高齢者実態把握）との連携により行っています。

■現状と課題

○高齢者実態把握と連動した効果的かつ効率的な取組方法の検討が必要です。

■今後の方針・目標

○民生児童委員や関係機関と連携し、その情報等から優先順位を定めた効率的な取組にするとともに、介護予防につながるよう効果的に取り組みます。

234-2 介護予防啓発【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

介護予防やフレイル予防には心身機能の維持、改善だけでなく活動や参加等、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であることを広く市民に啓発し、関係課の医療専門職等と連携を図りながら、セルフケアや高齢者の活動の場（インフォーマルサービス等）への参加等、主体的な取組へつなげます。

- ア 出張形式の講座（介護予防あれこれ講座）
- イ 介護予防教室
- ウ フレイル予防の相談会等
- エ ホームページ等での啓発

■これまでの実施状況

ア 出張形式の講座（介護予防あれこれ講座）

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
回数	回	157	175	110	159	142	
延べ人員	人	3,574	3,797	2,456	3,044	2,626	

イ 介護予防教室

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
開催総数	回	220	222	220	221	203	
参加者数	人	5,473	5,018	5,385	4,906	4,288	

ウ フレイル予防の相談会等

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
フレイル予防の相談会件数	件	—	—	33	39	32	
フレイル予防 チェック&ガイドナビゲーター数	人	—	—	—	—	86	
フレイル予防 チェック&ガイド実施者数	人	—	—	—	—	7,900	

エ ホームページ等での啓発

- ・平成30年度「はつらつミニ体操」DVD作成及び貸出、INC長野ケーブルテレビで継続的に放送
- ・平成31年度及び令和2（2020）年度、広報ながのでのフレイル予防関連記事の連載
- ・令和2（2020）年度、ホームページではつらつ体操動画配信

■現状と課題

- 基本的な感染防止策を踏まえ、「新しい生活様式」での介護予防、フレイル予防の啓発を行っていますが、活動量が減少したことによる足腰の衰えや認知機能の低下等の相談が増えていることから、さらなる啓発の工夫が必要となっています。

■今後の方針・目標

- 市民が主体的に啓発や活動を進められるよう、地域で活動する団体や生活関連企業を通して啓発が進むように、介護予防やフレイル予防の研修や情報提供を行います。
- 一般介護予防事業等の評価結果も踏まえ、ホームページ等の情報通信技術やメディア等の媒体を通して、情報提供の充実を図ります。

234-3 認知症啓発【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

認知症は誰もがなりうることから、認知症の発症を遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を含めた「備え」としての取組を行うとともに、認知症があってもなくても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会が求められています。国策定の「認知症施策推進大綱」（令和元（2019）年6月）に基づき、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発の推進を図り、認知症サポーター養成講座、認知症地域支援推進員の配置、認知症啓発月間、チームオレンジへの展開等を実施していきます。

■これまでの実施状況

（1）認知症サポーター養成講座

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
実施回数	回	155	109	105	93	88	
受講実人数	人	5,570	3,768	3,790	3,768	3,745	
受講延べ人数（H17～）	人	23,167	26,935	30,725	34,493	38,238	

（2）認知症地域支援推進員の配置

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
市職員	人	6	8	7	6	6	
委託地域包括支援センター	人	—	12	18	18	18	

（3）認知症啓発月間

世界アルツハイマーデー（9月21日）を含む、9月を「認知症啓発月間」とし、長野駅前広場での街頭啓発や、長野市医師会と共催で市民公開講座を実施してきました（令和2（2020）年度は、長野市役所にて啓発パネルの展示等の啓発イベントを開催）。

■現状と課題

- 行動・心理症状等による認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭し、認知症になってもできることを活かして希望や生きがいを持って暮らすことができる姿等を積極的に発信していく啓発が不足しています。
- 子どもたちの認知症への理解を深めることが重要ですが、小中学校における認知症サポーター養成講座の開催は19件（令和元（2019）年度）となっています。
- 認知症サポーターは増えつつありますが、認知症の人や家族の支援ニーズとのマッチングができていないのが現状です。
- チームオレンジは、認知症の人や家族、ステップアップ講座を受講した住民サポーター・生活関連企業の職域サポーター等のメンバーで構成され、早期からの継続支援ができるように、よりどころとなる交流拠点を週3回程度開設し、見守り・話し相手などの活動を行うこととされています。平成30年度にステップアップ講座を3回シリーズで開催し、9名の参加がありましたが、チームオレンジとしての活動にはまだ至っていません。

■今後の方針・目標

- 認知症の人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人やその家族とともに普及啓発に取り組みます。

- 学校教育の中で子供たちが認知症への理解を深めることができるよう、シニアのキャラバン・メイトや認知症の人・家族の協力を得ながら、さらに学校での認知症サポーター養成講座の開催について働きかけます。
- 地域での具体的な支援を想定したステップアップ研修の内容の充実等を図るほか、本人が生きがいや役割を感じて活動に参加できるよう、生活支援体制整備や生活関連企業等と連携をとりながら、市内複数地区でのチームオレンジの整備を進めます。

234-4 通いの場の充実・参加促進【地域包括ケア推進課】

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、認知症やフレイル等の有無に関わらず生きがいを持って活動や参加ができる、多様な「通いの場」が必要です。

何歳になっても、あるいは病気や障害等があっても、「きょうよう（今日用がある）」「きょういく（今日行く所がある）」というような、住民が楽しく主体的に活動や参加でき元気で過ごせる場が増えるよう、短期集中予防サービス、地域ケア会議、生活支援体制整備事業や高齢者の保健事業と連携しながら、通いの場の充実・参加促進を進めます。

（１）認知症カフェ

■施策の目的・内容

認知症カフェは、地域において認知症の人やその家族をはじめ誰でも気軽に集え、本人の社会参加や家族の負担軽減を図るとともに、地域の支援の輪を広げるために有効であると思われることから、その取組を促進するため、平成 26 年度から認知症カフェの設立資金を助成しています。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
助成件数	件	4	5	4	2	2	
認知症カフェ数（累計）	件	10	15	21	26	29	

■現状と課題

- 認知症カフェには、元気高齢者も多数集まることから、認知症の人や家族の意向を十分に取込みしていない現状があります。
- 認知症の人や家族への対応方法など、運営スタッフのスキルアップが課題です。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、新たな生活様式を取り入れた認知症カフェの展開が必要です。

■今後の方針・目標

- 多様な人が集まるカフェの良さを活かしつつ、認知症の人や家族の悩みや想いをより受け止め、開催できるよう工夫します。
- 運営スタッフに対し、スキルアップの機会としてステップアップ講座を案内します。
- 新しい生活様式に関する情報を発信しながら、各カフェの状況を共有できるよう情報提供します。

（２）お達者なまちづくり支援事業（地域介護予防活動支援事業）

■施策の目的・内容

住民自治協議会・区等の住民自治組織や地域の活動団体などとの協働により、地域に介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）や生きいき通いの場の立上げを促進し、地域包括支援センターと共に自主的な介護予防活動の継続及び社会参加による介護予防を推進します。また、活動を行う際に必要な経費に対し、補助金を交付します。

ア はつらつ倶楽部体験講座

専門職が outgoing、身近な公民館などで体操やレクリエーションなどを行う介護予防クラブの立上げを支援します。

イ はつらつ応援隊養成講座

専門職が地域での介護予防の推進役を養成します。

ウ はつらつ倶楽部活動支援

専門職が介護予防クラブへの情報提供や活動継続のためのアドバイス等を行います。

エ 生きいき通いの場事業

地域での社会参加による介護予防を進めるため、初めての人も虚弱な人も生きいきと通える場を設けます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
はつらつ倶楽部体験講座 実施会場数 [介護予防クラブ立上げ支援]	会場	9	58	89	169	162	
はつらつ応援隊養成講座 実施回数 [介護予防推進役の養成]	回	7	7	15	21	16	
はつらつ倶楽部活動支援 実施回数 [介護予防クラブ活動の支援]	回	36	70	107	71	82	
介護予防クラブ育成数	件	8	53	55	37	31	
介護予防クラブ数（累計）	件	27	79	133	171	199	
生きいき通いの場数（累計）	件	—	—	—	6	8	
介護予防クラブ情報交換会の実施数	回	—	—	2	9	8	

■現状と課題

- 地域住民からの希望により「はつらつ倶楽部体験講座（出張形式）」を実施し、介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）の立上げ支援を行っています。このため、地区ごとの団体の数に偏りが生じています。また、令和2（2020）年度は感染症の影響により、講座の申込が少ない状況となっています。
- はつらつ倶楽部の約6割の参加者が、「参加や活動を通じて健康になった」とアンケートで回答しており、地域での介護予防の場として定着しつつありますが、認知症があっても、虚弱であっても分け隔てなく参加できる場や参加者同士で見守りや助け合いを行う活動等については、まだ少ない状況です。
- 活動継続の支援を図るため、情報交換会の開催や活動支援（団体に専門職が外向き助言や提案を行う事業）を行っています。全ての団体についての活動の把握や支援は行えていません。
- 医療機関等を通じて、介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）の案内ちらしを配布した効果もあり、自身の健康維持のための介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）についての問い合わせが増えています。活動や参加ができる地域の様々な情報を高齢な人が得やすくなるような工夫がさらに必要です。

■今後の方針・目標

- 介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）等が増えるよう、地域包括支援センターと共に地域福祉ワーカーと連携し、生活支援体制整備事業と連携を図りつつ、立上げを支援します。
- 情報交換会や活動支援等に1年間参加や利用が無かった介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）等には、電話連絡等で活動状況を確認し、必要に応じて専門職が外向き、継続的活動できるよう支援します。
- 介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）等の活動や参加できる通いの場の情報を得やすくなるよう、全市的に通いの場の情報を収集し、お住まいの地区に限らず、多様な通いの場の情報提供ができるよう準備します。

第4節 在宅医療と介護の連携

高齢になると病気にかかる割合も高くなり、医療機関を受診する人も増えることから、医療と介護の両方を必要とする人も増える傾向があります。

また、在宅での療養や人生の最期を自宅で迎えたいと望んでいる人は多く、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護が連携した体制の整備を推進していく必要があります。

地域の医師会等の多職種と緊密に連携しながら、医療と介護の円滑な連携をさらに進めるとともに、可能な限り、在宅生活を継続するための体制づくりを目指します。

2-4-1 在宅医療・介護連携支援センターの充実・強化

241-1 在宅医療・介護連携推進事業

【地域包括ケア推進課・保健所総務課・医療連携推進課】

■施策の目的・内容

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるように、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

在宅医療・介護連携に関する連携の拠点となる在宅医療・介護連携支援センターを市内2か所に開設しました。連携支援センターでは、支援関係者の相談、地域医療・介護資源の把握、医療・介護関係者の情報共有の支援及び支援関係者の研修を行っています。医療と介護の連携した対応が求められる主な4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）における情報共有や課題解決をはかるために、長野市在宅医療・介護連携推進会議で検討するとともに在宅医療・介護連携支援センターの機能強化を行います。

■これまでの実施状況

- 平成28年度 長野市在宅医療・介護連携支援センター長野市民病院開設
- 平成29年度 長野市在宅医療・介護連携支援センター篠ノ井総合病院開設
- 平成30年度 「入退院時におけるケアマネジャー⇄医療機関 連携・情報収集の手引き」運用開始

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
在宅医療・介護連携支援センター相談件数	件		27	54	49	50	

■現状と課題

- 平成27年度から、在宅医療・介護関係者間で在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策を協議する長野市在宅・医療介護連携推進会議を開催しています。
- 在宅医療・介護連携に関する連携の拠点となる在宅医療・介護連携支援センターの相談件数が横ばいとなっています。医療・介護関係者への周知が必要です。
- 在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、入退院支援および入所施設での看取りの場面における現状分析を行いました。これに基づき課題解決に向けた取組について検討が必要です。

■今後の方針・目標

- 在宅医療・介護関係者間での連携を円滑にするため、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議する会議を継続して開催します。
- 入所施設での看取りに関する研修等を行います。
- 在宅医療・介護連携の拠点を担う在宅医療・介護連携支援センターの機能強化について検討します。

2-4-2 人生会議（ACP アドバンス・ケア・プランニング）の啓発

242-1 市民・介護関係者への啓発【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療や介護関係者の連携だけでなく、市民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることも重要です。

また、市民一人ひとりが人生の最終段階において受けてみたい医療やケアについて事前に家族や大切な人、かかりつけ医をはじめとした医療従事者や介護ケアに携わる人と話し合う人生会議も重要とされています。医療機関との役割分担を行い、市民および介護関係者への人生会議の啓発を行います。

■これまでの実施状況

- 在宅医療・介護に関する市民向け講演会
- 人生会議に関する啓発パンフレット作成
 - ・平成30年度「もしものときの医療・ケアの心づもり」（対面で説明をしながら配布しています。）
 - ・令和2（2020）年度「ゼロからはじめる人生会議」（市役所、支所、地域包括支援センター等に設置しています。）
- 市政出前講座、広報ながの等による啓発

■現状と課題

- 平成30年度、令和2（2020）年度に人生会議に関する啓発パンフレットを作成しました。令和2（2020）年度に実施したシニア一般調査の結果では、「人生の最期をどのように迎えたいか家族と話し合ったことがない」と回答した人が51.1%となっています。人生会議を行う人が増えるよう、様々な機会を捉えて啓発することが必要です。

■今後の方針・目標

- あらゆる機会を捉えて、市民および介護関係者への人生会議の普及・啓発に努めます。

2-4-3 認知症診断前後の医療と介護の連携

243-1 認知症の本人・家族への支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

認知症の人が、認知症の容態の変化に応じた全ての期間を通じて適切な医療・介護を受けられるとともに、行動・心理症状を予防しながら安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の各種専門機関の連携体制の強化、相談支援体制の充実を図ります。

認知症初期集中支援チームの設置、認知症相談会、若年性認知症への支援、安心おかえりカルテ作成支援、認知症見守り SOS ネット事業、認知症ケアパスの作成を実施していきます。

■これまでの実施状況

(1) 認知症初期集中支援チームの設置

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
新規対象者	人	50	40	33	45	30	
訪問対象者（前年度継続者含む）	人	74	54	55	67	45	

(2) 認知症相談会

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
認知症相談会回数	回	15	15	15	15	15	
認知症相談会相談件数	件	36	44	40	37	35	

(3) 若年性認知症への支援

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
相談件数	件	16	14	19	10	14	

(4) 安心おかえりカルテ作成支援

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
登録数	件	60	29	22	24	15	

(5) 認知症見守り SOS ネット事業

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
依頼件数	件		14	38	29	34	

(6) 認知症ケアパスの作成

平成 27 年度より長野市全域版の認知症ケアパスを作成し、サービス提供体制の変更等により必要に応じて内容を刷新しています。各地域の実情を反映した地域版ケアパスについて、市内 6 地区で取り組んでいます（令和 2（2020）年 9 月現在）。

■現状と課題

○かかりつけ医がないことや行動・心理症状の出現等により受診につながらず、症状改善のためのアプローチに苦慮している現状があります。また、受診

につながっても、身近な支援者の協力が得にくい場合（一人暮らしの高齢者の増加、8050 問題等）、治療の継続が困難なこともあります。

- 認知症の人がサービスの利用を希望しないことにより、家族介護者の疲弊や負担増加が見られています。
- 市内に認知症疾患医療センターがないため、緊急で医療が必要なケースがいた場合の医療機関の調整が課題となっています。

■今後の方針・目標

- 認知症初期集中支援チーム、認知症相談会等の認知症支援事業を積極的に活用し、早期の受診につながるよう、かかりつけ医とも連携し、支援していきます。
- 保健センターや社会福祉協議会等と連携しながら、認知症が疑われる本人・家族への支援を包括的に行い、自立生活のサポートを行います。
- 家族介護者の負担軽減の個別支援として、各事業を通して認知症の正しい知識や対応方法の助言を行います。また、認知症の家族介護者が、民間保険等必要な情報を得やすくなるようホームページ等で案内するほか、生活関連企業や施設との協働による支援を進めていきます。
- 認知症の人や家族の声を施策につなげるための試みを実践していきます。
- 認知症疾患医療センターとの連携支援等については、県担当課と協議していきます。

2-4-4 多職種が連携できる ICT プラットフォームの構築

244-1 ICT プラットフォームの構築

【地域包括ケア推進課・保健所総務課・医療連携推進課】

■施策の目的・内容

高齢者の在宅療養生活を支えるために、高齢者の状態の変化に応じて、医療や介護関係者間で速やかに情報共有することが重要です。

また、地域包括ケアシステムを推進するためには、多職種連携を橋渡しする ICT の活用が有用とされています。多職種が共通した ICT を利用できるよう ICT プラットフォームの整備を進めていきます。

■現状と課題

○高齢者の在宅療養生活を支えるため、多職種が連携して支援をしています。現在、電話、FAXなどで情報共有を行っていますが、多職種が共通した ICT を利用できるよう ICT プラットフォームを整備することで、効率的かつ効果的に業務を遂行することが期待できます。

■今後の方針・目標

○ICT プラットフォームの整備に取り組み、多職種の情報共有の効率化をはかります。

244-2 包括的・継続的ケア体制の構築【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

主治医やケアマネジャー、関係機関との連携体制を構築します。併せて、ケアマネジャー同士のネットワークを通じて、地域のあらゆる社会資源の情報を共有し、高齢者やその家族が必要な援助を切れ目なく受けられるように調整します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
多職種連携研修会	回		1	4	5	2	

■現状と課題

- 長野市在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、多職種連携研修会を北部ブロック、南部ブロックで開催し、顔の見える関係をつくり、連携課題の解決に努めています。
- 平成30年度からは、多職種連携の中心を担っている医療や介護関係者を対象に多職種連携推進講座を開催しています。

■今後の方針・目標

- 多職種による顔の見える関係づくり、連携課題の解決のため、多職種連携研修会を継続して開催します。

第5節 住みよいまちづくりの推進

高齢者や障害者が安全・安心に生活し、社会参加できるようバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、高齢者が自立して生活できるような住宅の確保や公共交通機関の整備に取り組みます。また、関係機関との連携のもとに、地域住民の協力を得て、交通事故、災害等から高齢者を守るための対策を講じます。

2-5-1 バリアフリー化の推進

251-1 建築物のバリアフリー化推進【建築指導課】

■施策の目的・内容

高齢者や障害者を含む全ての人が円滑に利用できる、人にやさしい建築物の整備の促進を図ります。

■これまでの実施状況

高齢者、障害者等を含めた多くの人々が利用する建築物については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、長野県福祉のまちづくり条例及び長野市福祉環境整備指導要綱に基づく整備基準を満たすように指導及び助言を行っています。また、公共のこれら建築物については、整備基準を満たすように努めています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
届出、事前相談件数	件	33	38	42	43	29	

■現状と課題

- 一定の規模及び用途の建築物については、バリアフリー整備が義務付けられていますが、努力義務となる建築物については、整備基準を満たさないものがあります。

■今後の方針・目標

- 民間の建築物については、バリアフリー整備の促進のために指導及び助言を行います。公共の建築物については、高齢者や障害者を含む全ての人々が、円滑に利用できるように、人にやさしい建築物の整備を促進します。

251-2 歩車道段差解消事業【道路課】

■施策の目的・内容

障害者や高齢者をはじめ、全ての人が通行しやすいように、市道交差点の歩道巻込み部や横断歩道に接続する歩車道の段差解消を進めます。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
歩車道の段差解消箇所数（累計） 段差解消数とは、交差点における段差解消が必要な全ての歩道巻込み部を解消した場合や横断歩道が接続する歩道と車道の全てが段差解消した場合を1か所とする	箇所	331	344	356	370	384	

■現状と課題

- 既存市道の歩道の段差解消については、長野駅周辺の中心市街地での整備がほとんど完了したため、郊外の住宅地やその他の地域において、通行量や連続性などを考慮し整備を進めています。

■今後の方針・目標

- 「長野市歩車道段差解消要領」（平成14年4月1日施行）に基づき、歩車道段差解消を推進します。
- 新たに造る市道の歩道巻込み部などについては段差のない構造とし、また、既設の歩道についても計画的に順次改修し、段差解消を推進します。

251-3 高齢者に配慮したまちづくり【駅周辺整備課】

■施策の目的・内容

長野駅周辺第二土地区画整理事業では、長野駅東口において安心・安全、快適で住みたくなるまちづくりを目指し、高齢者や障害者にも利用しやすい公共施設の整備を行っています。

具体的な整備として

- 高齢者、障害者が円滑に移動できるエレベーターを備えたペDESTリアンデッキの整備
- 十分な幅員で段差のない歩道を備えた幹線道路の整備
- 高齢者でも安心して便利に通行できる生活道路の整備
- 近隣及び街区公園のバリアフリーに配慮した整備

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
歩道付き幹線道路の整備	m	77	224	248	65	110	
幅員6m以上の区画道路整備	m	612	117	152	104	102	
公園の整備	箇所		2	2	—	2	
	m ²		3,800	2,985	—	15,004	

ペDESTリアンデッキのエレベーター設置：4基

■現状と課題

- 土地区画整理事業における公共施設整備は令和元（2019）年度末に完了し、住環境の整備により事業区域内の人口は増加しています。

また、区域内には医療施設、高齢者介護関連の施設、金融機関、食品スーパー等、日常生活に不可欠な施設が徒歩圏内で立地されており、高齢者に優しいまちづくりに繋がっています。

整備された幹線道路の交通量の増加が見込まれるため、幹線道路から生活道路に抜ける車両への抜け道対策として、カラー舗装等を実施しました。

■今後の方針・目標

- 幹線道路の歩道に残る電柱の除却を進め、無電柱化を促進することで、高齢者や障害者に対する安全性と利便性の向上を図っています。

251-4 公共交通機関の整備【交通政策課】

■施策の目的・内容

地域や市民ニーズに応じ、高齢者を含む交通弱者の移動手段の確保を図るとともに、公共交通を安心かつ便利に利用できる環境整備を促進します。

■これまでの実施状況

- 市バス、廃止代替バスを運行しています。
- 地域循環バスや乗合タクシーを導入し、交通空白地域の解消を図っています。
- 交通事業者が行う施設・設備の改修等に要する経費に補助を行い、バリアフリー化を促進しています。

■現状と課題

- モータリゼーションの進展や人口減少に伴い、公共交通の利用者も減少し、公共交通の確保・維持が困難になる一方、運転免許証返納等による高齢者の日常生活を支える移動手段の確保も必要となっている。
- バリアフリー化を実施するに当たっては、交通事業者にも多額の費用負担が必要となることから、施設・設備の改修等が円滑に進みにくい面もあります。

■今後の方針・目標

- 平成 29 年 6 月に策定した「長野市地域公共交通網形成計画」に基づく事業を計画的に実施し、目標に掲げる公共交通網の確保・維持や利用環境の整備に関するバリアフリー化等の目標値（令和 3（2021）年度）に達するよう、関係団体と連携を図りながら、事業を推進します。

2-5-2 安全・安心のゆとりある住生活の確保

252-1 福祉住宅建設資金融資事業【住宅課】

■施策の目的・内容

高齢者（60歳以上）又は身体障害者等の住居環境の向上と、好ましい家族関係の維持と福祉の増進を図ることを目的に、高齢者等又は同居している親族が、高齢者等に必要の新築又は増改築、修繕、模様替えの工事（専用居宅、玄関、台所、浴室、トイレ、洗面所等）を行う場合に融資を行います。

（注）所得制限があります。

■これまでの実施状況

○昭和56年の「福祉住宅建設資金融資制度」創設以来、令和2（2020）年3月末現在で139件、1億8,833万円の融資をおこないました。この間住宅の質は改善され、高齢者を考慮したバリアフリー化も進んでいます。

■現状と課題

○ここ数年融資の申し込みがありません。様々な理由はあると思いますが、原因の一つに、各金融機関の住宅融資の金利が低いためと考えられます。

■今後の方針・目標

○今後は多くの高齢者に利用できるよう、関係金融機関と相談し、本事業の金利の見直し等を検討していきます。

252-2 市営住宅等高齢者対策事業【住宅課】

■施策の目的・内容

市営住宅等の建設、建替、改善の場合には、エレベーターや手すりの設置、住戸内の段差の解消など高齢者等に配慮し、一層のバリアフリー化を推進します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
市営住宅 団地数	団地	56	56	56	56	56	
戸数	戸	3,548	3,523	3,519	3,516	3,509	
うちシルバーハウジング	戸	21	21	21	21	21	
うちバリアフリー化した住宅	戸	642	642	666	690	690	

■現状と課題

- 高齢者が入居している市営住宅等の更新又はバリアフリー化により、住環境が改善されますが、家賃が高くなったり入居者の理解を得ることが難しいなどの課題があります。

■今後の方針・目標

- 誰もが安心して生活できる住まいを確保できるよう市営住宅等の供給を推進するとともに、シルバーハウジングの供給や既存ストックのバリアフリー化を進め、安全・安心な生活空間の確保を図ります。

252-3 住宅情報提供事業【住宅課】

■施策の目的・内容

住宅の地震対策や住宅保証制度、悪質な住宅商法への備えなど、高齢者等が住宅改修等をする場合の専門的な相談や知識等の情報提供を促進します。

■これまでの実施状況

○平成 18 年度から、毎週月曜日（祝日・年末年始を除く。）、もんぜんぷら座において相談業務を開始しました。平成 28 年度からは、窓口を住宅課に移し、毎週月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）に相談業務を行っています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度
住宅相談 件数	件	32	10	10	37	24	

■現状と課題

○相談を随時受け付けていますが、受付件数が減少傾向にあります。

■今後の方針・目標

○住宅相談について、ホームページ等広報の方法を改善し、多くの市民の方にご利用いただけるよう努めます。

252-4 住宅確保要配慮者の入居を拒まない

賃貸住宅の登録による住宅の安定確保【住宅課】

■施策の目的・内容

新たな住宅セーフティネット制度による、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など）の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い、高齢者等の住宅の安定確保に努めます。

■これまでの実施状況

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正（平成29年4月26日）により新たに創設された制度です。

■現状と課題

- 制度が始まって3年経過しますが、未だに登録がありません。

■今後の方針・目標

- 本制度の普及を促進すべく様々な広報活動をし、新たな住宅セーフティネット制度による、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を増やし、高齢者等の住宅の安定確保に努めます。

252-5 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業

【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行います。

■これまでの実施状況

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
市営住宅今井 団地 (川中島町)	入居室数	室	21	21	20	20	20	
	入居者数	人	22	22	21	21	21	

■現状と課題

- 利用者数が限定されるため、相対的に費用対効果が低下していることが指摘されています。
- 長期間の入居に伴い、自立度が低下していく利用者に対し、生活援助員の支援内容では、対応できなくなる懸念があります。

■今後の方針・目標

- 住宅マスタープランとの整合を保ちながら事業の必要性を検証し、必要に応じて事業実施方法について見直しを行います。
- 介護保険サービスの適切な利用により、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援します。

252-6 要介護被保険者等住宅整備事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者の居住環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行うことができることを目的として、住宅改修に要する費用を助成します。

介護保険サービスである住宅改修費の支給を優先させ、その給付限度額を超える改修経費を対象とします。

住宅改修に要する経費の9割が補助され、交付額は63万円が上限となっています。

(注) 市町村民税が非課税の世帯であること等の条件があります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
補助件数	件	7	2	0	4	3	
補助総額	千円	2,586	320	0	1,224	1,890	

■現状と課題

- 要介護被保険者等の自立支援となるよう、ケアマネジャー及び工事事業者への研修を実施する必要があります。

■今後の方針・目標

- 介護予防及び介護負担軽減につながっていることから、引き続き適正な事業実施を図ります。

2-5-3 生活環境の安全対策の推進

253-1 高齢者交通安全教育・事故防止対策事業【地域活動支援課】

■施策の目的・内容

高齢化社会の進行にあわせ、今後増加するであろう高齢者が関与する交通事故や高齢運転者による交通事故を防止するため、加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者の交通行動に及ぼす影響を理解させ、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させるための交通安全教育を、家庭や地域、関係機関、団体などと連携しながら実施します。

■これまでの実施状況

- 各地で開催される高齢者が集まる集会やサロンへ長野市交通安全教育講師を派遣し、交通安全意識の高揚や正しい交通マナーの実践を図っています。
- 長野市老人クラブ連合会と連携し、連合会が開催する研修会やイベント開催時において、交通安全教育事業を実施しています。
- 夜光反射材等の交通安全用品の普及及び活用促進のための啓発活動を実施しています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
高齢者向け交通安全教室 教育講師派遣数（延べ）	人	166	156	131	149	116	
交通安全教室 開催回数	回	180	169	144	140	141	
受講者数	人	12,123	10,717	9,243	8,717	9,181	

■現状と課題

- 安全教育を受ける機会の少ない高齢者（老人クラブ未加入者や単独居住者）を如何に交通安全教育の場へ参加してもらうことが課題となっています。
- 高齢者が、加齢に伴う身体機能の変化が運転行動や交通行動に影響することを如何に自覚してもらうかが課題となっています。

■今後の方針・目標

- 住民自治協議会や老人クラブ等、あらゆる団体との連携を高め、高齢者が気軽に参加できる交通安全教育の場を提供します。
- 警察を始めとした関係機関と連携し、交通安全教育機器を活用した参加、体験、実践型の安全教育活動を推進します。
- 安全運転サポート車の普及に向けた購入補助制度や、運転に不安を感じた場合の免許返納制度を周知していきます。
- 高齢者に思いやりを持った運転気運を高めるための啓発活動を行っていきます。

253-2 避難行動要支援者名簿の提供【福祉政策課・危機管理防災課】

■施策の目的・内容

地域の中で、高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者への避難支援ができるように、避難行動要支援者の名簿情報を本人からの同意を得たうえで、平常時から地域の避難支援等関係者へ提供します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
提供した名簿の登録者数	人	20,104	16,480	26,959	27,047	28,275	

■現状と課題

- 災害発生時に地域での避難支援が機能するためには、平常時から地域のなかの避難行動要支援者を把握し、支援のあり方を話し合うことが必要です。

■今後の方針・目標

- 地域で避難行動要支援者への避難支援について、話し合い、避難支援者、避難場所、避難方法等を記載した避難支援計画（「わたしの避難計画」）が作成されるように啓発を進めます。

253-3 高齢者福祉サービス台帳の整備【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

高齢者の福祉の充実や見守りに関して必要な情報を把握するため、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に実施しています。

高齢者福祉サービスに活用するほか、孤立防止・見守りネットワーク事業の緊急連絡に活用します。また、同意いただいた高齢者の高齢者福祉サービス名簿を作成し、地域包括支援センター・在宅介護センターへ提供します。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
登録対象者数	人	6,648	6,017	6,167	7,022	5,656	

■現状と課題

- ひとり暮らし高齢者が増加し、高齢者福祉サービス及び安否確認の必要性が増しています。

■今後の方針・目標

- 引き続き、避難行動要支援者台帳の整備に合わせて対象者の把握と緊急連絡先の確認を行い、台帳を有効に活用することで高齢者の地域での生活を支援していきます。

253-4 避難行動要支援者対策事業【消防局予防課】

■施策の目的・内容

避難行動要支援者のうち、特に高齢者等で火災発生時の危険回避が困難な方に対し、「高齢者を火災から守る運動」期間中に積極的な住宅防火及び避難対策を推進します。

■これまでの実施状況

- 高齢者を火災から守る運動では、消防職員・団員が避難行動要支援者に住宅防火広報を実施し、希望があった場合は、直接訪問し火災予防に関する指導、助言等を行い、住宅防火及び避難の対策の推進に取り組んでいます。

■現状と課題

- 本市における高齢者社会の進展は、留まることを知らず、高齢者世帯における出火防止及び災害時の逃げ遅れ等の被害軽減のため、住宅用火災警報器の設置・維持管理などの住宅防火対策の推進が重要となっています。

■今後の方針・目標

- 避難行動要支援者に対する住宅防火広報を市広報紙やホームページなどを利用し幅広く展開するとともに、訪問指導の要請がある場合、直接訪問し高齢者宅等の火災予防と被害の軽減を図ります。

253-5 福祉避難所【福祉政策課】

■施策の目的・内容

大規模災害時に一般の避難所での生活が困難な在宅の高齢者、障害者等を受け入れるため、「福祉避難所」を開設します。

■現状と課題

- 一般の避難所での生活が困難な在宅の高齢者、障害者等が福祉避難所で避難生活するためには、介護・医療の専門スタッフの確保や、生活に必要な福祉用具の備蓄が必要です。

■今後の方針・目標

- 福祉避難所設置・運営マニュアルの見直しを図り、福祉関係団体や民間福祉施設と協定締結するなどの検討を進めます。

第3章

安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進

必要に応じて適切な介護サービスが受けられることができるよう、提供体制の確保や人材の育成に努め、安心して質の高いサービスを受けられるまち“ながの”を目指します。

第1節 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進

高齢化に伴う介護ニーズの増加に対応し、被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けられることができるよう、サービス提供体制の確保・充実に努めます。また、利用者が良質な事業者を選択して、満足度の高いサービスを受けられるよう、介護サービス情報などの提供やサービス利用料などの負担軽減を行い介護サービス利用の利便性を高めるとともに、事業者などに対する研修、指導・監査、助言などを行います。

3-1-1 介護人材の確保と育成

311-1 サービス提供を担う人材の確保【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

介護保険施設等の基盤整備を推進するためには、サービス提供を担う人材の確保が欠かせません。

県及び関係機関と連携し、介護施設等で働く職員の人材確保のため、事業所への支援策の充実を図ります。

■これまでの実施状況

介護サービス事業所における従業員の定着率向上のため、職場環境改善につながるセミナーを開催しています。

また、県等が行っている人材確保事業について、介護保険フレッシュ情報などを通じて介護サービス事業者へ周知しています。

■現状と課題

- 今後も、高齢者人口の増加が見込まれることに伴い、介護ニーズも増加することから、必要とされる介護人材数も増加が見込まれます。
- 介護サービス事業所調査結果によると、「人材が充足していない」と回答した事業所が半数を超えており、充足していない理由として「採用が困難」「離職率が高い」といった点が多く、その原因として「賃金が低い」「職場の人間関係」「身体的・精神的な負担が大きい」や「他事業所への転職」が挙げられています。

■今後の方針・目標

- 介護職員の賃金改善を図るため、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の一層の活用を促進するとともに、事業所におけるキャリアパス制度の導入を支援します。
- 事業所における職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の定着率向上を図ります。
- 県等と連携しながら、介護ロボット等ICTの活用や、介護職機能分化等を推進し、専門的知識・技術がほとんどない方でも行える業務など業務の切り分けを行い、介護業務への参加を図るなど、多様な人材確保、人材定着の取組を推進します。
- 中・高校生を対象に福祉、介護の魅力を伝える取り組みを行うと共に、介護従事者（外国人介護従事者を含む）が働きやすい環境の整備を進め、介護人材の確保につなげます。

311-2 サービス提供を担う人材の育成【高齢者活躍支援課】

■これまでの実施状況

介護サービス事業所等における職員の資質の向上につなげるため、人材育成セミナーを開催しています。

■現状と課題

○利用者の介護ニーズが多様化しており、サービス事業者に対する不満の声が寄せられることがあります。

■今後の方針・目標

- 介護事業所等におけるクレーム対応や接遇マナーの向上につながるセミナー等を開催し、介護人材の育成や資質向上を図ります。
- 介護従事者が今の仕事にやりがいを見い出すことができるよう、モチベーションアップにつながるセミナーの開催や、他事業所との情報交換や交流を図る機会を設けます。

3-1-2 サービスの円滑な提供

312-1 市民への情報提供【介護保険課】

■施策の目的・内容

市民が介護保険制度についての正しい知識を持ち、必要なときに必要な介護サービスが利用できるように制度を周知します。

■これまでの実施状況

- 「広報ながの」への特集記事の掲載、「FMぜんこうじ」の放送を実施しています。
- 高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、要支援・要介護認定者及び認定申請者に配布しています。
- 市ホームページに各種情報を掲載しています。
- 地域等で開催される「元気なまちづくり市政出前講座」に講師を派遣しています。
- 認定情報などは、長野市個人情報保護条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づいて、認定者又は家族に提供しています。
- 介護サービス事業所一覧表を窓口に設置しています。

■現状と課題

- 介護保険制度の周知については、今後も継続して行っていく必要があります。特に制度改正や社会情勢に応じた新たな情報等は、迅速かつ正確な内容を周知していくことが重要となります。

■今後の方針・目標

- パンフレットや広報ながの、ホームページ等の各種媒体は市民に分かりやすいものとなるよう内容の充実を図っていきます。
- 認定情報の提供については、法令に基づき個人情報保護を遵守しつつ、適正なサービスの受給につながるよう提供します。

312-2 介護保険事業者への情報提供【介護保険課】

■施策の目的・内容

市が保有する情報で、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や新たな介護サービス事業の展開を検討する上で必要な情報を提供します。

■これまでの実施状況

- 長野市個人情報保護条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づいて、認定情報等を居宅介護支援事業者又は介護保険施設に提供しています。
- 高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、相談時の資料として居宅介護支援事業者等に配布しています。
- 介護保険の最新情報や実施状況を記載した「介護保険フレッシュ情報」を各事業者あてに電子メール又はファクスで発信しています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
フレッシュ情報	回	30	34	30	27	37	

■現状と課題

- 介護保険制度の周知は進んでいますが、今後予定されている制度改正後の内容や、手続きについて更に周知を行う必要があります。

■今後の方針・目標

- 個人情報の開示や提供に当たっては、長野市個人情報保護条例、長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づき、適正に取り扱います。
- 引き続き、「介護保険フレッシュ情報」などにより、最新の情報を迅速に提供できるよう努めます。

312-3 公正で迅速な要支援・要介護認定【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援・要介護認定は、介護サービスの公平な提供のため、「介護にかかる手間」という視点で、「どのくらいの量の介護が必要か」を判定します。

認定調査と主治医意見書による一次判定、介護認定審査会での二次判定に基づき、市が要支援・要介護度の認定を行います。

■これまでの実施状況

○認定調査

全国共通の基準に基づき、全国共通の調査票により、公正な調査を実施しています。調査の一部は、居宅介護支援事業者に委託し、早期調査の実施に努めています。

○主治医意見書の作成依頼・回収

申請者の主治医に医学的見地から介護に関する意見書の作成を依頼し、回収します。意見書の提出が遅延する場合は催促をしています。

○介護認定審査会への提出

介護認定審査会では、認定調査結果と主治医意見書による一次判定結果を基に保健・医療・福祉の専門家が二次判定を行います。審査会へ提出する認定調査票及び主治医意見書の記載内容、整合性等を全件点検することにより、公正な審査・判定につなげます。この審査会は、長野広域連合に共同設置しており、隣接9市町村の審査会業務を専門的かつ効率的に行っています。

■現状と課題

○要介護認定の申請から30日以内に認定を行う規定に対し、申請から認定までの平均日数が令和元（2019）年度46.9日を要しており、全国平均の39.4日を大幅に上回っている状況となっています。厚労省では、長期化への対応のため制度改正により更新認定の有効期間を36ヶ月から48ヶ月に延長する見直しや、介護認定審査会の審査を簡素化するなど、一層の要介護認定の簡素化が求められています。また、主治医意見書の依頼から入手までの期間が、全国平均を大幅に上回っている状況もあり長期化の要因の一つとなっています。

これらの現状を踏まえ、認定有効期間のさらなる延長を実施した場合、適正な区分変更申請が行われないと過剰なサービス提供に繋がること、また介護認定審査会の審査の簡素化を実施した場合、審査会委員の負担軽減が図られる反面、従前より事務が煩雑になることや、不服申し立てに対する説明が従前より難しくなる恐れがあるなどの課題があります。

■今後の方針・目標

○要介護認定の一層の簡素化に向け、更なる認定事務の見直しと認定有効期間の延長を実施するとともに、区分変更申請の仕組みをしっかりと情報提供するなど被保険者の不利益が生じないように取り組みます。また、主治医意見書の円滑な入手方法についても、他市町村の状況を調査、研究し認定までの期間短縮を図ります。

○介護認定審査会の簡素化の実施に当たっては、簡素化対象者の要件や事務手順など長野広域連合との十分な調整を行い、長野広域連合と保険者の責任が曖昧にならないよう取り組みます。

312-4 介護保険料の減免等【介護保険課】

■施策の目的・内容

第1号被保険者が災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる等の場合には、経済的負担の軽減を図るため、条例等に基づき介護保険料の減免又は徴収の一時猶予を行います。

■これまでの実施状況

- 災害等特別な場合の減免及び徴収猶予については、基準を定めて運用しています。
- 著しく生活に困窮している人等に対して市独自の減免基準を設けています。

【減免実施状況】

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
災害による著しい損害	人	4	1	1	1	2,514	
失業等による著しい収入減	人	1	0	0	0	0	
国外居住者	人	0	0	0	0	0	
収監者	人	9	9	9	8	4	
著しい生活困窮者	人	6	6	6	4	7	
その他特別な理由	人	0	0	0	0	0	
合計	人	20	16	16	13	2,525	

■現状と課題

- 減免による保険料の減収については、第1号被保険者の保険料で補てんするため、減免基準の適正な運用が求められます。

■今後の方針・目標

- 保険料の減免については、災害が発生した時などは該当する人に周知するとともに、納付相談の時に減免事由を確認した場合は減免手続きを行います。
- 公平性を確保するため、特別な事情に配慮しつつ、適正な運用に努めます。

312-5 介護サービス利用料の軽減及び減免【介護保険課】

■施策の目的・内容

低所得者が介護サービス費用の自己負担を重く感じることにより、必要な介護サービスの利用を控えることがないよう、所得区分等により自己負担額を軽減します。

■これまでの実施状況

- 所得区分に応じて自己負担額に一定の上限を設け、それを超えた分は高額介護（予防）サービス費として支給しています。また、市独自に、支給までの間の生活援助を目的として、高額介護サービス費の貸付を行っています（平成20～令和元（2019）年度の貸付実績なし）。
- 介護保険施設及びショートステイ利用者の居住費（滞在費）・食費について、負担限度額を設け補足給付を行っています。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所者のうち、旧措置者については、利用者負担額を軽減しています。
- 災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる場合には、自己負担を減額又は免除しています。
- 介護保険を円滑に実施するための国の特別対策事業に位置付けられている次の事業を行っています。
 - ①障害者総合支援法におけるホームヘルプサービスの利用において、「境界層該当」として負担額が0円となっている人が、介護保険の対象者となった場合、利用者負担を0%とします。
 - ②社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合に、その軽減額に対し一定の範囲内で助成を行います。
 - ③特別地域加算が行われる地域に所在する指定訪問介護（予防）事業所が利用者負担を減額した場合に、その減額した金額に対し一定の範囲内で助成を行います。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高額介護（予防）サービス費	件	50,834	55,814	55,838	55,219	55,783	
社会福祉法人等による利用者負担軽減	人	104	109	110	131	133	
利用者負担援護事業	人	41	56	47	47	35	
特別地域加算に係る訪問介護利用者負担軽減	人	79	86	73	42	42	
負担限度額認定の状況	人	2,880	3,462	3,402	3,441	3,423	

■現状と課題

- 長野市介護保険利用者負担援護事業を実施し、特に生活困難者と認められる人が、介護サービスを利用した場合に、自己負担額の上限を3,000円とし、高額介護サービス費の限度額との差額を援護金として支給しています。（支給までの間の生活援助を目的として、援護金貸付も行っています。）
- 長野市介護保険フレッシュ情報を通じ、事業所に制度周知を行い、利用促進を図っています。申請件数は増加傾向ですが、認定者数は横ばいの状況です。

■今後の方針・目標

- 介護サービス利用料の軽減については、事業を必要とする方へケアマネジャー等を通じ、制度の周知を図り、利用の促進を図ります。

3-1-3 介護サービス等の質の向上と適正化の推進

313-1 サービス事業者への助言・指導・監査

【高齢者活躍支援課・介護保険課・福祉政策課】

■施策の目的・内容

必要な時に必要な介護サービスを利用するためには、サービス量の確保が必要ですが、併せて、サービスの質の向上も重要です。介護サービスの提供状況を確認するとともに、介護サービス利用実態調査など様々な機会を捉えて利用者の声を聴き、事業者に対して指導・助言を行い、利用者の満足度の向上を図ります。また、実地指導や監査等を通じて、介護サービスの質の向上及び適正なサービスの提供を図ります。

■これまでの実施状況

○介護サービス利用実態調査

介護サービスに関して利用者の意識や要望を把握し、事業計画の策定やサービスの質の向上に生かすため、実態調査を実施しています。

○介護あんしん相談員の派遣

介護保険施設等からの依頼により、介護あんしん相談員（公募により、市長が登録）を施設へ派遣しています。サービス利用者や家族から疑問や不満などの声を直接聴き、施設へ橋渡しすることにより、サービス内容の改善や質の向上を図っています。

○介護サービス事業者への指導・監査

市内の全事業所を対象とした集団指導を毎年実施しています。また、定期的に事業所へ個別訪問し「高齢者虐待防止」や「身体拘束廃止」のための運営指導及び不適切な報酬請求防止のための報酬請求指導等を実施しています。更に、通報や相談等から指定基準違反が疑われる場合は、随時で監査を実施しています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
集団指導 対象事業所数	事業所	739	841	793	630	613	
実地指導 実施事業所数	事業所	101	122	237	203	191	
監査 実施事業所数	事業所	1	0	0	4	1	

■現状と課題

- 介護サービス利用実態調査は、サービス利用者の声を的確に把握するため、より効果的な調査の実施が必要です。
- 介護あんしん相談員の派遣は、サービスの質の向上につながっていますが、更に、介護あんしん相談員の対応力等の向上が必要です。また、訪問希望のある施設数に対し、介護あんしん相談員数が不足している状況です。

■今後の方針・目標

- 介護サービス利用実態調査については、調査対象者や調査内容を精査し継続して実施します。
- 引き続き、介護あんしん相談員の研修を行い、対応力の向上等に努め、介護あんしん相談員の人材確保に努めます。

○介護施設等への実地指導、介護あんしん相談員の派遣事業及び利用者の家族や施設の従業者等からの相談・通報をもとに、虐待等の早期発見・対応を図りま

313-2 介護サービス等適正化【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護サービスを必要とする方が、真に必要とするサービスを過不足なく利用できるよう、適正化主要5事業の実施や給付実績を活用し、事業者に適切なサービスの提供を促します。その結果として給付費が効果的給付されることにより介護保険制度の信頼を高め、制度を持続可能なものとしていきます。

※ 適正化主要5事業とは、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の5つを指します。

■これまでの実施状況

国が優先的に実施するよう求めている適正化主要5事業については、介護給付費通知を除く、4事業について実施しています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
ケアプラン点検	事業所	1	20	25	21	3	
ケアプラン点検	件	9	92	68	40	7	

■現状と課題

- 適正化主要5事業のうち介護給付費通知が実施できていませんが、実施によって介護保険関係の通知が増え、利用者が混乱することが懸念され、また、費用対効果が低いとされていることから、慎重に検討する必要があります。
- ケアプランの点検は、令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス対策の影響で、一定数の実施ができていない状況です。
- 予防給付（介護予防・生活支援サービス含む）及び指定介護予防支援事業者へのケアプラン点検ができていない状況です。

■今後の方針・目標

- 県の適正化事業計画との整合を図るとともに、指導・監査事務との情報共有により、効果的な事業の実施に努めます。
- ケアプランの点検は、県のケアプラン点検推進事業を活用し、年間20事業所を目途に一定量実施します。
- 適正化主要5事業以外にも、給付請求や不適切な可能性のある事業所を抽出し、確認の上、必要に応じて過誤調整や指導を実施します。

3-1-4 市民・利用者からの意見への対応

314-1 各種相談・意見への対応【介護保険課】

要支援・要介護認定申請や介護サービスの利用方法、保険料の納め方など、制度全般に関わる相談に対応するため、介護保険課に相談窓口を設置しています。介護サービスの利用が増えるに従って、サービス内容に関わる苦情が増えており、また、要支援・要介護認定や保険料の賦課に関する苦情・相談も多く寄せられることから、理解が得られるように的確な対応に努めます。

第2節 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の自然災害の発生状況や、新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染症の流行を踏まえ、高齢者を含めた全ての人が安全に生活できるよう、県・関係機関等と連携し防災や感染症対策に必要な体制の整備に努めます。

3-2-1 災害への対策

321-1 災害への対策【高齢者活躍支援課・危機管理防災課】

- 介護事業所等に避難訓練の実施や防災啓発活動、事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄・調達状況の確認の必要性を、集団指導等の機会に働きかけます。
- 介護事業所等で策定している災害時の避難確保計画等と計画に基づく避難訓練の実施を定期的を確認します。
- 介護事業所等が災害の種別に応じ実施する避難訓練に対し、事前の検討や訓練に立ち会う等、連携しながら実施します。

3-2-2 感染症への対策

322-1 感染症への対策【高齢者活躍支援課・健康課】

- 介護事業所等での感染症発生時において、サービス提供を継続するためのマニュアルや感染防護服など必要な物資の備えが講じられているか定期的に確認します。
- 大規模な感染症が発生した場合に備え、国、県と連携し備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。
- 保健所等と連携し、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう研修を実施します。
- 県や協力医療機関等と連携し、感染症発生時も含め代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を図ります。
- 介護事業所等に従事する職員への感染症に対する差別、偏見の防止に努めます。

第4章

適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

在宅サービスの充実と並行して施設・居住系サービスの基盤整備も進めます。

また、介護保険給付対象外の高齢者福祉施設等の基盤の整備を進め、多様な住まいのニーズに応えられる環境づくりに努め、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるまち“ながの”を目指します。

第1節 介護保険サービス基盤の整備

在宅サービスの充実と並行して施設・居住系サービスの基盤整備も進めます。

また、介護保険給付対象外の高齢者福祉施設等の基盤の整備を進め、多様な住まいのニーズに応えられる環境づくりに努め、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるまち“ながの”を目指します。

介護保険サービス利用者の増加に伴い、事業所数は増加しています。今後も、利用者の増加や、家族の介護を理由にやむを得ず離職する者をなくすなど、利用者の希望に対応できるよう、事業所及び供給体制を充実します。

介護施設等については、可能な限り在宅での生活を続けられるように在宅サービスの充実を図り、並行して在宅生活が困難な人のために、施設・居住系サービスの基盤整備を図ります。特に、地域包括ケアシステムの拠点となる地域密着型サービスの拡大を図ります。

4-1-1 在宅サービス基盤

■施策の目的・内容

在宅で生活する要介護者に対して、その人の状態に応じて必要なサービスを提供します。

在宅サービスには、事業者が要介護者の自宅等へ訪問する訪問系サービスや要介護者が事業所へ通う通所系サービス、短期間の入所に対応する短期入所サービスなどがあります。また、サービスの内容には、訪問介護による身体介助や生活援助、通所介護（デイサービス）や短期入所生活介護（ショートステイ）による入浴・食事・機能訓練、医師の指示により行う訪問看護やリハビリテーションのほか、訪問・通い・泊りを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護などがあり、要介護者の状態に応じて必要なサービスを個別あるいは組み合わせて提供します。

■これまでの実施状況

サービス名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
居宅介護支援	事業所	132	136	138	136	134	129
訪問介護	事業所	87	87	90	88	86	86
訪問入浴介護	事業所	9	8	8	8	7	7
訪問看護	事業所	86	89	95	96	100	102
訪問リハビリテーション	事業所	36	36	39	40	38	38
居宅療養管理指導	事業所	501	509	519	524	535	545
通所介護	事業所	184	81	85	84	84	86
通所リハビリテーション	事業所	21	21	24	24	24	23
短期入所生活介護	事業所	47	49	51	53	53	52
短期入所療養介護	事業所	18	18	18	16	15	16
福祉用具貸与	事業所	27	28	27	24	26	24
特定福祉用具販売	事業所	30	30	29	26	27	25
※定期巡回・随時対応型訪問看護	事業所	3	3	3	3	3	5
※夜間対応型訪問介護	事業所	0	0	0	0	0	0
※地域密着型通所介護	事業所	0	101	99	92	95	90
※認知症対応型通所介護	事業所	15	14	13	12	7	6
※小規模多機能型居宅介護	事業所	7	8	8	9	9	10
※看護小規模多機能型居宅介護	事業所	1	1	1	2	3	5

※各年度4月1日現

※地域密着型サービス

■現状と課題

○通所介護系サービスや福祉用具貸与を提供するサービス事業者については整備が進み、おおむね充足しています。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護並びに小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、整備が必要なエリアがあります。

■今後の方針・目標

○今後も在宅サービスを必要とする要介護者は増加するため、在宅サービスの充実に努めます。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護並びに小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、地域包括ケアシステムの拠点施設となることから、整備意向のある事業者に働きかけ整備を促進します。

4-1-2 施設・居住系サービス基盤

■施策の目的・内容

在宅での生活が困難な高齢者に対して、施設へ入所・入居していただき必要なサービスを提供します。

サービスには、主に食事・排泄・入浴などのサービスを提供する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等がサービス提供する特定施設入居者生活介護、認知症の方が5～9人のグループで共同生活を送りながらサービスを受ける認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のほか、医学管理下における介護やリハビリ、療養上の管理や看護などのサービスを提供する介護老人保健施設や介護療養型医療施設、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」に加え、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護医療院があります。

■これまでの実施状況

サービス名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設	23	23	23	23	23	23
介護老人保健施設	施設	13	13	13	12	12	13
介護療養型医療施設	施設	6	6	6	5	4	4
介護医療院	施設					1	1
特定施設入居者生活介護	事業所	9	11	11	13	12	15
※認知症対応型共同生活介護	事業所	43	42	42	45	45	48
※地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所	9	9	9	9	9	9
※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所	16	17	19	20	20	20

※各年度4月1日現

※地域密着型サービス

■現状と課題

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に併設されている短期入所生活介護（ショートステイ）から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への転換や有料老人ホーム等の整備が進んできたことなどから、介護老人福祉施設の入所申込者（特養待機者）は減少傾向にあり、いわゆる特養の入所待ちの状況は緩和されてきています。
- 介護療養型医療施設については、介護保険法の改正により令和5（2023）年度末で廃止となることから、介護医療院など他施設への転換を図ります。

■今後の方針・目標

- 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、今後も利用の増加が見込まれることから、長野老人保健福祉圏域における入所定員数との調整を図りつつ、介護療養型医療施設からの転換をはじめ、事業所の意向も踏まえた上で、必要に応じて整備を進めます。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、サ

ービス見込み量に応じ特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）への移行を促し、整備します。

- 地域密着型サービスについては、今後サービスを必要とする要介護者が増加することから、日常生活圏域ごとの均衡を図りながら、引き続き整備を進めます。

※地域密着型サービス【4-1-1, 4-1-2 共通】

地域密着型サービスは、中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、市内に居住する要介護者を対象にサービスを提供します。

地域密着型サービスを提供する事業所や施設は、日常生活圏域がサービス提供の拠点であることから、他のサービス基盤に比べて小規模で利用定員も少なく、利用者の介護ニーズにきめ細かく対応することができます。

地域密着型サービスには、必要に応じて自宅を訪問する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめ、利用定員が18人以下の小規模な通所介護、訪問・通い・泊りを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、施設などで生活をしながらサービスを受ける地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）や介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等がサービス提供する地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、などがあります。

第2節 介護保険サービス基盤以外の整備

高齢者が一人ひとりの生活ニーズに合った住宅に居住し、その中でさまざまな生活支援や介護保険サービス等を利用しながら自分らしい生活を送ることができるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者福祉施設等についても良質な住まいが適切に供給される環境づくりに努めます。

4-2-1 介護保険以外の高齢者福祉施設の整備

421-1 有料老人ホーム【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者が入居し、食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供することを目的とする居住施設です。民間事業者が設置し、利用料は全額自己負担です。

「住み替え」のニーズに対応できる施設で、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けることで手厚い介護が必要になった入居者に介護保険施設並みの介護サービスが提供可能です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
健康型／住宅型	施設	28	28	29	31	31	
介護付	施設	15	17	19	18	18	

類 型	内 容
健康型	介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。
住宅型	介護が必要となった場合、訪問介護等の介護保険サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。
介護付	介護が必要となっても、その施設が提供する介護保険の特定施設入居者生活介護サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。

■現状と課題

- 高齢者の多様な住まいニーズの高まりから、整備希望事業者が増加しています。

■今後の方針・目標

- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームが多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、介護保険事業計画のサービス見込量に基づき、必要に応じ特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）への移行を促します。
- 未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県に情報提供するとともに、その質の確保を図ります。

421-2 サービス付き高齢者向け住宅【住宅課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。登録基準を満たした場合に、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事（中核市長）の登録を受けることができます。高齢者自らのニーズにあった住まいを選択しやすくなります。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
市内施設数	施設	21	25	26	27	28	

■現状と課題

- 単身高齢者・夫婦のみ世帯が増加しているため、介護・医療と連携した、高齢者支援サービス付き住宅を確保することが重要となっています。

■今後の方針・目標

- 国の直接補助制度である「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」などの情報提供により民間事業者の参入を促し、多様化する入居者の現状を踏まえ、高齢者向けで良質な住宅の供給促進を目指します。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、介護保険事業計画のサービス見込量に基づき、必要に応じ特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）への移行を促します。

421-3 高齢者生活福祉センター・高齢者共同生活支援施設

【高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

ひとり暮らしの高齢者等で、家族の援助を受けることが困難で、かつ独立して生活することが困難な人が低額の料金で利用できます。利用者に対し住居の提供と、各種相談・助言及び緊急時の対応を行います。（高齢者共同生活支援施設は食事の提供もあり）

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
高齢者生活福祉センター 市内施設の定員	人	34	34	34	34	34	
高齢者共同生活支援施設 市内施設の定員	人	14	14	14	14	14	

※ 施設数：生活福祉センター3施設、共同生活支援施設2施設

■現状と課題

- 施設及び設備の老朽化、「土砂災害警戒区域」内に立地しているため、利用者の安全確保や、施設の安全対策が課題となっています。
- 冬季には需要が定員を上回る場合があり、夏季の利用者も増加傾向にあります。

■今後の方針・目標

- 入居者に安全・安心な生活を提供できるように、必要に応じ施設の改修などを行います。
- 地域のニーズに応え、季節ごとに変動する利用者の需要に適切に対応できるよう配慮します。

421-4 軽費老人ホーム（ケアハウス）【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

60歳以上で、家庭環境・住宅事情等により居宅で生活することが困難な人が利用できます。

また、食事の提供など日常生活上必要なサービスを提供します。

介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けることで入居者に介護保険施設並みの手厚い介護サービスを提供することが可能になります。

■これまでの実施状況

【A型】

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
市内施設の定員数	人	50	50	50	50	50	
長野老人保健福祉圏域定員	人	50	50	50	50	50	

【ケアハウス】

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
市内施設の定員数	人	319	319	319	319	319	
長野老人保健福祉圏域定員	人	399	399	399	399	399	

■現状と課題

- 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、在宅生活が困難な低所得高齢者や軽度者の受け皿として需要があり、定員に近い入所者の受け入れを行っていることから、施設の役割が重要となっています。

■今後の方針・目標

- 施設整備については、長野老人福祉圏域を利用圏域とするため、圏域内の市町村と調整を図りながら適切な定員数となるよう検討します。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない軽費老人ホームが多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、介護保険事業計画のサービス見込量に基づき、必要に応じ特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）への移行を促します。

421-5 養護老人ホーム【高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者を入所措置（行政処分）により養護し、生活の場を提供する施設です。

■これまでの実施状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
市内施設の定員数	人	150	150	150	150	150	
長野老人保健福祉圏域定員	人	290	290	290	290	290	
長野市措置者数	人	149	138	139	145	129	

※長野老人保健福祉圏域：介護保険法及び老人福祉法の規定に基づく区域

※長野市措置者数：圏域及び県外の施設に入所している措置者数

■現状と課題

- 無年金や年金受給額が低いために措置を必要とする高齢者は減少し、虐待の場合や認知症、精神疾患等の理由により措置を必要とする高齢者が増加傾向にあります。
- 圏域内の養護老人ホームにあっては、定員を満たさない時期と待機者がいる時期があり、需要にばらつきが見られる状況です。

■今後の方針・目標

- 引き続き、高齢者の置かれている環境や自立度に応じて措置の必要性を適切に判断していくことを念頭に、民生児童委員、地域包括支援センターとの連携を充実させ、自立した生活が困難となった高齢者の把握に努めます。
- 養護老人ホームは困窮する高齢者に生活の場を提供するための施設であるため、その必要性に配慮しながら、長野老人福祉圏域内の市町村と連携し適切な定員数になるよう検討していきます。

第3節 高齢者福祉施設等の整備目標

4-3-1 高齢者福祉施設等の整備目標

431-1 高齢者福祉施設等の整備目標【介護保険課・高齢者福祉課】

本計画期間中の整備水準の維持確保及び保険料への影響並びに介護老人福祉施設への入所申込者の状況、日常生活圏域における有料老人ホーム等の設置状況などを勘案し、整備目標を設定しています。

施設類型	令和2年度末の 状況（見込み）	第八期 整備計画	令和5年度 整備目標
介護保険施設（定員）			
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	1,671人	34人	1,705人
介護老人保健施設	1,324人	51人	1,375人
介護療養型医療施設	191人	医療院・老健等 への転換	（191人）
介護医療院	60人	—	60人
地域密着型施設（定員）			
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	834人	36人	870人
地域密着型介護老人福祉施設 （小規模特別養護老人ホーム）	609人	58人	667人
地域密着型特定施設 （小規模介護付有料老人ホーム等）	247人	29人	276人
特定施設入居者生活介護（定員）	615人	150人	765人
小 計	5,551人	358人	5,909人
高齢者生活福祉センター（定員）	34人	0人	34人
高齢者共同生活支援施設（定員）	14人	0人	14人
養護老人ホーム（定員）	150人	0人	150人
軽費老人ホーム （ケアハウス）（定員）	369人	0人	369人
小 計	567人	0人	567人
合 計	6,118人	358人	6,476人
住宅型有料老人ホーム（定員） ※1	635人	39人	674人
サービス付き高齢者向け住宅 （定員） ※1	843戸 ※2	105戸	948戸
老人福祉センター	11施設	0施設	11施設
ふれあい交流ひろば	6施設	0施設	6施設

※1 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、見込みであり、総量規制の対象とするものではありません。

※2 特定施設入居者生活介護を除く

■日常生活圏域別 地域密着型施設の整備目標

基盤整備 ブロック	地 区	認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設		地域密着型介護老人福祉施設	
		R2年度末 (見込)	R3～5年度の 整備目標	R2年度末 (見込)	R3～5年度の 整備目標	R2年度末 (見込)	R3～5年度の 整備目標
①	第一	1か所 18人	1か所 18人	1か所 24人	1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人
	第二	2か所 36人					
	浅川	2か所 36人					
	芋井						
	戸隠						
	鬼無里	1か所 6人					
	小計	6か所 96人					
②	三輪	1か所 18人	1か所 18人	1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人
	吉田	3か所 54人					
	若槻	2か所 36人					
	小計	6か所 108人					
③	古里	1か所 18人	1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人
	柳原	1か所 18人					
	長沼	1か所 18人					
	豊野	2か所 36人					
	小計	5か所 90人					
④	安茂里	2か所 36人	1か所 29人	1か所 29人	2か所 58人	2か所 58人	2か所 58人
	小田切						
	七二会	1か所 18人					
	信州新町	1か所 9人					
	中条	1か所 18人					
	小計	5か所 81人					
⑤	第三	2か所 36人	1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人
	第四						
	第五						
	芹田	4か所 63人					
	小計	6か所 99人					
⑥	古牧	2か所 36人	1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人	1か所 29人
	大豆島	2か所 36人					
	朝陽	1か所 18人					
	小計	5か所 90人					
⑦	川中島	2か所 36人	1か所 18人	1か所 20人	1か所 29人	2か所 58人	2か所 58人
	更北	3か所 54人					
	小計	5か所 90人					
⑧	篠ノ井	5か所 90人	1か所 29人	1か所 29人	5か所 136人	5か所 136人	5か所 136人
	信更	1か所 18人					
	大岡						
	小計	6か所 108人					
⑨	松代	2か所 36人	1か所 29人	1か所 29人	2か所 56人	1か所 20人	3か所 76人
	若穂	2か所 36人					
	小計	4か所 72人					
総計		48か所 834人	2か所 36人	9か所 247人	1か所 29人	22か所 609人	2か所 58人

基盤整備ブロックに設けた整備目標については、公募・選考にて事業者が決定されない場合は隣接する基盤整備ブロックに適用範囲を広げて公募・選考する場合があります。

第3部

介護サービス量等・給付費等の推計

- 1 介護保険等サービスの推計
- 2 財政推計

1 介護保険等サービスの推計

1 施設・居住系サービス利用者数の推計

第2部第4章「適切な介護サービス等を提供するための基盤整備」の各施設基盤の整備目標に基づく定員の増加及び本市被保険者の利用率の伸び等を勘案し、地域包括ケア「見える化」システムによりサービス利用者数を推計しています。

■施設・居住系サービス利用者数の推計[見える化システム速報値]

区分	単位	第七期（実績）		（見込み）	第八期推計			令和 7年度	令和 22年度
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	人/月	1,514	1,511	1,522	1,535	1,555	1,555	1,590	2,195
介護老人保健施設	人/月	1,144	1,129	1,159	1,175	1,175	1,210	1,237	1,708
介護療養型医療施設	人/月	139	140	146	146	146	146	※ -	-
介護医療院	人/月	1	8	3	54	54	54	204	282
特定施設入居者生活介護	人/月	448	444	501	571	651	651	665	919
認知症対応型共同生活介護	人/月	763	762	777	834	852	870	889	1,228
地域密着型介護老人福祉施設	人/月	532	536	545	609	638	667	682	942
地域密着型特定施設	人/月	244	239	240	247	276	276	282	390

※ 令和6年度までに介護療養型医療施設は介護医療院などへ転換されます。

2 在宅サービス見込量

在宅サービス見込量は、各サービスの利用実績（利用率）、計画期間における要支援・要介護認定者の伸び等を勘案し、地域包括ケア「見える化」システムにより推計します。

■在宅サービスごと利用量の実績と推計（予防給付）[見える化システム速報値]

区分	単位	第七期（実績）		（見込み）	第八期推計			令和 7年度	令和 22年度
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
介護予防訪問入浴介護	回/月	4	5	16	16	16	16	16	21
介護予防訪問看護	回/月	431	528	551	555	570	578	586	760
介護予防 訪問リハビリテーション	回/月	539	519	523	522	530	545	554	717
介護予防 居宅療養管理指導	人/月	81	81	76	78	79	80	82	106
介護予防 通所リハビリテーション	人/月	295	310	284	287	291	295	302	389
介護予防 短期入所生活介護	日/月	362	381	333	339	339	342	350	454
介護予防 短期入所療養介護（老健）	日/月	13	10	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	2,012	2,091	2,158	2,181	2,218	2,250	2,296	2,966
特定介護予防 福祉用具購入費	人/月	32	36	36	36	36	37	37	48
介護予防住宅改修	人/月	32	28	49	50	50	52	52	67
介護予防 認知症対応型通所介護	回/月	2	4	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人/月	16	15	8	9	9	10	10	13
介護予防居宅介護支援	人/月	2,297	2,385	2,449	2,474	2,515	2,552	2,603	3,362

■在宅サービスごと利用量の実績と推計（介護給付）[見える化システム速報値]

区分	単位	第七期（実績）		（見込み）	第八期推計			令和 7年度	令和 22年度
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
訪問介護	回/月	58,047	56,915	55,508	54,752	55,448	56,363	57,653	85,664
	人/月	2,277	2,240	2,210	2,198	2,227	2,264	2,316	3,355
訪問入浴介護	回/月	984	960	757	734	742	758	773	1,176
	人/月	209	208	186	181	183	187	191	291
訪問看護	回/月	6,440	6,878	7,549	7,424	7,517	7,645	7,813	11,547
	人/月	1,123	1,201	1,250	1,234	1,250	1,271	1,299	1,913
訪問リハビリテーション	回/月	3,264	3,079	3,107	3,101	3,130	3,189	3,263	4,788
	人/月	334	316	319	319	322	328	336	491
居宅療養管理指導	人/月	1,545	1,621	1,779	1,758	1,781	1,811	1,852	2,725
通所介護	回/月	39,442	40,033	41,793	41,771	42,307	43,009	44,001	63,186
	人/月	4,274	4,289	4,344	4,343	4,397	4,472	4,575	6,558
通所リハビリテーション	回/月	6,640	6,205	6,050	6,010	6,100	6,198	6,341	9,159
	人/月	905	847	803	798	810	823	842	1,215
短期入所生活介護	日/月	18,345	18,450	18,108	17,903	18,125	18,413	18,845	27,964
	人/月	1,547	1,556	1,507	1,494	1,513	1,537	1,573	2,311
短期入所療養介護（老健）	日/月	915	861	1,005	995	1,018	1,018	1,051	1,550
	人/月	87	80	88	87	89	89	92	136
福祉用具貸与	人/月	5,657	5,745	6,012	5,983	6,061	6,160	6,302	9,158
特定福祉用具購入費	人/月	94	92	82	81	82	84	85	124
住宅改修	人/月	49	52	66	64	65	67	69	98
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人/月	60	66	92	94	94	96	98	142
認知症対応型通所介護	回/月	926	954	1,178	1,159	1,181	1,200	1,221	1,796
	人/月	86	89	110	108	110	112	114	167
小規模多機能型居宅介護	人/月	192	195	225	223	227	231	236	343
看護小規模多機能型 居宅介護	人/月	38	52	90	91	93	93	95	138
地域密着型通所介護	回/月	16,723	17,346	17,571	17,515	17,751	18,040	18,458	26,696
	人/月	1,680	1,718	1,699	1,699	1,722	1,750	1,791	2,568
居宅介護支援	人/月	8,212	8,161	8,260	8,240	8,348	8,485	8,683	12,484

3 日常生活圏域ごとのサービス見込量

日常生活圏域ごとのサービス見込量は、各地区の要支援・要介護認定者数の割合を勘案して推計します。

ブロック 基盤整備	地区	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)					(介護予防)認知症対応型通所介護 (回)				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
		①	第一	2	2	2	2	3	23	23	24
	第二	3	3	4	4	5	45	45	46	47	69
	浅川	2	2	2	2	3	23	24	24	25	36
	芋井	1	1	1	1	1	10	10	10	10	15
	戸隠	1	1	1	1	2	16	16	16	17	25
	鬼無里	1	1	1	1	1	9	9	9	10	14
	小計	10	10	11	11	15	126	127	129	133	194
②	三輪	5	5	5	5	8	63	64	65	66	97
	吉田	4	4	4	4	6	48	49	50	51	75
	若槻	5	5	6	6	8	67	69	70	71	104
	小計	14	14	15	15	22	178	182	185	188	276
③	古里	3	3	3	3	4	34	34	35	35	52
	柳原	1	1	1	1	2	18	18	18	19	28
	長沼	1	1	1	1	1	9	10	10	10	15
	豊野	3	3	3	3	4	32	32	33	33	49
	小計	8	8	8	8	11	93	94	96	97	144
④	安茂里	5	5	5	5	8	64	66	67	68	100
	小田切	0	0	0	0	1	6	6	6	6	9
	七二会	1	1	1	1	1	10	11	11	11	16
	信州新町	2	2	2	2	3	23	24	24	25	36
	中条	1	1	1	1	2	12	12	13	13	19
	小計	9	9	9	9	15	115	119	121	123	180
⑤	第三	3	3	3	3	4	33	33	34	34	51
	第四	1	1	1	1	1	11	12	12	12	17
	第五	1	1	1	1	2	13	13	14	14	20
	芹田	5	5	5	5	7	57	58	59	60	88
	小計	10	10	10	10	14	114	116	119	120	176
⑥	古牧	5	5	5	5	7	59	60	61	62	92
	大豆島	2	2	2	2	3	27	28	28	28	42
	朝陽	3	3	3	3	5	39	40	40	41	61
	小計	10	10	10	10	15	125	128	129	131	195
⑦	川中島	6	6	6	6	9	72	73	74	75	111
	更北	7	7	7	7	10	85	87	88	90	132
	小計	13	13	13	13	19	157	160	162	165	243
⑧	篠ノ井	10	10	10	11	16	126	129	131	133	196
	信更	1	1	1	1	1	12	12	12	12	18
	大岡	0	0	0	1	1	7	7	7	7	10
	小計	11	11	11	13	18	145	148	150	152	224
⑨	松代	6	6	6	6	8	69	70	71	73	107
	若穂	3	3	3	3	5	37	37	38	39	57
	小計	9	9	9	9	13	106	107	109	112	164
総計		94	94	96	98	142	1,159	1,181	1,200	1,221	1,796

基盤整備 ブロック	地 区	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (人)					地域密着型通所介護 (人)				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
		①	第 一	5	5	5	5	7	34	34	35
第 二	9		9	9	9	14	65	66	67	69	98
浅 川	5		5	5	5	7	34	35	35	36	52
芋 井	2		2	2	2	3	14	14	14	15	21
戸 隠	3		3	3	3	5	23	24	24	25	35
鬼無里	2		2	2	2	3	13	13	14	14	20
小 計	26		26	26	26	39	183	186	189	194	277
②	三 輪	13	13	13	13	19	92	93	95	97	139
	吉 田	10	10	10	10	15	71	72	73	74	107
	若 槻	13	14	14	14	21	99	100	102	104	149
	小 計	36	37	37	37	55	262	265	270	275	395
③	古 里	7	7	7	7	10	49	50	51	52	74
	柳 原	4	4	4	4	5	26	26	27	28	40
	長 沼	2	2	2	2	3	14	14	14	15	21
	豊 野	6	6	7	7	10	46	47	48	49	70
	小 計	19	19	20	20	28	135	137	140	144	205
④	安茂里	13	13	13	14	20	94	96	97	100	143
	小田切	1	1	1	1	2	9	9	9	9	14
	七二会	2	2	2	2	3	15	15	16	16	23
	信州新町	5	5	5	5	7	34	35	35	36	52
	中 条	2	2	3	3	4	18	18	18	19	27
	小 計	23	23	24	25	36	170	173	175	180	259
⑤	第 三	7	7	7	7	10	48	48	49	50	72
	第 四	2	2	2	2	3	17	17	17	17	25
	第 五	3	3	3	3	4	19	20	20	20	29
	芹 田	11	12	12	12	18	83	84	86	88	126
	小 計	23	24	24	24	35	167	169	172	175	252
⑥	古 牧	12	12	12	13	18	87	88	89	91	131
	大豆島	5	5	6	6	8	40	40	41	42	60
	朝 陽	8	8	8	8	12	58	58	59	61	87
	小 計	25	25	26	27	38	185	186	189	194	278
⑦	川中島	14	15	15	15	22	105	106	108	110	158
	更 北	17	17	18	18	26	125	127	129	132	189
	小 計	31	32	33	33	48	230	233	237	242	347
⑧	篠ノ井	25	26	26	27	39	185	188	191	195	280
	信 更	2	2	2	3	4	17	17	17	18	26
	大 岡	1	1	1	1	2	10	10	10	10	15
	小 計	28	29	29	31	45	212	215	218	223	321
⑨	松 代	14	14	14	15	21	101	103	104	107	153
	若 穂	7	7	8	8	11	54	55	56	57	81
	小 計	21	21	22	23	32	155	158	160	164	234
総 計	232	236	241	246	356	1,699	1,722	1,750	1,791	2,568	

基 盤 整 備 ブ ロ ック	地 区	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (人)					地域密着型特定施設 (人)				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
		①	第 一	16	17	17	18	24	5	5	5
第 二	32		33	33	34	47	10	11	11	11	15
浅 川	17		17	17	18	25	5	6	6	6	8
芋 井	7		7	7	7	10	2	2	2	2	3
戸 隠	12		12	12	12	17	3	4	4	4	5
鬼無里	7		7	7	7	10	2	2	2	2	3
小 計	91		93	93	96	133	27	30	30	31	42
②	三 輪	45	46	47	48	67	13	15	15	15	21
	吉 田	35	35	36	37	51	10	11	11	12	16
	若 槻	48	49	51	52	71	14	16	16	16	23
	小 計	128	130	134	137	189	37	42	42	43	60
③	古 里	24	25	25	26	35	7	8	8	8	11
	柳 原	13	13	13	14	19	4	4	4	4	6
	長 沼	7	7	7	7	10	2	2	2	2	3
	豊 野	23	23	24	24	33	7	8	8	8	11
	小 計	67	68	69	71	97	20	22	22	22	31
④	安茂里	46	47	48	49	68	14	15	15	16	22
	小田切	4	4	5	5	6	1	1	1	1	2
	七二会	8	8	8	8	11	2	2	2	2	4
	信州新町	17	17	18	18	25	5	6	6	6	8
	中 条	9	9	9	9	13	3	3	3	3	4
	小 計	84	85	88	89	123	25	27	27	28	40
⑤	第 三	24	24	25	25	35	7	8	8	8	11
	第 四	8	8	8	9	12	2	3	3	3	4
	第 五	9	10	10	10	14	3	3	3	3	4
	芹 田	41	42	43	44	60	12	14	14	14	19
	小 計	82	84	86	88	121	24	28	28	28	38
⑥	古 牧	43	43	44	45	63	13	14	14	14	20
	大豆島	19	20	20	21	29	6	6	6	7	9
	朝 陽	28	29	29	30	42	8	9	9	9	13
	小 計	90	92	93	96	134	27	29	29	30	42
⑦	川中島	51	53	54	55	76	15	17	17	17	24
	更 北	61	63	64	65	90	18	20	20	21	29
	小 計	112	116	118	120	166	33	37	37	38	53
⑧	篠ノ井	91	93	95	97	134	27	30	30	31	43
	信 更	8	8	9	9	12	3	3	3	3	4
	大 岡	5	5	5	5	7	1	2	2	2	2
	小 計	104	106	109	111	153	31	35	35	36	49
⑨	松 代	50	51	52	53	73	15	17	17	17	23
	若 穂	26	27	28	28	39	8	9	9	9	12
	小 計	76	78	80	81	112	23	26	26	26	35
総 計		834	852	870	889	1,228	247	276	276	282	390

基盤整備 ブロック	地 区	地域密着型介護老人福祉施設 (人)					看護小規模多機能型居宅介護 (人)				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
		①	第一	12	13	13	13	19	2	2	2
第二	23		24	26	26	36	3	4	4	4	5
浅川	12		13	13	14	19	2	2	2	2	3
芋井	5		5	5	6	8	1	1	1	1	1
戸隠	8		9	9	9	13	1	1	1	1	2
鬼無里	5		5	5	5	7	1	1	1	1	1
小計	65		69	71	73	102	10	11	11	11	15
②	三輪	33	35	36	37	51	5	5	5	5	7
	吉田	25	27	28	28	39	4	4	4	4	6
	若槻	35	37	39	40	55	5	5	5	5	8
	小計	93	99	103	105	145	14	14	14	14	21
③	古里	18	18	19	20	27	3	3	3	3	4
	柳原	9	10	10	10	15	1	1	1	1	2
	長沼	5	5	5	5	8	1	1	1	1	1
	豊野	17	17	18	19	26	2	2	2	3	4
	小計	49	50	52	54	76	7	7	7	8	11
④	安茂里	34	35	37	38	52	5	5	5	5	8
	小田切	3	3	4	4	5	0	0	0	0	1
	七二会	6	6	6	6	8	1	1	1	1	1
	信州新町	12	13	13	14	19	2	2	2	2	3
	中条	7	7	7	7	10	1	1	1	1	1
	小計	62	64	67	69	94	9	9	9	9	14
⑤	第三	17	18	19	19	27	3	3	3	3	4
	第四	6	6	6	7	9	1	1	1	1	1
	第五	7	7	8	8	11	1	1	1	1	2
	芹田	30	31	33	33	46	4	5	5	5	7
	小計	60	62	66	67	93	9	10	10	10	14
⑥	古牧	31	33	34	35	48	5	5	5	5	7
	大豆島	14	15	16	16	22	2	2	2	2	3
	朝陽	21	22	23	23	32	3	3	3	3	5
	小計	66	70	73	74	102	10	10	10	10	15
⑦	川中島	38	39	41	42	58	6	6	6	6	9
	更北	45	47	49	50	69	7	7	7	7	10
	小計	83	86	90	92	127	13	13	13	13	19
⑧	篠ノ井	66	70	73	74	103	10	10	10	10	15
	信更	6	6	7	7	9	1	1	1	1	1
	大岡	4	4	4	4	5	0	0	0	0	1
	小計	76	80	84	85	117	11	11	11	11	17
⑨	松代	36	38	40	41	56	5	5	5	6	8
	若穂	19	20	21	22	30	3	3	3	3	4
	小計	55	58	61	63	86	8	8	8	9	12
総計	609	638	667	682	942	91	93	93	95	138	

4 地域支援事業見込量

地域支援事業の見込量は、各サービスの実施状況や高齢者人口の増加等を勘案して推計するとともに、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、主に次に掲げる事業を積極的に推進することとして算定しています。

介護予防・生活支援サービス

- ◆訪問型サービス 住民主体訪問型サービス・住民主体移動支援サービス
地域住民の支え合いによる生活支援や移動サービスを促進するもの

一般介護予防事業

- ◆専門職派遣アドバイス事業
保健・リハビリテーションの専門職が自宅等を訪問し生活の困りごとについてヘルパーやケアマネジャー等へアドバイスをしたり、ケア会議に参加し介護予防を推進するもの
- ◆介護予防把握事業
ひきこもりがちな高齢者など地域でもリスクが捉えにくい高齢者を把握し、フレイル予防や介護予防につなげるもの
- ◆お達者なまちづくり事業（地域介護予防活動支援事業）
高齢者による自主的な介護予防クラブであるはつらつ倶楽部のほか、高齢者の通いの場の創設の支援と利用促進を図りフレイル予防や介護予防につなげるもの

包括的支援事業

- ◆生活支援体制整備事業
地域課題を掘り起こしその解決を図る地域ケア会議などを活用し、住民の支え合いを誘発するなど高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取り組むもの
- ◆認知症総合相談支援 認知症地域支援・ケア向上事業
認知症になっても地域で安心して生活できるよう、企業を含めた地域支援体制としてのチームオレンジの設立などに取り組むもの

■地域支援事業の見込量

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・生活支援サービス							
訪問型サービス							
介護予防訪問介護相当サービス	利用延べ件数	件	8,566	9,038	9,190	9,516	13,539
訪問型基準緩和サービス	利用延べ件数	件	460	483	508	534	561
住民主体訪問型サービス	実施団体数	団体	5	15	27	27	27
訪問型短期集中予防サービス	利用延べ件数	件	5	5	5	5	5
住民主体移動支援サービス	実施団体数	件	5	15	27	27	27
通所型サービス							
介護予防通所介護相当サービス	利用延べ件数	件	29,679	31,321	31,784	32,882	47,621
通所型基準緩和サービス	利用延べ件数	件	3,645	3,828	4,020	4,221	4,433
住民主体通所型サービス	実施会場数	か所	0	0	1	3	21
第1号介護予防支援事業	介護予防 ケアマネジメント件数	件	26,583	27,591	28,630	28,680	33,498
一般介護予防事業							

専門職派遣アドバイス事業（地域リハビリテーション活動支援事業）								
訪問（自宅又は通所）	訪問延べ回数	回	100	100	100	100	123	
地域ケア会議（個別）	会議出席数	回	40	40	40	40	42	
介護予防把握事業	閉じこもり等のハイリスク高齢者対応数	人	300	300	300	400	500	
介護予防普及啓発事業								
介護予防あれこれ講座	参加延べ人数	人	1,750	2,500	2,500	2,500	-	
介護予防教室	参加延べ人数	人	3,050	2,970	2,900	0	0	
フレイル予防のための栄養・歯科相談会	参加実人数	人	24	35	35	35	40	
お達者なまちづくり事業（地域介護予防活動支援事業）								
お達者なまちづくり事業	団体支援回数	回	216	216	216	216	216	
通いの場の65歳以上参加者数	参加実人数	人	6,700	7,250	7,800	8,950	13,000	
「通いの場合帳」登録団体数	登録団体数	団体	450	480	520	600	880	
包括的支援事業								
地域包括支援センターの運営								
総合相談	延べ件数	件	40,000	40,000	40,000	46,000	47,000	
高齢者実態把握	延べ件数	件	5,700	5,700	5,700	0	0	
ケアマネジャーへの支援	研修会参加延べ人数	人	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
地域ケア会議推進事業	個別ケア会議	回	140	140	150	160	162	
在宅医療・介護連携推進事業	連携推進会議	回	3	3	3	3	3	
生活支援体制整備事業	検討会（協議体）	回	40	60	77	93	128	
認知症総合相談支援								
認知症初期集中支援推進事業	新規事業対象者数	人	40	40	40	40	40	
認知症地域支援・ケア向上事業	チームオレンジ			1	1	2	21	
地域ケア会議推進事業	ネットワーク会議	回	40	60	77	93	128	
任意事業								
介護給付費等適正化事業	ケアプラン点検か所数	件	240	240	264	288	300	
家族支援事業								
はいかい高齢者支援サービス助成事業	助成件数	件	40	45	50	50	60	
介護者教室	参加延べ人数	人	570	600	600	600	500	
その他の事業								
成年後見制度利用支援事業	助成件数	件	12	12	12	12	15	
福祉用具・住宅改修支援事業	支援件数	件	180	182	184	188	200	
認知症サポーター等養成事業	受講延べ人数	人	39,000	39,000	42,000	48,000	93,000	
あんしん相談員派遣事業	派遣回数	回	1,600	1,612	1,624	1,650	1,700	
高齢者世話付住宅生活相談員派遣事業	入居実人数	人	21	21	21	21	21	
配食サービス事業	利用実人数	人	30	31	32	34	-	

2 財政推計

1 介護保険給付費等の推計

標準給付費と地域支援事業費の合計額の23%が第1号被保険者の負担となります。

標準給付費とは、介護（予防）給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払手数料の合計です。介護（予防）給付費は、施設利用者数の推計及び居宅サービス見込量から推計しています。特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払手数料は、実績を基に計画期間中のサービス見込量の伸び等を勘案して推計しました。

地域支援事業費は、高齢者人口の増加等を勘案するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、計画期間に積極的に取り組む事業の見込量から推計しています。

区 分	令和	令和	令和	令和	令和
	3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
合 計 (①+②)	34,213,040	34,916,446	35,620,579	36,552,717	51,209,244
① 標準給付費	32,427,049	33,045,191	33,589,281	34,417,230	48,735,239
介護給付費	30,960,368	31,636,779	32,158,632	32,954,823	46,715,450
特定入所者 介護サービス費	744,735	681,595	692,352	707,726	977,465
高額介護 サービス費	636,568	639,801	649,906	664,329	917,535
高額医療合算 介護サービス費	57,746	58,854	59,784	61,110	84,402
審査支払手数料	27,632	28,162	28,607	29,242	40,387
② 地域支援事業費	1,785,991	1,871,255	2,031,298	2,135,487	2,474,005

■介護保険給付費等の推計[見える化システム速報値]

(単位：千円)